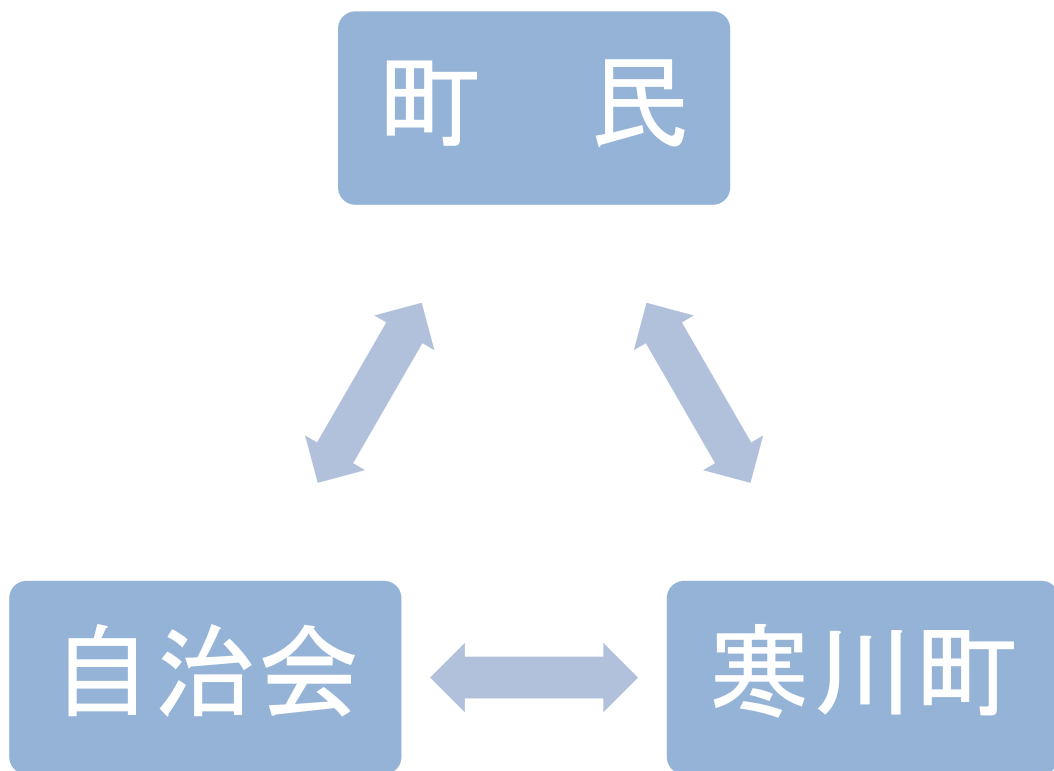


寒 川 町 自治会運営 マニュアル (令和 7 年度版)



寒川町自治会長連絡協議会

(令和 7 年 4 月発行)

寒川町自治会運営マニュアル（目次）

1. はじめに	P1
2. マニュアル作成の目的と特徴	P1
3. 自治会活動とは	
(1) 目的	P2～3
(2) 事業・行事等	P4
(3) 加入促進	P5
4. 自治会（町内会）の運営	
(1) 規約・会則の整備	P5
(2) 役員の構成及び選出	P5～6
(3) 専門組織（委員会・部会）等	P6
(4) 自治会長の役割及び役員の心構え	P7
5. 寒川町自治会会計基準（参考様式）	P8～21
6. 自治会と行政との連携等	
＜行政連絡業務＞	P22
＜地域担当職員制度＞	P22
7. 自治会長に出席を依頼する会議等	
＜行政連絡会議＞	P22
＜自治会長連絡協議会＞	P22
自治会長等へ参加を依頼する行事等予定表	P23～24
年間提出物スケジュール	P25
8. 各種助成制度	P26
9. 自治会業務で関係する窓口	P27～28
10. 自治会長連絡協議会	
(1) 寒川町の概要	P29
(2) 自治会の沿革	P29～30
(3) 自治会組織の概要	P31～32

（４）委員会組織について	P33
寒川町自治会長連絡協議会規約	P34～37
寒川町自治会長連絡協議会役員選挙に関する規定	P38
さむかわ自治会だより発行規定	P39～40
寒川町自治会長連絡協議会見舞金及び弔慰金支給内規	P41
令和６年度自治会活動交付金交付額等一覧表	P42
令和５年度寒川町自治会長連絡協議会事業報告	P43～47
令和５年度寒川町自治会長連絡協議会収支報告	P48～50
令和６年度寒川町自治会長連絡協議会事業計画	P51～53
令和６年度寒川町自治会長連絡協議会収支予算	P54～55
 １１．募金・会費関係	 P56
１２．自治会加入促進に関する資料	P57
自治会に加入しましょう（加入促進チラシ）	P58～59
自治会への加入促進に関する協定書	P60～61
自治会加入促進依頼文書 （未加入世帯宛て、不動産業者宛て、その他事業者宛て）	P62～64
１３．個人情報の取扱いに関する資料	P65～85
１４．消防分団の取扱いに関する資料	P86～92
 ＜参考＞規約（会則）の参考事例	 P93～98

1. はじめに

近年、社会経済環境とともに、個々人のライフスタイルや価値観は変化し、人と人とのつながりも多種多様化しています。このような情勢の中で、地域を基盤とした、人と人とのつながりの基になる自治会活動は、住みよい地域をつくるための大きな柱となります。

令和6年1月1日には、能登半島地震が発生し、改めて地域における住民相互の助け合い・支え合い活動の重要性が再認識されました。

私達の住む寒川町は、震度6弱以上の揺れが想定される東海地震や神奈川県西部地震など、大きな災害に見舞われることが予想される地域です。平成24～25年度には当時23地区の全自治会がそれぞれ主体となって、10か所の広域避難所の運営マニュアルの策定に精力を注ぎました。また、寒川町は今後、高齢化が進んでいく地域であり、災害時等における支援対策などの体制づくりが必要となっています。全国を見渡すと、自治会の有無によって、「災害が起きてからの対応」、「地域の助け合い・支え合いの活動」に大きな差が見られます。今後の社会生活を考える上で、自治会活動をはじめとした、地域を基盤とする人と人とのつながりの大切さが再認識され、今後も自治会活動を通して、住みやすい地域づくりに努めていく必要があります。

寒川町自治会長連絡協議会(※1)は、単位自治会(※2)を誰が引き受けても、その業務を出来るだけ容易に取り組めるよう、平成22年度に本紙「寒川町自治会運営マニュアル(以下。マニュアルという)」を作成しました。その後、毎年見直しを重ね発行をしています。本マニュアルは、令和6年4月に発行した令和6年度版をもとに、最新情報へ更新し、令和7年4月に発行をしました。各自治会役員が本マニュアルを利用し、少しでも活動のお役に立つことを願っています。(※1・※2 いずれもP2 参照)

2. マニュアル作成の目的と特徴

近年の自治会活動の課題の一つとして、任期の短い自治会役員で構成される自治会が多いことが挙げられます。中には、役員の任期が1年で交代するなど、円滑な自治会活動を継続していくことが困難になっている自治会が見受けられます。また、行政との関わりにおいて、初めての自治会役員を中心に、寒川町の担当窓口が分かりにくいという声があり、慣れるまで、自治会活動に戸惑いが出ているという意見もあります。

そこで、自治会活動の円滑な運営や活動を継続・促進するために、自治会の設立から運営などの基本項目をはじめとして、自治会に対する各種補助金制度など、行政との関わりについてまとめたマニュアルを作成しました。

3. 自治会活動とは

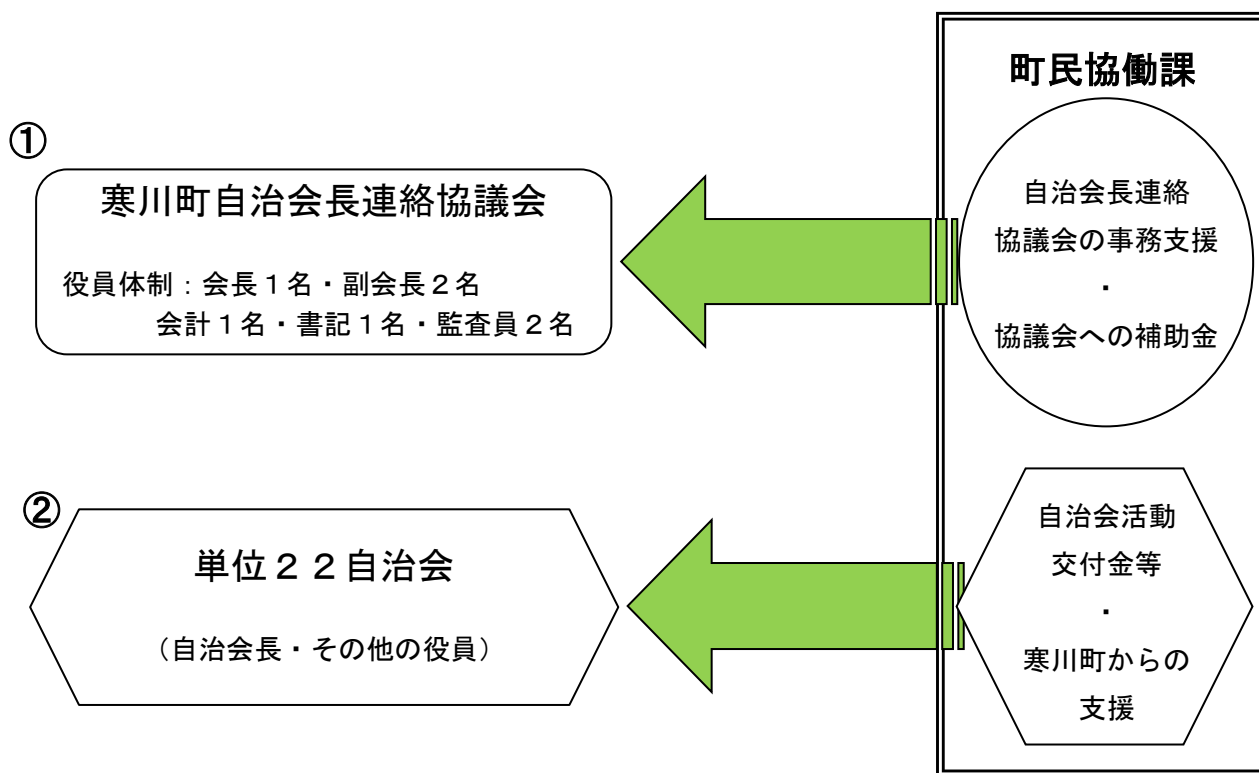
(1) 目的

自治会活動は、地域に住む人々が交流し、親睦を図りながら結束を強め、地域での生活に必要な情報交換や、課題解決に取り組み、生活の安全・安心などを推進する活動を行います。また、地域の環境をより良くするために、美化活動などを通して、自主的・自発的に協働し、住みやすいまちづくりを進めていくことを目的としています。

そのためには、地域の人たちがお互いに話し合い、交流し、議論に基づいた意思決定をすることが出来る場をつくるなど、民主的に自治会を運営する心がけが必要です。

・組織

寒川町の自治会組織の構成と町からの支援は、つぎのとおりです。



- ① 寒川町自治会長連絡協議会…寒川町内の22の自治会長から構成される協議会組織です。自治会活動の促進及び円滑な運営を目的とし、設立されました。主な事業は、単位自治会間での情報・意見交換、調査研究や合同視察研修の実施、行政との連絡調整・要望活動などに取り組んでいます。
- ② 単位自治会…個々の地域にある自治会で、寒川町内には22の自治会があります。単位自治会は、地域において最も基本となる住民自治組織です。それぞれに特色あるイベントの実施や、防犯灯の設置、回覧板での情報周知など、各々の事業計画に基づいて活動しています。自治会は、地域最大のコミュニティ組織として、地域を代表して課題解決に努めています。

単位自治会の中には、町内会が設置されている自治会（田端自治会・宮山自治会・倉見自治会）や、特定の地域で任意に協議会を設置している自治会（一之宮自治会長協議会）などがあります。各自治会の区分けはつぎのとおりです。

自治会マップ



田端自治会	田端	越の山自治会	岡田 8 丁目
一之宮東自治会	一之宮 1 丁目、 一之宮 8～9 丁目、中瀬	岡田もくせい ハイツ自治会	岡田 7 丁目 (寒川もくせいハイツ内)
一之宮西自治会	一之宮、 一之宮 2～8 丁目	県営寒川もくせいハイツ 第二自治会	岡田 7 丁目 (寒川もくせいハイツ内)
一之宮北自治会	一之宮 1～5 丁目	菅谷台自治会	岡田 7 丁目
一之宮ソフィア自治会	一之宮 7 丁目 (ソフィア茅ヶ崎内)	大蔵自治会	大蔵、岡田、岡田 7 丁目、 小谷、小谷 1 丁目
中瀬自治会	一之宮 1 丁目、 中瀬	小谷自治会	小谷、小谷 1～4 丁目、 岡田、岡田 5～7 丁目、 大蔵
筒井自治会	中瀬	新橋アパート 自治会	宮山 (新橋アパート内)
大曲自治会	大曲	宮山南部自治会	宮山、一之宮
岡田東自治会	岡田、岡田 3～5 丁目、 岡田 8 丁目	小動自治会	小動
岡田西自治会	岡田、岡田 1～3 丁目、 岡田 5～6 丁目	宮山自治会	岡田、小谷、宮山
新町自治会	一之宮 1～2 丁目、 岡田、岡田 1 丁目、 岡田 3 丁目、小谷、宮山	倉見自治会	倉見

(2) 事業・行事等 自治会はつぎの事業等を行っています。

① 地域問題を解決するための事業

交通安全、防犯・非行防止、青少年育成、防災・防火、消費者問題、資源回収、福祉、高齢者支援、生活改善、食育の問題、困りごとの行政への連絡など、地域の問題に関する事業。具体的には以下のようなものがあります。

- ・ 自主防災組織づくり活動、防災訓練/防災活動の実施、災害時要援護者支援等
- ・ 防犯活動（子ども見守りネットワーク等）、防犯灯の設置申請及び管理等
- ・ 交通安全運動のための街頭/啓発/交通安全対策協議会活動への参加等
- ・ 青少年育成活動（PTAとの活動支援協力、通学路の安全確認・要望対応等）
- ・ 道路、水路改良、通学路の安全確保、交通施設の地域環境整備の要望等

② 地域生活を充実するための事業

祭礼や盆踊り、運動会、文化祭など地域交流と親睦の促進に関する事業。具体的には以下のようなものがあります。

- ・ 地区運動会や各種スポーツ大会等の支援等
- ・ 夏祭り/趣味の会の活動等
- ・ 子育て支援活動と高齢者福祉活動等
- ・ 健康講座の開催等

③ 環境・施設維持事業

環境美化、清掃/衛生活動、集会所などの施設の整備・維持等、地域の環境と施設の維持・管理に関する事業。具体には以下のようなものがあります。

- ・ 集会所の管理運営等
- ・ 地域の公園や道路、河川等のごみ拾いや清掃/美化活動等
- ・ 花いっぱい運動、花によるまちづくり、植栽運動等

④ 広報事業、その他諸団体との調整

回覧や掲示物による、自治会の広報活動や行政等からの情報伝達、地域内の諸団体との連携などに関する事業。具体的には以下のようなものがあります。

- ・ 町、その他関係団体からの情報の伝達（回覧等）や連絡調整等
- ・ 各種コミュニティ支援の助成金の申請等
- ・ 自治会会報の発行等
- ・ 日赤/社会福祉関係団体の募金協力等

寒川町の自治会の特徴として、各自治会の構成世帯数が100世帯未満～2,000世帯以上と、他自治体の自治会と比べて、規模や世帯数の差が大きいことが挙げられます。自治会活動の内容は各自治会の規模により異なる面もありますが、上記のような事業を基本として活動しています。

（３）加入促進

自治会は、地域における任意団体であるため、地域住民に対して、加入の強制及び退会の拒否はできませんが、自治会に加入していれば、地域内の情報連絡や行政からの情報提供に触れる機会が多く、防災・防犯、子育て・高齢者支援、交通安全の確保など、地域における課題等への要望・対応も容易になります。また、災害時の救援・支援活動についても地域住民と共に助け合いながら、行うことができます。

自治会活動は、地域住民の方々の相互理解が不可欠なため、未加入世帯や新しく地区内に転入・転居してきた方々に対しては、積極的に活動内容の情報提供を行い、加入促進をすることが必要です。このような方には、身近な役員を通して、あるいは自治会長等と連携して、加入促進チラシなどを利用し、加入促進を図りましょう。

詳しくは「12. 自治会加入促進に関する資料（P57～64）」に掲載しています。

4. 自治会（町内会）の運営

（１）規約・会則の整備

自治会活動を民主的かつ持続的に運営するためには、規約・会則（以下、規約という）に基づいた運営が欠かせません。規約により自治会員の権利と義務を明確にすることは、様々な活動への参加や、主体的な活動の保証につながります。

自治会の組織や役員・予算・事業等は規約に基づいて形づくられ、活動へとつながることから、規約は大多数の会員の理解が得られる内容であることが基本となります。

なお、規約の内容は、転出入等による住民の入れ替わりや、少子高齢化の進行など、構成員の変化や地域の実情に応じ、自治会員の意見を取り入れながら、定期的に見直す必要があります。また、地域によって、様々な慣例や特性があるため、常識的かつ必要な範囲で、これらを加味した規約とすることが大切です。

このマニュアルでは、規約の参考事例（P93～98）を載せていますが、自治会の世帯規模や地域課題・特徴に応じて、組織編成を変更するなど、裁量によってそれぞれの自治会にあった工夫を凝らし、柔軟に対応する必要があります。

（２）役員の構成及び選出

自治会が秩序を保ちながら、目的を持って活動するためには、役員の役割を明確にすることが大切です。役員は、総会の決定事項に従い、日常的に会員の意見を聴き、自治会内で知り得た情報を会員へ周知・伝達します。役員は、自治会活動の中心的存在であり、対外的には自治会の代表者となります。

自治会の規模によって、役員数や構成は変わります。役員選出は選挙・推薦・抽選・順番制などの方法があります。つまり、役員の選出は、それぞれの自治会で一番望ましい方法で工夫することが必要です。ただし、抽選や順番制を採用した場合、お子さんがいる家庭や、介護を要する家庭、高齢者世帯等へ役割や仕事の負担軽減などの配慮が必要な場合

もあります。このようなことを考慮し、役員選出を行うように心掛けましょう。

自治会における会計年度は、全自治会が1年間としていますが、役員の任期については、会計年度に関わらず、例えば任期を2年とし、1年ごとに役員が交代する方法や、課題事業の継続的な対応について、専門組織（委員会）を設けて、ある程度の期間、事業を引き継ぐなど、事業の継続性が保てるような体制を工夫することも必要となります。一般的な役員の構成および役割は、つぎのようなものがあります。

① 会 長

自治会を自主的・民主的に運営し、組織をまとめる最高責任者であり、対外的には会の意志を伝える代表者となります。なお、円滑な自治会運営のため会長退任後は、相談役などの役割があると理想です。また、副会長・会計等の役職を経験してから会長に就任することで、自治会事業や活動を把握でき、継続的な自治会活動に効果的です。

② 副会長

会長を補佐し、時には会長職の代理責任があります。（会長が役割を果たせないとき）

③ 会 計

現金出納や会計書類・備品の管理などの出納責任者であり、年間の資金繰りを行います。

④ 書 記

会議の準備、記録、自治会員への連絡等、自治会の庶務を担当します。

⑤ 監 事

監事は、会計事務が適切に処理されているかどうか、支出が適正であるかどうかを、会計帳簿・領収書等の帳票類や預金通帳・決算書を定期的に確認し、総会で報告します。不適切な支出や会計処理があった場合、改善点を示して今後の活動に生かしていくことが大切です。問題点を放置しておくことは、会計等の支出の不合理が継続していくことになり、自治会の存続そのものを危うくすることにもつながります。なお、役割内容の性格上、監事は他の役員と兼任しないことが望ましいとされています。

（３）専門組織（委員会・部会）等

自治会は、地域課題や住民の要求に対応し、効率的な運営をするため、人材発掘や活力を引き出すような専門組織（委員会・部会）を設置した方が好ましい場合があります。専門組織の長等は、その責任者で、専門組織の役割と決定事項に従い、事業を進行します。また、専門組織の立場から自治会執行部の会議に参加し、意見や組織の意思を伝えます。活動内容は随時自治会に報告し、事業実施の方向性や意思疎通を行う必要があります。

(4) 自治会長の役割及び役員の心構え

自治会活動の中心は会長であり、これを補佐するのが役員です。自治会が活発に活動を進める上で、会長及び役員は大変重要になります。留意すべき事項はつぎのとおりです。

① 幅広い住民参加への工夫

自治会活動には、その地域に住む人たちの総意が、常に反映されなければなりません。十分に話し合い、相互に個性を認め、理解し合い活動を進められるような環境づくりを心掛ける必要があります。会長及び役員は、住民の要望や地域課題に注意を払い、地域に根ざした自発的かつ自主的な参加を得るため、様々な創意工夫と情報提供を行うことが求められます。

② 個性を生かした役割分担

活動を進める上で、一人ひとりの個性を可能な限り活かし、伸ばせるような役割分担の配慮をすることが必要です。自治会員の方々は、様々な職業や経験、知識を持っており、有効的に活用することが、充実した自治会活動を進める上で基礎となります。

③ プライバシーへの配慮と個人情報保護の取り扱い

住民のプライバシーを知り得る機会が多くあります。自治会活動に参加しにくい要因として、「プライバシーの侵害・侵害の恐れ」があるとされています。プライバシーへの配慮は、その地域の関係を良好にし、自治会への信頼感を高めます。自治会活動や地域で知り得た情報の目的外使用のないような配慮が必要です。自治会活動においては、その人個人の有り様を見るようにすることが大切です。

平成 15 年度には「個人情報の保護に関する法律」が成立しました。自治会で管理する個人情報も、規模を問わず同法に基づいた個人情報の取得や管理が求められます。個人情報保護の取り扱いは、「13. 個人情報の取扱いについて (P 65~85)」を参照ください。

④ 情報提供と後継者づくり

自治会活動は幅広い分野に渡るため、「役員職をこなすためには、勉強が必要だ」と感じる役員の方もいます。研修会や会議に参加し必要な情報を収集して自治会員に提供すること、勉強会や定期的な情報交換・周知の場を設けることは、後継者育成への一歩となります。会計・副会長からの順上がり制度や、専門組織（委員会・部会）制度、自治会長退任後の相談役の仕組みなどをうまく活用して、後継者を育てていくことが大切です。

5. 寒川町自治会会計基準（参考様式）

寒川町の自治会における予算書、決算書、支出伝票などの標準的な様式をまとめました。現在、各自治会で使用されている様式等は、そのまま使用しても差し支えありません。標準様式で参考となる部分があれば、取り入れて、少しでも分かりやすい様式とするように、改善をお願いします。

P9…令和〇〇年度〇〇自治会収支予算書（案）

P12…令和〇〇年度〇〇自治会収支決算書

P16…積立金・基金会計報告書

P17…収入伝票

P18…支出伝票

P19…令和〇〇年度〇〇自治会事業別予算明細書

P20…地域集会所 備品管理台帳

令和〇〇年度 〇〇自治会収支予算書(案)

(単位:円)

収 入

大項目	中項目	小項目	予算額 A	前年度予算額 比較増減		説 明
				B	A-B	
自治会費			1,840,000	1,780,000	60,000	
	自治会費		1,840,000	1,780,000	60,000	
		一般会費	1,800,000	1,740,000	60,000	年額3,000円×600世帯
		特別会費	40,000	40,000	0	1 〇〇工業寒川事業所 2 〇〇産業(株)
補助金・交付金			421,800	558,000	-136,200	20,000円 20,000円
	補助金・交付金		421,800	558,000	-136,200	
		補助金・交付金	421,800	558,000	-136,200	① 自治会活動交付金(寒川町) 288,000円 ② 自主防災組織活動等補助金(寒川町) 49,000円 ③ 地域福祉活動助成金(社会福祉協議会) 50,000円 ④ 募金関係事務費(社会福祉協議会) 4,800円 ⑤ 地区集会所交付金(寒川町) 30,000円
雑収入			51,000	51,000	0	
	雑収入		51,000	51,000	0	
		雑収入	51,000	51,000	0	1. 預金利子 396円 2. 諸行事芳志・寄付等 50,604円
繰越金			157,835	201,540	-43,705	
	繰越金		157,835	201,540	-43,705	
		前年度繰越金	157,835	201,540	-43,705	前年度繰越金
合 計			2,470,635	2,590,540	-119,905	

令和〇〇年度 〇〇自治会収支予算書(案)

（単位：円）											
大項目	中項目	小項目	予算額		町補助金 充当額	前年度予算額		比較増減		説 明	備 考 欄
			A			B		A-B	比較増減		
自治会運営費			1,220,000		30,000	1,190,000		30,000		比較増減	(出来るだけ、予算の内訳を記載する。)
	事務費		650,000		0	640,000		10,000			
		事務諸費	500,000		0	490,000		10,000		1. 運営事務諸費 2. 負担金 3. 役員報酬 4. 福利厚生費	60,000円 110,000円 300,000円 30,000円
		会議費	150,000		0	150,000		0		1. 総会関係費 2. 通常会議費	80, 000円 70, 000円
	渉外費		350,000		0	350,000		0			
		祭礼費	300,000		0	300,000		0		1. 浜降祭負担金 2. 神社祭礼御旅所賄費 3. 〇〇神社秋祭負担金	100,000円 100,000円 100,000円
		交際費	50,000		0	50,000		0		1. 自治会交際費	50,000円
	施設管理費		220,000		30,000	200,000		20,000			
		地域集会所費	100,000		0	100,000		0		1. 〇〇地域集会所運営委員会繰出金	100,000円
		地区集会所費	120,000		⑤ 30,000	100,000		20,000		1. △△地区集会所運営費	120,000円
自治会活動費			1,050,000		387,000	1,020,000		30,000			
	地域活動費		1,050,000		387,000	1,020,000		30,000			

支出

(単位:円)

		地域防災費	250,000	②	49,000	200,000	50,000	1. 自主防災事業活動費	250,000円
		文レク活動費	580,000	①	338,000	600,000	-20,000	1. 敬老会事業費 2. 夏祭り関係事業費 3. 高齢者サロン運営事業費 4. こどもまつり運営事業費 5. ボウリング大会事業費	180,000円 150,000円 120,000円 50,000円 80,000円
		環境美化活動費	50,000		0	60,000	-10,000	1. まちぐるみ美化運動費 2. 相模川美化運動参加経費 3. 衛生関係費	15,000円 15,000円 20,000円
		各種団体補助金	170,000		0	160,000	10,000	1. 子供会補助金 2. 老人会補助金 3. 婦人会補助金	70,000円 50,000円 50,000円
積立金			150,000		0	150,000	0		
	積立金		150,000		0	150,000	0		
		積立金	150,000		0	150,000	0	1. 災害準備積立金	150,000円
予備費			50,635		0	250,540	-199,905		
	予備費		50,635		0	250,540	-199,905		
		予備費	50,635		0	250,540	-199,905	1. 予備費	50,635円
合 計			2,470,635		417,000	2,610,540	5,095		

※ 目、細目間における予算の流用については、評議委員会の承認を持って流用することが出来る。

※ 事業名は活動内容や事業目的ごとに関係費用をまとめ、事業名とする。

例： 評議委員会費、自治会総会費、防災部会費、町ぐるみ美化運動費、敬老会事業費などと内容が判るようにする。

※ 備考欄には、出来るだけ予算の内訳等を記載すること。

令和〇〇年度 〇〇自治会収支決算書

(単位:円)

収 入

大項目	中項目	目	予算額		決算額	増減		説明
			A	B		A-B		
自治会費			1,840,000	1,849,000		9,000		
	自治会費		1,840,000	1,849,000		9,000		
補助金・交付金		一般会費	1,800,000	1,809,000		9,000		3, 000円(年額)×602世帯 1, 500円(転入世帯 半年分)×2世帯
		特別会費	40,000	40,000		0		1 〇〇工業寒川事業所 2 〇〇産業(株)
			421,800	431,990		10,190		
	補助金・交付金		421,800	431,990		10,190		
		補助金・交付金	421,800	431,990		10,190		① 自治会活動交付金(町) 288,460円 ② 自主防災組織活動等補助金(町) 58,580円 ③ 地域福祉活動助成金(社協) 50,000円 ④ 募金関係事務費(社協) 4,950円 ⑤ 地区集会所交付金(町) 30,000円
雑収入			51,000	60,415		9,415		
	雑収入		51,000	60,415		9,415		
		雑収入	51,000	60,415		9,415		1. 預金利子 415円 2. 芳志 敬老会(〇〇団体) 15,000円 夏祭り(〇〇団体) 35,000円 賀詞交換会(〇〇団体) 10,000円
繰越金			157,835	157,835		0		
	繰越金		157,835	157,835		0		
		前年度繰越金	157,835	157,835		0		前年度繰越金 157,835円
合 計			2,470,635	2,499,240		28,605		

支出

大項目	中項目	目	予算額	町補助金 充当額	決算額	執行残額	説 明
自治会運営費	事務費		1,220,000	30,000	1,130,110	89,890	
			650,000	0	600,760	49,240	
		事務諸費	500,000	0	457,800	42,200	1 運営事務費 事務用品(再生紙、筆記用具等) 2 負担金 自治会長連絡協議会負担金 茅ヶ崎寒川防犯協会負担金 3 役員報酬 会長 副会長 会計 町内会長 班長 等々、内訳記入 4 福利厚生費 慶弔金 @5,000×6件 30,000
		会議費	150,000	0	142,960	7,040	1 総会費 総会資料作成経費 総会時賄い費(○人分) 2 会議費 定例会議資料作成経費(コピー代等) 定例会議時賄い費(お茶等12回分)
	渉外費		350,000	0	310,000	40,000	
		祭礼費	300,000	0	300,000	0	1 浜降祭負担金 2 神社祭礼御旅所賄い費 3 ○○神社秋祭負担金
		交際費	50,000	0	10,000	40,000	1 ○○産業(株)納涼祭寸志 10,000
	施設管理費		220,000	30,000	219,350	650	
		地域集会所費	100,000	0	100,000	0	○○地域集会所運営繰出金 (別紙決算書のとおり)
		地区集会所費	120,000	⑤ 30,000	119,350	650	○○地区集会所運営費 1 光熱水費 電気 24,560 ガス 12,890 上下水道 12,300 灯油 3,600 2 修繕料 ガラス修繕 119,350 53,350 13,800

自治会活動費									3 保険料 火災保険料 4 備品購入費 長机 @10,000×1 5 消耗品費 清掃用具ほか 6 委託料 植木手入れ委託料	22,500 10,000 9,700 10,000
	地域活動費									
		1,050,000	397,040	1,239,080	△ 189,080					
		1,050,000	397,040	1,039,080	10,920					
	防災関係費	250,000	② 58,580	269,780	△ 19,780				2 自主防災活動費 防災訓練助費 @800×50人 備蓄食糧購入 @200×600食 備蓄資機材(毛布、ライト、簡易トイレ等)	269,780 40,000 120,000 109,780
	文レク活動費	580,000	①,③ 338,460	556,600	23,400				1 敬老会事業費 記念品代 @3,000×40人 弁当・飲物 @1,200×40人 消耗品(リボンテープ @1,140×3) 2 夏祭り事業費 茶菓代 @800×80人 景品代 会場整備経費 消耗品(〇〇、△△等) 3 高齢者サロン運営事業費 茶菓代 @400×延べ210人 消耗品(〇〇、△△等) 4 こどもまつり運営事業費 茶菓代 @600×45人 参加粗品 @500×45人 消耗品(〇〇、△△等) 5 ボウリング大会事業費 飲物 @120×40人 会場使用料 賞品・参加賞	171,420 120,000 48,000 3,420 142,420 64,000 50,000 23,000 5,420 113,520 84,000 29,520 53,040 27,000 22,500 3,540 76,200 4,800 46,200 25,200
	環境美化活動費	50,000	0	42,700	7,300				1 まちぐるみ美化運動費 飲物 @120×60人 軍手 @100×60組 2 相模川美化活動費 飲物 @120×60人	13,200 7,200 6,000 13,200 7,200

積立金・基金会計報告書

〇〇年度

令和〇〇年〇月〇〇日現在

災害準備基金積立金(平成〇〇年〇月〇日 開始)

単位:円

年度当初基金額	今年度積立額	年度末現在高	摘要
100,000	150,000	250,000	〇月〇日 基金を積立
			〇〇銀行〇〇支店定期預金

〇〇〇〇積立金(昭和〇〇年〇月〇日 開始)

単位:円

年度当初基金額	今年度積立額	年度末現在高	摘要
			〇月〇日 基金利子分を積立
			〇〇銀行〇〇支店定期預金

〇〇〇〇基金(昭和〇〇年〇月〇日 開始)

単位:円

年度当初基金額	今年度積立額	年度末現在高	摘要

収 入 伝 票

第 号				収入科目	年度	令和	年度
令和 年 月 日					会計		会計
決 裁	会長	副会長	会計		事業		事業
					大項目		費
					中項目		費
					小項目		費

収 入 金 額

金額	百万	十	万	千	百	十	円

明細

納入者住所

氏名

注意 ※補助金や交付金は、**決定通知書を添付**してください。
 ※会費収入は、明細欄に〇〇円×〇〇人分というように記載してください。
 ※寸志などは、明細欄にいつ、何に対してのものなのかがわかるように記載してください。
 ※伝票は事業ごとにまとめて保存してください。

支 出 伝 票

第 号				収入科目	年度	令和	年度
令和 年 月 日					会計		会計
決 裁	会長	副会長	会計		事業		事業
					大項目		費
					中項目		費
					小項目		費

支 払 金 額

	百万	十	万	千	百	十	円
金額							

明細

裏面別紙領収書のとおり

支払先住所

氏名

 印

注意 ※領収書を必ず裏面に貼り付けてください。
 ※交際費や慶弔費の場合は、礼状や招待状を添付してください。
 ※明細欄に、いつ、何に対して支払ったのかがわかるように記載してください。
 ※謝礼など領収書がとりにくいものは、本様式に受領印を押す。
 ※伝票は事業ごとにまとめて保存してください。

令和〇〇年度 〇〇自治会事業別予算明細書

(事業名:)

支 出

(単位:円)

細目	予算額	前年予算額	差引額	説 明
	A	B	B-A	予 算 額
1. 福利厚生費				慶弔規定にもとづく見舞金・祝い金、弔慰金など
2. 報償費				役員、評議員の年謝礼・手当、管理人、鍵の管理者などへの謝品・謝礼など、役員の退任謝品など 行事の物品、車両借用の礼金、謝品
3. 旅費・費用弁償				自治会業務のための交通費、日当、活動実費 (金銭を支給の場合は規約で定める)
4. 交際費				会長交際費(社会通念上の自治会活動の範囲に限る)、その他
5. 消耗品費				事務用品、修繕用雑品、行事用の消耗品、厨房、衛生雑品、会議用の雑品など
6. 光熱水費				ガス、電気、上下水道料金、燃料、灯油など (地域集会所分は特別会計への計上)
7. 賄 費				会議時の茶菓代、反省会、総会などの賄い費 飲食代
8. 維持補修費				備品や機器類の修理代 建物、外構などの修理や建設
9. 役務費 手数料				郵送料、電話回線使用料、保険料、 電気、浄化槽等の保守点検料など
10. 委託料				建物の清掃、植木の手入れなど専門業者に業務を請 け負わせたもの。契約に基づき業務を委託したもの
11. 使用料賃借料				印刷機、カラオケ、などの機器リース代 土地借料、駐車料金、道路通行料など
12. 備品購入費				机、椅子、電化製品等残存価値のある備品(町基準 は1万円以上、参考) (財産台帳を作成し管理することがのぞましい)
13. 負担金				自治会運営に必要な団体等への負担、公課 自治会連合会、茅ヶ崎防犯協会負担金 社協会費、日赤社費、共同募金、年末助け合い募金 など
14. 補助金				自治会事業振興に関わる育成団体への補助 子供会、消防団等への補助や謝礼
15. 積立金				多額の出費に備え積み立てを要する基金 (基金会計を設け、毎年基金管理状況、残高を決算報 告)災害準備基金、集会所修理基金など
合 計				

※各細目間の予算流用については、役員会の承認をもって行うことができる。

※事業名ごとに、上記に記載された性質別に費用を分類して積み上げ、事業別予算を作成する。

〇〇地域集会所 備品管理台帳

No	項目	型番	個数	購入単価	購入額	使用場所	購入者	購入年月日	廃棄年月日	廃棄立会人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

〇〇地域集会所 備品管理台帳 (記載例)

No	項目	型番	個数	購入単価	購入額	使用場所	購入者	購入年月日	廃棄年月日	廃棄立会人
1	ルームエアコン	S223ATFS	2	352,000	704,000	2階和室	山田	R5.4.1		
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

6. 自治会と行政との連携等

<行政連絡業務>

担当課から自治会へ行政事業に関するお知らせや依頼をする会議です。回覧の配布をお願いする場合は、自治会から申告があった回覧配布部数を用意し、回覧依頼をします。

他にも、各種行事への参加や各種委員の推薦、環境美化活動（町が行う美化・清掃活動への参加）をお願いする場合や、特に緊急を要する場合に、町長が自治会を通して、業務を依頼することがあります。主には「行政連絡会議」を通じ、連絡・調整を行っています。この活動に対し、寒川町自治会活動交付金を助成しています。

<地域担当職員制度>

この制度は、各自治会の定例会に町職員が同席し、地域の課題・要望の調整を図り、行政と自治会のパイプ役として機能を果たすことを目的としています。

自治会員の個人的な要望・苦情の処理や自治会の庶務等を依頼することはできません。また、各種イベント（お祭り、忘年会、大掃除）への出席は出来ませんので、併せて留意ください。

7. 自治会長に出席を依頼する会議等

<行政連絡会議>

行政からの依頼、各種委員の推薦、行事等への参加を依頼するため、毎月開催する会議

会 議	対 象 者	開 催
行政連絡会議	自治会長（欠席の場合は代理者）	毎月第3金曜日（変更の場合は、事前通知）

概ね1時間程度の会議です。（4月は3時間程度の見込み）

<自治会長連絡協議会>

行政以外からの依頼、連絡調整、自治会間の情報・意見交換、視察研修、調査研究、要望等を処理するため、毎月開催する会議

会 議	対 象 者	開 催	
総 会	自治会長（欠席の場合は代理者）	4 月第 3 金曜日	変更の場合は、事前通知
定 例 会		5 月～ 3 月 第 3 金曜日	
役 員 会	自治会長連絡協議会役員（ 7 名）	毎月第 3 金曜日（変更の場合は、事前通知）	
研 修	自治会長及び自治会員（定員有）	テーマを決めて、研修を実施 開催日は事前通知	

総会は、概ね3時間程度、定例会は、概ね1～2時間程度の会議です。

令和7年度に自治会長等へ参加を依頼する行事等予定表

★令和7年4月1日時点

	日付	時間	内容	対象者・人数	担当
1	5月19日（月）	9:30～ 12:00	子どもの安心・安全を見守る推進委員会	自治会長連絡協議会会長	学校教育課教育研究室 (内線562)
2	5月22日（木）	10:00～ 12:00予定	寒川町赤十字奉仕団総会	自治会長連絡協議会会長	福祉課総務担当 (内線142)
3	5月23日（金）	13:00～ 14:00	寒川町シニアクラブ連合会総会	自治会長連絡協議会会長	高齢介護課高齢福祉担当 (内線131)
4	5月26日（月）	10:00～ 12:00予定	寒川町遺族会総会	自治会長連絡協議会会長	福祉課総務担当 (内線142)
5	6月22日（日） 予備日：6月29日（日）	8:00～ 9:00	第52回まちぐるみ美化運動	各自治会（自由参加）	環境課環境保全担当 (内線435)
6	未定	未定	まちづくり懇談会	各自治会 規定なく自由参加	町民協働課協働推進担当 (内線722)
7	7月9日（水）	14:00～	相模川整備促進協議会委員会	田端・一之宮西自治会長	都市計画課都市計画・開発指導担当 (内線321)
8	6月～7月の土曜日	9:00～ 12:00予定	防災リーダー研修会	各自治会の防災担当者 (各自治会2名程度)	町民安全課災害対策担当 (内線464)
9	7月～10月	9:00～ 12:00	避難所開設訓練（2か所）	訓練実施会場の対象自治会	町民安全課災害対策担当 (内線464)
10	7月10日（木）	14:00～ 16:30	青少年問題協議会	自治会長連絡協議会会長	生涯学習課青少年教育担当 (内線533)
11	9月26日（金）	10:00～ 12:00予定	寒川町秋季慰霊祭	自治会長連絡協議会会長	福祉課総務担当 (内線142)
12	11月3日（月）	10:00～ 11:00	第61回寒川町表彰式	全自治会長	総務課秘書担当 (内線270)

	日付	時間	内容	対象者・人数	担当
13	11月2日(日) 予備日:11月9日(日)	8:00～ 9:00	第53回まちぐるみ美化運動	各自治会(自由参加)	環境課環境保担当 (内線435)
14	11月10日(月)	15:00頃～	相模川整備促進協議会要望活動	田端・一之宮西自治会長	都市計画課都市計画・開発指導担当 (内線321)
15	11月30日(日)	10:00～ 14:00	安全・安心フェア (交通安全・防犯功労者等表彰式)	各自治会 (各自治会1～4名を希望)	町民安全課防犯・交通安全担当 (内線461)
16	12月初旬頃	未定	福祉大会	各自治会	寒川町社会福祉協議会 (内線630)
17	12月上旬	未定	明るい選挙推進大会	全自治会長等	選挙管理委員会事務局 (内線215)
18	1月4日(日)	11:00～ 12:00	町賀詞交歓会	全自治会長	総務課秘書担当 (内線270)
19	1月11日(日)	11:00～ 12:30	消防出初式	全自治会(自由参加)	町民安全課消防担当 (内線465)
20	1月12日(月) (成人の日)	13:00～ 13:50	寒川町成人式	自治会長連絡協議会会長	生涯学習課青少年教育担当 (内線533)
21	1月14日(水)	18:00～ 20:00予定	寒川町民生委員児童委員協議会賀詞交歓会	自治会長連絡協議会会長	福祉課総務担当 (内線142)
22	未定	9:00～ 12:00	防災講演会	各自治会	町民安全課災害対策担当 (内線464)
23	3月2週頃予定	9:30頃～	寒川町立中学校卒業式	対象自治会長	学校教育課学事指導担当 (内線524)
24	3月3週頃予定	10:00頃～	寒川町立小学校卒業式	対象自治会長	学校教育課学事指導担当 (内線524)
25	未定	未定	相模川整備促進協議会視察研修会	田端・一之宮西自治会長	都市計画課都市計画・開発指導担当 (内線321)

※コロナウイルス感染状況により、来賓をお断りする場合がございます。

年間提出物等スケジュール

説明・依頼日	内 容	担 当 課	提出期限
前年度中	次年度各自治会役員名簿	町民協働課	4 月初旬
	【地域集会所】前年度事業報告・決算書等		4 月会議時
	【地域集会所】次年度事業計画・予算書等		
4 月	自治連会費	自治連	5 月会議時
	自治連ホームページ原稿確認		
	自治会活動交付金実績報告書	町民協働課	5 月会議時
	自主防災組織結成（変更）届出書	町民安全課	5 月会議時
	茅ヶ崎・寒川防犯協会分担金		
	防犯灯設置要望書		7 月末
	赤十字社員増強運動における社資の募集（募金）	福祉課	6 月会議時
	道路反射鏡設置要望書	道路課	7 月末
	社協一般会費取りまとめ	社協	8 月初旬
5 月	【地域集会所】集会所予約・問い合わせ先確認	町民協働課	6 月会議時
	要支援者名簿等受領確認	福祉課	依頼当日
6 月	自治会活動交付金申請書	町民協働課	7 月会議時
	自治会加入世帯数申告書（当該年度 7 月 1 日時点）		
7 月	寒川町表彰「一般表彰」候補者の推薦	町民協働課	8 月初旬
8 月	自治会加入促進チラシ等必要数申告書	自治連	8 月末
	【地域集会所】指定管理施設の運営状況等①	町民協働課	9 月会議時
9 月	赤い羽根・年末たすけあい募金取りまとめ	社協	12 月上旬
12 月	自治会だより原稿及び写真提出	自治連	1 月末
1 月	【地域集会所】指定管理施設の運営状況等②	町民協働課	2 月会議時
2 月	次年度定例会日時の確認	町民協働課	3 月会議時
	次年度各自治会役員名簿		4 月初旬

※【地域集会所】記載項目の対象は地域集会所運営委員会（12 地域集会所）

※記載以外にも、随時の依頼案件がございます。

8. 各種助成制度（令和7年度現在）

申請・依頼については、担当課等にご相談ください。

助成制度名	目的	担当課	関連要綱
対象：全自治会			
自治会活動交付金	行政連絡業務、自治会活動に対する交付金	町民協働課	自治会活動交付金交付要綱
自主防災組織活動等補助金	自主防災活動に対する補助金	町民安全課	自主防災組織活動等補助金交付要綱
対象：自治会長連絡協議会			
自治会長連絡協議会補助金	自治連の活動に対する補助金	町民協働課	自治会長連絡協議会補助金交付要綱
対象：地域集会所運営委員会連絡協議会			
自治会長連絡協議会補助金	自治連の活動に対する補助金	町民協働課	自治会長連絡協議会補助金交付要綱
対象：地区集会所を所有する自治会・町内会等			
地区集会所運営費交付金	集会所の運営に対する交付金	町民協働課	集会所運営交付金交付基準
集会所新築等補助金	新築や増築、改修経費に対する補助金		集会所新築等補助金交付要綱
対象：自治会活動時、傷病を負った人等			
住民活動補償制度	自治会活動時、傷病を負った場合の補償制度	町民協働課	住民活補償取扱要綱
対象：希望する自治会等			
防犯灯設置・維持管理	防犯灯設置等に関する制度	町民安全課	防犯灯設置管理要綱
さむかわ出前講座	生涯学習のまちづくりに関する講座	生涯学習課	さむかわ出前講座実施要綱
介護予防講師派遣事業	介護予防活動の推進に関する派遣事業	高齢介護課	介護予防講師派遣事業実施要綱
認知症サポーター養成研修事業	認知症の人の暮らしやすい地域づくりに関する研修		認知症サポーター養成研修実施要綱
環境美化活動助成	自発的美化活動に対する助成制度	環境課	環境美化活動助成要綱
道路反射鏡設置	道路反射鏡設置に関する制度	道路課	道路反射鏡設置基準
地域福祉活動推進のための活動経費助成金	見守り支援体制づくり等の活動に対する助成金	社協	

9. 自治会業務で関係する主な窓口

担当業務	担当課名		問い合わせ先	
自治会活動 地域集会所	町民協働課	協働推進担当	内線	722
自主防災組織	町民安全課	災害対策担当	内線	463・464
交通安全、防犯灯 放置自転車		防犯・交通安全担当		461・462
町道 道路反射鏡	道路課	管理担当	内線	312・313
ごみ、集積所	環境課	資源廃棄物担当	内線	434・436
公害、動物、美化		環境保全担当		432・435
公園	都市計画課	都市みどり担当	内線	326・327
都市計画		都市計画・開発指導担当		321～324
農業・農地	農政課	農政担当	内線	752
商店街、商工業	産業振興課	商工労政・観光担当	内線	763・764
観光 産業振興		企業支援担当		761・762
国民健康保険	保険年金課	国保・高齢者医療担当	内線	126・127・128
後期高齢者医療制度 年金		年金担当		124・125
生活保護	福祉課	障がい福祉担当	内線	143・144
障がい者 民生委員児童委員		総務担当		142
児童手当	子育て支援課	子ども家庭担当	内線	163・164
小児医療証 母子健康手帳 子育て支援相談		のびのびすくすく担当	内線	167・168

担当業務	担当課名		問い合わせ先	
保育・幼稚園 児童クラブ	保育幼稚園課	保育幼稚園担当 学童保育担当	内線	151～154 197・198
青少年 文化・生涯学習	生涯学習課	青少年教育担当 生涯学習担当	内線	533 531・532
介護保険 老人福祉	高齢介護課	介護保険担当	内線	132～136
		高齢福祉担当		131
	寒川町地域包括支援センター		内線	137・138
スポーツ	スポーツ課	スポーツ推進担当	内線	741・742
健康	健康づくり課	健康づくり担当	内線	731～736
下水道・排水	下水道課	管理担当	内線	333～338
新幹線新駅の誘致 周辺のまちづくり	倉見拠点づくり課	倉見拠点づくり担当	内線	385
田端地区まちづくり	都市整備課	市街地整備担当	内線	391・392
小・中学校	学校教育課	学事指導担当	内線	521～525
寒川給食センター	教育施設給食課	学校給食センター	直通	75-6706
公民館	町民センター		直通	74-2333
	町民センター分室		直通	75-0021
	南部文化福祉会館		直通	75-0281
	北部文化福祉会館		直通	74-1515
国道(さがみ縦貫道)	国土交通省 横浜国道事務所		代表	045-287-3001
県道	神奈川県 藤沢土木事務所		代表	0466-26-2111
国県道へ取り次ぎ	都市計画課	都市計画・開発指導担当	内線	321
共同募金運動	社会福祉協議会	総務・地域福祉担当	直通	74-7621

10. 自治会長連絡協議会

令和7年3月31日現在

(1) 寒川町の概要

- ・ 町制施行 昭和15年11月1日
- ・ 人 口 (令和6年7月1日現在) 48,557人
- ・ 世 帯 数 (令和6年7月1日現在) 20,737世帯
- ・ 面 積 13.42km²
- ・ 町 の 木 モクセイ
- ・ 町 の 花 水仙
- ・ 町 の 鳥 ダイサギ

(2) 自治会の沿革

昭和37年11月 寒川町区長連絡協議会が区長19名で組織される。

昭和49年4月 区長は、寒川町特別職の行政嘱託員となる。

昭和53年5月 区長連絡協議会を廃止し、寒川町自治会長連絡協議会として新たに21名の自治会長で組織される。

昭和55年4月 自治会長が寒川町広報委員会委員及び湘南地区広報委員長連絡会委員となる。

昭和59年4月 行政嘱託員が、行政員に名称変更となる。
9月 寒川町自治会だより第1号を発行

昭和60年8月 自治会長は寒川町社会福祉協議会評議員等を兼任する。

平成 2年5月 町制施行50周年記念事業の実行委員会副委員長に自治会長連絡協議会長が就任し、各種イベントに自治会が協力した。

平成 3年5月 姉妹都市寒河江市（山形県）を訪問

平成 4年2月 姉妹都市寒河江市から町会長連合会20名が来町し、交流研修会を開催

平成 9年10月 東海道新幹線新駅誘致に関する決議を行う。

平成12年3月 行政員が廃止となる。
8月 町議会議員の定数を削減して議会の合理化に努めるように、陳情書を提出

平成17年9月 地域集会所の運営管理のため「寒川町地域集会所運営委員会協議会規約」制定、自治会長による地域集会所運営委員会が各施設に設置

- 平成18年4月 「寒川町地域集会施設管理に関する基本協定」を締結
8月 「寒川町議会議員の定数削減を求める陳情」を議会に提出
10月 県外視察、姉妹都市寒河江市を訪問
12月 「寒川町自治基本条例」が制定される。
- 平成19年2月 「寒川町自治会長連絡協議会規約」を改正
「寒川町自治会長連絡協議会役員選挙に関する規定」を制定
3月 「寒川町議会議員の定数削減を求める陳情」、平成19年第
1回定例議会において、不採択
- 平成21年12月 「自治会活動交付金見直しに関する意見書」を町長に提出
- 平成22年3月 「さむかわの自治会について」パンフレット作成
- 平成23年1月 「寒川町自治会運営マニュアル」発行
- 平成24年6月 自治会だよりに全自治会の活動を掲載
9月 9月を「自治会加入促進月間」として定め、加入の働きか
けを行う。
12月 寒川町不動産業協会、寒川町自治会長連絡協議会、
寒川町の3者で「寒川町における自治会加入促進に関する
協定」を締結
- 平成25年10月 7月に開催した町理事者との懇談会で取り扱った議題を踏
まえ、自治会長連絡協議会内に、地域及び地区集会所の整
備方向について、自治会未加入者対策について、子ども会
の発展についての「3つの検討委員会」を設置し、平成2
6年3月まで各委員会で審議・検討
- 平成26年3月 公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部、寒川
町自治会長連絡協議会、寒川町の3者で「寒川町における
自治会加入促進に関する協定」を締結
- 平成29年9月 県外視察、姉妹都市寒河江市を訪問
- 平成31年4月 自治会組織の拡大と子ども支援についての検討委員会を設
置し各委員会で審議・検討
- 令和 4年4月 自治会長連絡協議会ホームページを開設
- 令和 5年4月 小谷交差点対策委員会及び環境対策検討委員会を設置し各
委員会で審議・検討
11月 自治連会長「地縁による団体功労者総務大臣表彰」を受賞
- 令和 6年4月 規約見直し検討委員会及び自治会加入促進条例作成検討委員
会を設置し各委員会で審議・検討

(3) 自治会組織の概要

① 単位組織

ア. 組 織 数 22自治会

イ. 加入世帯数 (R6.7.1現在) 12,772世帯

ウ. 規 模 (")

(1) 最大世帯数 1,824世帯

(2) 最小 " 66世帯

(3) 平均 " 581世帯

エ. 加 入 率 61.6%

オ. 主 な 活 動

(1) 環 境 衛 生 まちぐるみ美化運動への参加
相模川美化キャンペーン、目久尻川・
小出川・河川美化キャンペーンへの参加

(2) 体 育 ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン 各自治会で取り組み

(3) 防 災 防災訓練への参加
自主防災訓練、防災資機材の備蓄

(4) 交 通 ・ 防 犯 カーブミラー等の設置要望
防犯灯の設置要望・維持管理
放置自転車の連絡

(5) 福 祉 日赤募金、共同募金、年末助けあい募金
社会福祉協議会バザー等の協力
災害時要援護者支援制度

(6) 行 政 町等の行政情報の周知・回覧等

(7) そ の 他 老人会等の団体活動援助等

② 自治会長連絡協議会

ア. 名 称 寒川町自治会長連絡協議会
(町内22自治会長で組織)

イ. 発 足 年 月 昭和53年5月

ウ. 令和6年度予算 3,751,624円(内訳は別添)
《主な歳入》 会費 1,264,730円
(基本額16,000円+(世帯割60円×世帯数))
町補助金 240,000円
繰越金 1,300,375円
令和6年度決算
《主な歳出》 事業費 2,553,487円
(視察研修 1,238,990円)
(自治会だより 458,060円)

エ. 主 な 内 容

- (1) 定例会議 毎月1回(第3金曜日)
 - ① 審議会等の選出依頼、自治会長連絡協議会連絡事項
 - ② 各種委員からの連絡及び報告
- (2) 研修会等
 - ① 自治会長研修会 随時に実施
 - ② 視察研修 年度内で1度実施
- (3) 機関誌の発行
自治会だよりを年1回(6月)発行、全世帯に配布
- (4) 議会傍聴
町議会の一般質問の傍聴周知
- (5) 総務委員会
自治会運営マニュアルの修正
自治会加入促進に関する事項
- (6) 災害時要援護者支援制度推進分科会
災害時要援護者の把握、支援誘導等
- (7) 避難所運営連絡会、広域避難場所等検討委員会、避難所運営委員会
避難所運営に関する事項、自治会・自主防災マニュアルの策定
- (8) 広報委員会
さむかわ自治会だよりの発行
自治会長連絡協議会ホームページの運営
- (9) 町内団体との懇談会
町議会議員及び町理事者との懇談・意見交換

(4) 委員会組織について

令和6年度自治会長連絡協議会その他の委員会等について

1. 総務委員会

目 的	令和6年9月発行の「自治会加入促進チラシ」および令和7年4月発行予定の「令和7年版自治会運営マニュアル」の校正
委 員 長	森 一光
副 委 員 長	金子 巖
委 員	猿渡修悟、大國一郎、竹田智一、大久保正司、米山明夫
開催回数	4回

2. 広報委員会

目 的	「さむかわ自治会だより」第55号の発行（令和6年6月）および第57号（令和7年6月発行予定）」の編集
委 員 長	金子 巖
副 委 員 長	森 一光
委 員	猿渡修悟、大國一郎、竹田智一、大久保正司、米山明夫
開催回数	5回

3. 規約見直検討委員会

目 的	適切な自治連運営を進めるために、規約の内容を精査するため、見直しを進める
委 員 長	米山 明夫
副 委 員 長	大國 一郎
委 員	森一光、金子巖、猿渡修悟、竹田智一、大久保正司、米山明夫
開催回数	3回

4. 自治会加入促進条例作成検討委員会

目 的	自治会加入促進条例策定について、条例（案）の作成を進める。
委 員 長	米山 明夫
副 委 員 長	大國 一郎
委 員	森一光、金子巖、猿渡修悟、竹田智一、大久保正司、米山明夫
開催回数	4回

寒川町自治会長連絡協議会規約

(名称及び事務所の所在地)

第1条 この協議会は、寒川町自治会長連絡協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を協議会会長宅に置く。

(目的)

第2条 協議会は、自治会長相互の連携をはかり、効率的な各自治会運営に資することを目的とする

(事業)

第3条 協議会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- A 各自治会活動の状況及び情報を交換すること。
- B 町行政について研究及び協働を行うこと。
- C 関連団体の行事等の参加に関すること。
- D その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

2 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終える。

(会員及び会員資格)

第4条 協議会は、町内の各自治会をもって構成する。

- 2 協議会会費の納入をもって協議会事業への参加が認められるものとする。
- 3 協議会会費の納入が指定期日までにない場合、その自治会は会員資格がないものとする。ただし、年度内に納入の意思表示を書面にて会長に提出した場合はこの限りでない。

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、次のとおりとする。

- A 総会
- B 役員会
- C 委員会

(総会)

第6条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年4月に開催し、臨時総会は必要に応じて役員会の議決によりその都度、会長が招集する。
- 3 総会で決定する事項は次のとおりとする。
 - A 協議会の予算及び決算の認定に関すること。

- B 規約の制定及び改廃に関する事。
- C 役員の選出に関する事。
- D 会費の額に関する事。
- E 協議会としての陳情、要望等の提出に関する事。
- F その他、重要な事項に関する事。

(役員会)

第7条 役員会は、会長が召集する。

- 2 役員会で決定する事項は、次のとおりとする。
 - A 総会で委任された事。
 - B 総会に提出する議案の決定に関する事。
 - C 協議会の運営に関する事。

(委員会)

第8条 総務委員会と広報委員会を置く。

- 2 総務委員会は、自治会運営マニュアルの修正等および自治会加入促進を目的とする。
- 3 広報委員会は、さむかわ自治会だよりの発行および協議会のホームページ整備等を目的とし、必要な事項は別に定める。
- 4 その他協議会運営に必要と判断した場合、役員会での承認を受け、前各項以外の委員会を設置することが出来る事とする。

(会議の成立)

第9条 各会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員の選出)

第10条 協議会に次の役員を置く。なお、選出の方法は別に定めるものとする。

- A 会 長 1人
- B 副会長 2人
- C 会 計 1人
- D 書 記 1人
- E 監査員 2人

(役員の職務)

第11条 協議会の役員は、選出役員の互選により決定することとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計処理を管掌する。
- 5 書記は、会長及び副会長を補佐し、協議会の運営にあたる。
- 6 監査員は、協議会の会計を監査する。

（役員の任期）

第12条 役員の任期は、原則 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

（顧問及び相談役）

第13条 協議会は必要に応じ、非常勤役員として顧問及び相談役若干名を置くことが出来ることとする。

- 2 顧問及び相談役は、会長が推薦し役員会にて承認を得なければならない。
- 3 顧問及び相談役は、会長の要請に応じて総会、定例会及び役員会に出席し、意見を述べる事が出来る。
- 4 顧問及び相談役の任期は第 3 条第 2 項を準用する。再任の場合は、再度翌年度役員会に承認を得ることとする。

（会計及び会計年度）

第14条 協議会の収入は、会費及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 3 1 日に終える。

（会費）

第15条 協議会の会費の額は、次に掲げるとおりとする。

- 2 均等割として 1 自治会につき、年額 1 6, 0 0 0 円とする。
- 3 世帯割として 1 世帯につき、年額 7 0 円とし、基準日（前年度 7 月 1 日）における自治会加入世帯数を乗じて得た額とする。
- 4 会費は 5 月に協議会会計へ納入する。

（事業計画及び予算）

第16条 協議会の事業計画及び予算を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

（事業報告及び決算）

第17条 協議会の事業報告及び決算を作成し、毎会計年度終了後監査員による監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項（諸規定）は役員会にはかって決定する。

附 則

1 この規約は、昭和53年5月12日から施行する。

2 寒川町区長連絡協議会規約（昭和37年10月1日施行）は。廃止する。

附 則

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年2月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年2月16日から施行する。

寒川町自治会長連絡協議会役員選挙に関する規定

同会規約、第10条第1項の定めに基づき、自治会長連絡協議会役員の選出について、原則として次のとおり定める。

① 役員選挙

会員全員の無記名投票により、7名の役員を選挙する。

I、立候補、推薦制度は採用しない。

II、投票用紙には、役員適任者7名を連記する。

III、7名全員の記名なき投票は無効とする。

IV、得票順に上位7名を当選者とする。

V、下位同数得票者数において役員定員を超す場合、抽選により当選人を決定する。

② 会長の選挙

前項選挙当選者7名を会長候補とし、会長候補の互選により会長を選出することとする。ただし、会長は、3年を超えて連続して行うことができない。

③ 役員職務の決定

規約第10条第1項以下の役員の職務は、選出役員の互選を行い、総会の同意をもって決定する。

附 則

平成19年2月16日施行

附 則

平成23年3月18日施行

附 則

平成29年12月15日施行

附 則

令和2年4月1日施行

附 則

令和6年2月16日施行

さむかわ自治会だより発行規定

(目的)

第1条 この規定は、自治会活動の諸事項を自治会員に周知するため、さむかわ自治会だより（以下「自治会だより」という。）を発行することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載事項)

第2条 自治会だよりに掲載する事項は、おおむね次のとおりとする。

- A 自治会の行事に関する事。
- B 自治会の活動に関する事。
- C その他、自治会長連絡協議会（以下「協議会」という。）が必要と認めたもの。

(発行)

第3条 自治会だよりは、毎年、広報委員会で決定し発行する。

(広報委員会)

第4条 自治会だよりの発行について、その編集の適性を期するため、協議会に広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第5条 委員は、協議会の役員とする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、協議会の副会長をもってあてる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会議を総理する。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代理する。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は委員会がこれを定める。

付 則

この規定は、昭和59年6月12日から施行する。

付 則

この規定は、昭和61年5月10日から施行する。

付 則

この規定は、平成8年4月19日から施行する。

付 則
この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規定は、平成 21 年 11 月 20 日から施行する。

付 則
この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

寒川町自治会長連絡協議会見舞金及び弔慰金支給内規

(目的)

第1条 この内規は、寒川町自治会長連絡協議会（以下「協議会」という。）会員等に対する見舞金及び弔慰金等の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給額等)

第2条 見舞金及び弔慰金は次の各号に定めるところによる。

① 会員が10日以上入院をしたとき

見舞金 5,000円

② 会員が死亡したとき

生花及び弔慰金 10,000円

③ 会員の配偶者及び実父母が死亡したとき

弔慰金 5,000円

④ その他協議会が必要と認めたとき

協議会が必要と認めた額

2 前項第4号に定めるものについては、協議会三役（会長、副会長及び会計をいう。）の決定による。

(実施細則)

第3条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は協議会役員会において定める。

附 則

この内規は、昭和52年11月29日から施行する。

附 則

この内規は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

令和 6 年度自治会活動交付金 交付額等一覧表

※加入世帯数は令和 6 年 7 月 1 日現在
※交付額根拠（寒川町自治会活動交付金交付要綱第 3 条及び別表第 2）

行政協力事業費	120,000円	行政依頼事項、各種委員推薦、各種行事参加・P R
	@200×世帯数	地域美化活動協力、各種募金等取りまとめ、各種名簿等提出
防災活動事業費	@30×世帯数	防災訓練などの防災活動
災害時等救助活動事業	その都度協議	災害時等における救助活動時の自治会の補助
自治会情報発信事業	30,000円	自治会活動の周知、魅力等の情報発信

No.	地区	自治会名	申請日	交付 決定日	指令 番号	加入 世帯数	交付額 (総額)	交付額内訳			
								均等割	世帯割		情報発信事業
									@120, 000	@200x世帯数	
1	南部	田端	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	408	243, 840	120, 000	81, 600	12, 240	30, 000
2		一之宮東	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	743	320, 890	120, 000	148, 600	22, 290	30, 000
3		一之宮西	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	880	352, 400	120, 000	176, 000	26, 400	30, 000
4		一之宮北	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	1, 022	385, 060	120, 000	204, 400	30, 660	30, 000
5		一之宮ソフィア	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	444	252, 120	120, 000	88, 800	13, 320	30, 000
6		中瀬	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	405	243, 150	120, 000	81, 000	12, 150	30, 000
7		筒井	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	255	208, 650	120, 000	51, 000	7, 650	30, 000
8		大曲	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	766	326, 180	120, 000	153, 200	22, 980	30, 000
9	中部	岡田東	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	620	292, 600	120, 000	124, 000	18, 600	30, 000
10		岡田西	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	829	340, 670	120, 000	165, 800	24, 870	30, 000
11		新町	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	211	198, 530	120, 000	42, 200	6, 330	30, 000
12		越の山住宅	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	242	205, 660	120, 000	48, 400	7, 260	30, 000
13		岡田もくせい ハイツ	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	190	193, 700	120, 000	38, 000	5, 700	30, 000
14		県営寒川もくせい ハイツ第二	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	274	213, 020	120, 000	54, 800	8, 220	30, 000
15		菅谷台	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	98	172, 540	120, 000	19, 600	2, 940	30, 000
16		大蔵	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	302	219, 460	120, 000	60, 400	9, 060	30, 000
17		小谷	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	1, 040	389, 200	120, 000	208, 000	31, 200	30, 000
18		新橋アパート	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	66	165, 180	120, 000	13, 200	1, 980	30, 000
19		宮山南部	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	157	186, 110	120, 000	31, 400	4, 710	30, 000
20	北部	小動	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	369	234, 870	120, 000	73, 800	11, 070	30, 000
21		宮山	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	1, 627	524, 210	120, 000	325, 400	48, 810	30, 000
22		倉見	令和6年 7月19日	令和6年 8月15日	6	1, 824	569, 520	120, 000	364, 800	54, 720	30, 000
合計		合 計				12, 772	6, 237, 560	2, 640, 000	2, 554, 400	383, 160	660, 000

令和5年度寒川町自治会長連絡協議会事業報告

令和5年度に実施した寒川町自治会長連絡協議会事業は次のとおりです。

令和6年4月19日提出（予定）

寒川町自治会長連絡協議会 会長

1. 会議の開催について

（1）会議（総会・定例会・新任会長説明会）

令和5年度は次のとおり定例会を開催しました。会議会場は、寒川町民センター3階の講義室及び9月会議のみ東分庁舎第1・2会議室です。（新任会長説明会は、町役場本庁舎2階 災害対策本部室で開催）

開催月日	会 議 内 容 等
4月14日（金） 新任会長説明会	○行政連絡会議とは ○自治会長連絡協議会とは
4月21日（金） 総会	○4年度事業報告、収支報告及び監査報告について ○5年度事業計画・収支予算について ○自治会長連絡協議会県外視察研修について
5月19日（金）	○各種審議会等委員選出・推薦の確認について ○寒川町議会一般質問等の傍聴について ○自治会長連絡協議会歓送迎会について ○自治会長連絡協議会県外視察研修について
6月16日（金）	○自治会だより第55号（令和5年6月1日発行）について ○自治会長連絡協議会県外視察研修について ○各自治会の取り組み事例の紹介について（一之宮西、小谷）
7月21日（金）	○学校給食センター視察について ○自治会長連絡協議会の県外視察研修のアンケート結果について ○各自治会の取り組み事例の紹介について（一之宮東、一之宮北）
8月18日（金）	○自治会加入促進月間の取り組みについて ○町長との懇談会について ○各自治会の取り組み事例の紹介について （一之宮ソフィア、小動） ○いわき震災伝承みらい館 DVD の視聴

9月15日（金）	○町社会福祉協議会からの依頼事項等（町社協） ○環境対策検討委員会の報告について ○各自治会の取り組み事例の紹介について （県営寒川もくせいハイツ第二、岡田西）
10月20日（金）	○寒川学校給食センター視察報告について ○町長との懇談会について ○各自治会の取り組み事例の紹介について（中瀬、大曲）
11月17日（金）	○自治会長連絡協議会賀詞交換会の開催について ○各自治会の取り組み事例の紹介について（越の山住宅）
12月15日（金）	○自治会だよりへ掲載する原稿及び写真の提出について ○令和6年自治会長連絡協議会賀詞交換会について ○寒川町長と自治会長連絡協議会役員との懇談会議事録 ○各自治会の取り組み事例の紹介について（菅谷台、倉見）
1月19日（金）	○赤い羽根募金・年末たすけあい募金の結果と御礼について （町社協） ○各自治会の取り組み事例の紹介について（田端）
2月16日（金）	○令和5年度自治連事業報告及び収支決算見込み（案）について ○令和6年度自治連会費に係る各自治会納入額等について
2月16日（金） 臨時総会	○寒川町自治会長連絡協議会規約の改正について
3月15日（金）	○令和6年度自治連歓送迎会について ○寒川町自治会長連絡協議会規約の確定について ○令和5年度自治連事業報告及び収支報告（案）について ○令和6年度自治連事業計画及び収支予算（案）について ○令和6年度自治連県外視察研修の日程（案）について

（2）会議（役員会）

定例会等をスムーズに運営できるよう、取り扱う議題の事前検討や調整等を行うため、毎月の定例会開催日と同日に役員会を開催しました。そのほかにも、自治連実施事業の検討等を行うため定例の役員会とは別に必要に応じて臨時役員会も開催しました。

開催月日	開催会場	会議内容等
11月9日（木）	町役場別館3階 議会第2会議室	町長との懇談会について
毎月の定例会の 前段に開催	町民センター3階 小学習室等	毎月の定例会で取り扱う議題等の事前検討や調整等

2. 実施事業について

自治会長連絡協議会では、自治会長相互の連絡と自治会運営を図ることを目的として、総会・定例会・役員会を開催しますが、これら定例会議のほかにも、会の目的を達成するため令和5年度は次の各事業等を実施しました。

実施月日	事業名	開催場所等	内容
6月、9月、 12月、3月	町議会一般質問等の傍聴	町議会議場等	町議会の傍聴
6月	自治会だより発行	—	第55号自治会だよりを発行、町内全戸配布
6月29日（木） ～30日（金）	県外視察研修	福島県	環境に係る学習活動を主題とした視察研修を実施
9月	自治会加入促進 チラシ発行	—	9月の自治会加入促進強化月間にあわせ、自治会加入促進チラシを発行、町内全戸配布
9月15日（金）	寒川学校給食センター視察	寒川学校給食センター	運営開始した給食センターの視察
9月21日（木）	スマホ体験教室	町民センター 3階 講義室	自治会向けスマホ体験教室の開催
11月16日（木）	町長との懇談会	町民センター 3階 講義室	公約について ごみ問題について 等
1月19日（金）	賀詞交換会	居心家処 まっしぐら	—
3月6日（水）	スマホ体験教室	町役場東分庁舎 2階 第3会議室	自治会向けスマホ体験教室の開催

3. 各委員会等の開催について

各種の委員会等を設置・開催し、各関連事項の検討や協議、発行物の編集作業等を行いました。

（1）総務委員会

自治会の円滑な運営と活動を促進するため、自治会運営の基本項目等をまとめた「自治会運営マニュアル」と、「自治会加入促進チラシ」の作成・発行を行うため、総務委員会を開催しました。

開催月日	開催場所等	内 容
6月16日（金）	町民センター3階 小学習室	自治会加入促進チラシ作成について
7月21日（金）	町民センター3階 小学習室	自治会加入促進チラシ作成について
8月18日（金）	町民センター3階 小学習室	自治会加入促進チラシ作成について
3月15日（金）	町民センター3階 小学習室	自治会運営マニュアルについて

（２）広報委員会

自治会の円滑な運営と活動を促進するため、自治会だよりの編集・発行に取り組みました。また、下記の他にも自治連独自のホームページの運営や管理を行いました。

開催月日	開催場所等	内 容
5月19日（金）	町民センター3階 小学習室	自治連 HP 各自治会紹介ページ更新
7月21日（金）	町民センター3階 小学習室	自治会だより第56号原稿について
12月15日（金）	町民センター3階 小学習室	自治会だより第56号構成について
1月26日（金）	町民センター3階 小学習室	自治会だより第56号原稿提出
3月15日（金）	町民センター3階 小学習室	自治会だより第56号編集作業

（３）小谷交差点対策委員会

丸子中山茅ヶ崎線の小谷交差点に係る、課題解決に向け、小谷交差点対策委員会を立ち上げ、協議を行いました。

開催月日	開催場所等	内 容
5月15日（月）	町民センター3階 小学習室	道路課との協議

(4) 環境対策検討委員会

資源廃棄物置場や衛生指導員等の課題について環境対策検討委員会を立ち上げ、令和7年度からのごみ・資源物収集方法の見直しについて、協議を行いました。

開催月日	開催場所等	内 容
6月13日(金)	町民センター1階 会議室	令和7年度からのごみ・資源物収集方法 の見直しについて環境課から説明
6月16日(金)	町民センター3階 小学習室	環境課への質問依頼調整会議
7月21日(金)	町民センター3階 小学習室	委員会内方針調整会議、環境課との協議
8月18日(金)	町民センター3階 小学習室	委員会内方針調整会議、環境課との協議
9月15日(金)	東分庁舎2階 第1・2会議室	委員長より自治連へ報告
10月20日(金)	町民センター3階 講義室	環境課より行政連絡会議にて報告

令和5年度寒川町自治会長連絡協議会収支報告

令和5年度寒川町自治会長連絡協議会収支決算は次のとおりです。

令和6年4月19日提出予定

1 収入						収入済額
科目	当初予算額 A	4年度決算額 B	収入済額 C	予算比 C-A	前年比 C-B	説 明
1 会費	1,278,380	1,296,160	1,278,380	0	△ 17,780	均等割(@16,000×22自治会) 352,000 世帯割(@45×13,234世帯) 595,530 HP整備特別会費(@10円×13,234世帯) 132,340 視察研修特別会費(@15×13,234世帯) 198,510
2 補助金	240,000	240,000	240,000	0	0	自治会長連絡協議会補助金(寒川町) 240,000
3 繰越金	1,482,851	1,710,710	1,482,851	0	△ 227,859	前年度繰越金 1,482,851
4 雑入	729,019	554,019	666,015	△ 63,004	111,996	預金利息 15 県外視察研修参加負担金 435,000 歓送迎会参加者負担金 145,000 賀詞交換会参加者負担金 80,000 バッジ代 6,000
計	3,730,250	3,800,889	3,667,246	△ 63,004	△ 133,643	3,667,246

収入済額計①

2 支出						支出済額
科目	当初予算額 A	4年度決算額 B	支出額 C	予算比 C-A	前年比 C-B	説 明
1 会議費	55,000	41,160	46,200	△ 8,800	5,040	総会・定例会お茶代等 46,200
2 旅費	11,000	11,000	11,000	0	0	正副会長旅費 11,000
3 交際費	43,000	5,000	26,800	△ 16,200	21,800	寒川町商工会賀詞交換会 5,000 民児協賀詞交換会 6,800 シニア連合会総会祝金 5,000 赤十字総会祝金 5,000 遺族会慰霊祭香典 5,000
4 慶弔費	10,000	0	5,000	△ 5,000	5,000	1名 5,000
5 需用費	50,000	43,138	33,781	△ 16,219	△ 9,357	事務用品・USB購入費 33,781
6 事業費	2,357,000	2,101,730	2,132,380	△ 224,620	30,650	県外視察研修費 1,045,495 寒川給食センター視察費 6,615 自治会だより印刷代 572,770 加入促進パンフレット印刷代 142,670 自治連HPサーバ使用料 24,030 自治連HP管理 技術者謝礼 20,600 歓送迎会 197,200 賀詞交換会 123,000
7 負担金	24,000	24,000	24,000	0	0	観光協会年会費 20,000 明るい選挙推進協議会会費 1,000 社会福祉協議会賛助会費 3,000
8 積立金	90,340	92,010	87,710	△ 2,630	△ 4,300	自治連ホームページ基金へ積立 87,710
9 予備費	1,089,910	0	0	△ 1,089,910	0	
計	3,730,250	2,318,038	2,366,871	△ 1,363,379	48,833	2,366,871

支出済額計②

3 収支差引残額

収入済額計①	3,667,246	
支出済額計②	2,366,871	
差引残額①－②	1,300,375	※次年度繰越額

監 査 報 告

令和5年度寒川町自治会長連絡協議会収入支出について監査した結果、適正と認めます。

令和6年4月1日

監査員

釘田 智一



監査員

米山 明夫



令和5年度自治連ホームページ基金決算

令和6年4月19日提出

寒川町自治会長連絡協議会 会長

1 積立額 (単位:円)

項目	収入	説明
令和4年度積立済額	229,050	HP特別会費を充当
令和5年度積立額	87,710	HP特別会費から経費を差し引いた額を充当
合計	316,760	

2 取崩額

項目	支出	説明
なし	0	
合計	0	

3 年度末見込額

年度末積立見込額	316,760
----------	---------

令和6年度寒川町自治会長連絡協議会事業計画

令和6年度の寒川町自治会長連絡協議会事業計画は次の通りです。

令和6年4月19日提出

寒川町自治会長連絡協議会 会長

1. 総会等の開催（4月）について

新任の自治会長にとっては初の自治会長連絡協議会（以下、「自治連」という）であることから、4月は新任会長を対象に説明会を実施しています。総会では役員選出をはじめとして取り扱う議題も多いことから、新任会長への説明会は別日で開催します。

総会当日は、その後に総会で決まった役員を対象に役員会を行います。

【新任会長説明会・総会・役員会 開催日時等】

新任自治会長説明会	対象：令和6年度新任会長
開催日：令和6年4月12日（金） 時 間：午後1時30分から 会 場：東分庁舎2階 第3会議室 内 容：自治連とは 他	
総会	対象：全自治会長
開催日：令和6年4月19日（金） 時 間：行政連絡会議（午後0時30分から）終了後～ 会 場：町民センター 3階 講義室 内 容：役員選出、令和5年度事業報告及び収支決算報告（案）、 令和6年度事業計画及び収支予算（案）の承認 他	
役員会	対象：自治連役員選出会長
開催日：令和6年4月19日（金） 時 間：総会終了後（午後4時予定）～5時予定 会 場：町民センター 3階 小学習室 内 容：町審議会等への自治連委員選出について 他	

2. 定例会及び役員会（5～3月）の開催について

行政以外（行政からの依頼事項等は行政連絡会議の取り扱い）からの依頼事項等や、自治会間の情報交換や意見交換、視察研修、調査研究、要望等进行处理するために、毎月定例会を開催します。

なお、定例会をスムーズに運営できるよう、取り扱う議題の事前審議や調整等を行うため、毎月の定例会開催の直前に役員会を開催します。また、必要に応じて臨時の会議等を開催することがあります。

【役員会・定例会 開催日時等】

役員会：自治連役員（7名）

定例会：全自治会長

開 催 月 日	時 間	会 場
5月17日（金）	【役員会】 正午～午後1時30分	【役員会】 町民センター3階小学習室
6月21日（金）		
7月19日（金）		
8月16日（金）		
9月20日（金）		
10月18日（金）	【定例会】 行政連絡会議終了後から （午後1時30分から）	【定例会】 町民センター3階講義室
11月15日（金）		
12月20日（金）		
1月17日（金）		
2月21日（金）		
3月21日（金）		

※都合により開催日時及び開催場所を変更することがあります。

3. 令和6年度事業実施計画について

自治連では、自治会長相互の連絡と自治会運営を図ることを目的として、総会・定例会・役員会を開催しますが、これら定例会の他にも会の目的を達成するため、令和6年度では次の実施事業を計画します。なお、当計画に位置付けのないものであっても、会員の総意により追加で各事業を実施できるものとします。

【実施事業一覧】※総会・定例会・役員会を除く

実 施 事 業	備考（日時等）
【自治連内各委員会等】 総務委員会 広報委員会 規約見直し検討委員会 自治会加入促進条例作成検討委員会 その他、必要に応じて設置・開催	7月ほか随時開催 3月ほか随時開催 別途協議による 別途協議による 会の協議による
【懇談会の開催と出席】 町内団体（町理事者等）との懇談会 茅ヶ崎市まちぢから協議会との意見交換会	随時
【行政関連事業】 町行政の研究・要望活動等	必要に応じて
【町議会関連事業】 町議会一般質問等の傍聴	6月、9月、12月、3月
【自治会関連事業】 県外視察研修	6月26日（水） ～6月27日（木）
自治会連歓送迎会	5月17日（金）
自治会連賀詞交換会	1月17日（金）
【その他】 町及び関係団体の審議会等への委員選出と会議への参加	依頼等に応じてその都度
町及び関係団体等の行事等参加	依頼等に応じてその都度
各自治会の監査（対象自治会・町へ協力依頼）	6～7月
ホームページの整備・管理	随時
その他、会の目的に資すると認められること	会の協議による

4. 令和6年度予算について

自治連を運営するための予算は、当協議会規約第13条（経費及び会計年度）の規定により、会費及びその他の収入をもってあてるとします。

当該年度収入及び支出予算については、協議会総会へ「寒川町自治会長連絡協議会収支予算（案）」を提出し、会員の審議を経たうえで決定します。

令和6年度寒川町自治会長連絡協議会収支予算

令和6年度寒川町自治会長連絡協議会収支予算は次のとおりです。

令和6年4月19日提出

寒川町自治会長連絡協議会 会長

1 収入

(単位:円)

科目	本年度当初予算額	前年度当初予算額	比較増減	説 明
1 会費	1,264,730	1,278,380	△ 13,650	均等割(@16,000×22自治会) 352,000 世帯割(@45×13,039世帯) 586,755 HP整備特別会費(@10×13,039世帯) 130,390 視察研修特別会費(@15×13,039世帯) 195,585
2 補助金	240,000	240,000	0	自治会長連絡協議会補助金(寒川町) 240,000
3 繰越金	1,300,375	1,482,851	△ 182,476	前年度繰越金 1,300,375
4 雑入	946,519	729,019	217,500	預金利息 19 視察研修負担金(@15,000×34) 510,000 歓送迎会参加者負担金 292,500 (会長6,500円×22、退任会長6,500円×10、来賓他6,500円×13) 賀詞交換会参加者負担金 144,000 (会長3000円×22名、来賓他6000円×13名)
計	3,751,624	3,730,250	21,374	

2 支出

(単位:円)

科目	本年度当初予算額	前年度当初予算額	比較増減	説 明
1 会議費	0	55,000	△ 55,000	総会・定例会お茶代等 0
2 旅費	11,000	11,000	0	正副会長旅費(会長5,000円、副会長@3,000×2名) 11,000
3 交際費	43,000	43,000	0	諸団体総会祝儀等 43,000
4 慶弔費	10,000	10,000	0	自治連会員慶弔費等 10,000
5 需用費	50,000	50,000	0	事務用品購入費等 50,000
6 事業費	2,498,500	2,357,000	141,500	視察研修費 1,200,000 自治会だより印刷代 580,000 加入促進パンフレット印刷代 150,000 自治連HPサーバー使用料 21,000 歓送迎会経費(@6,500×45) 292,500 賀詞交換会経費(@6,000×35) 210,000 茅ヶ崎市まちぢから協議会との意見交換会 45,000
7 負担金	24,000	24,000	0	観光協会年会費 20,000 明るい選挙推進協議会会費 1,000 社会福祉協議会団体協賛金 3,000
8 積立金	109,390	90,340	19,050	自治連ホームページ整備積立金 109,390
9 予備費	1,005,734	1,089,910	△ 84,176	
計	3,751,624	3,730,250	21,374	

付帯事項 本予算の執行については、会長において各科目間の流用ができるものとする。

令和6年度自治連ホームページ基金予算

令和6年4月19日提出

寒川町自治会長連絡協議会 会長

1 積立額

(単位:円)

項目	収入	説明
令和5年度積立済額	316,760	HP特別会費を充当
令和6年度積立見込額	109,390	HP特別会費を充当
合計	426,150	

0

0

2 取崩額

項目	支出	説明
なし	0	
合計	0	

0

3 年度末見込額

年度末積立見込額	426,150
----------	---------

0

1 1. 募金・会費関係

募金名	内容	担当	連絡先	
募金関係地区事務費	赤十字活動の世界各地地域紛争による難民の救済や自然災害における被災者支援等の活動に使用	町福祉課	内線	1 4 2
一般会員会費	町社協が地域福祉と各種事業の推進を図るために使用	社会福祉協議会	直通	7 4 - 7 6 2 1
赤い羽根・年末たすけあい募金	地域福祉事業を推進する福祉団体や社会福祉施設への支援、災害時のボランティア活動等に使用。また、町内の障がい児や障がい者団体への支援、ひとり親世帯等への物資配布に使用	社会福祉協議会	直通	7 4 - 7 6 2 1

1 2．自治会加入促進に関する資料

未加入者の中には単身赴任や学生、高齢者世帯、居住者のいない店舗といった様々な対象者がいます。その立場に応じた形で無理なく自治会活動に参加できるよう、会費や役割の軽減といった会員制度を考えるなど、加入しやすい環境づくりを整えることが必要です。平成 24 年度からは、9 月を自治会加入促進強化月間と定め、一般世帯のほか町内事業者・店舗などにも自治会加入の依頼文書及びチラシを配布し、加入の働きかけを行っています。

また、平成 24 年 12 月 27 日には寒川町不動産業協会、寒川町自治会長連絡協議会、寒川町の 3 者で「寒川町における自治会加入促進に関する協定」を結び、集合住宅や分譲住宅への入居時に自治会への加入促進を不動産業者も協力していただけるようにしたほか、平成 26 年 3 月 19 日には公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部とも同様の 3 者協定を結びました。寒川町役場でも転入者等に対して、自治会への加入促進チラシを配布し、未加入者への積極的な自治会加入を呼びかけています。

自治会加入方法

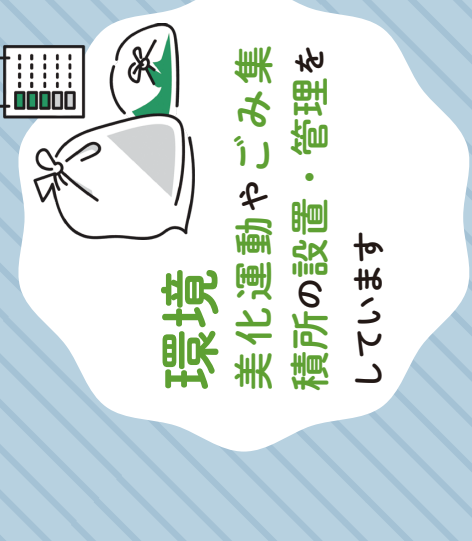
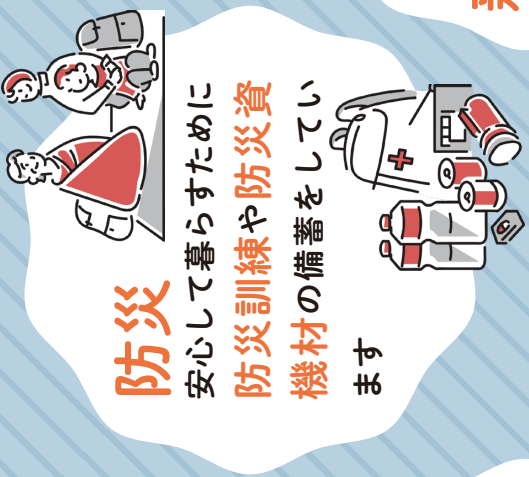
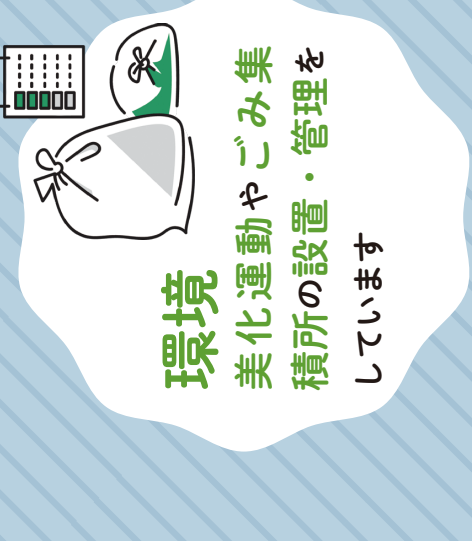
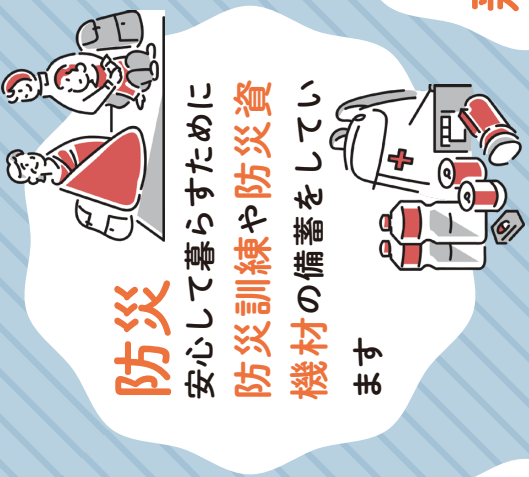
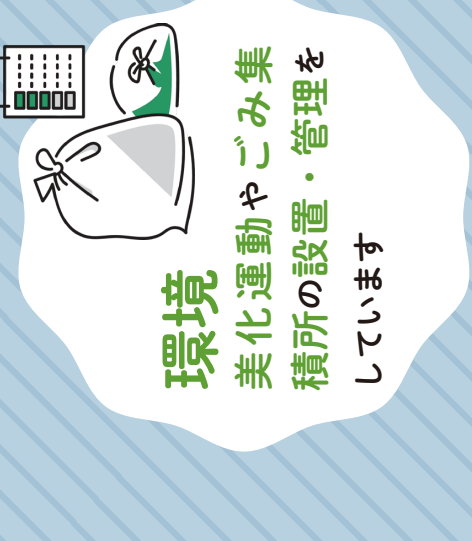
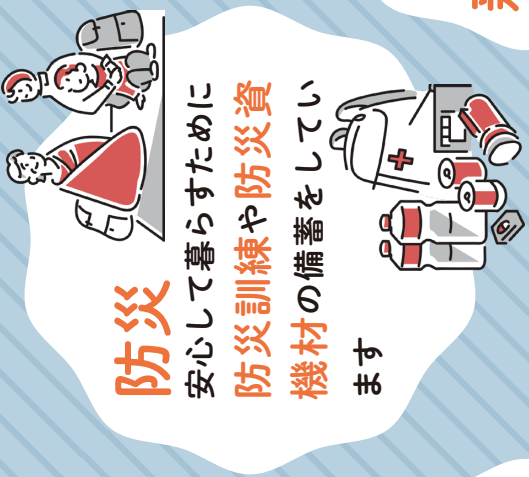


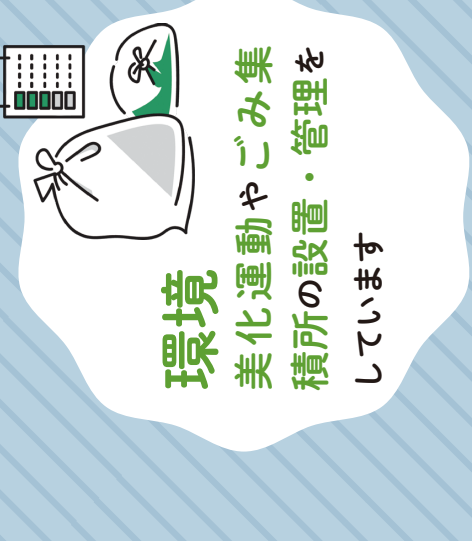
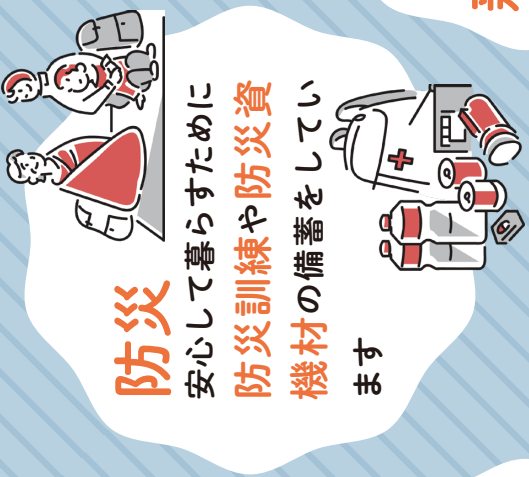
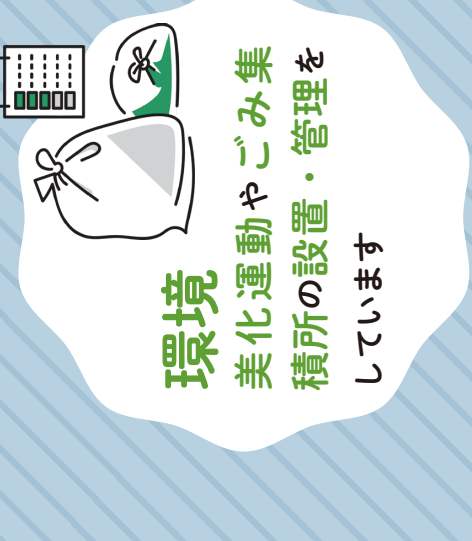
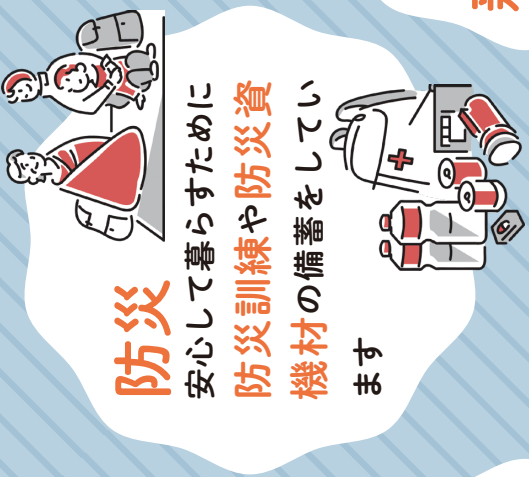
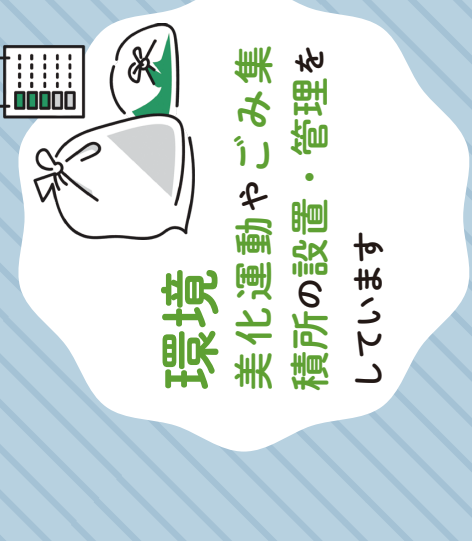
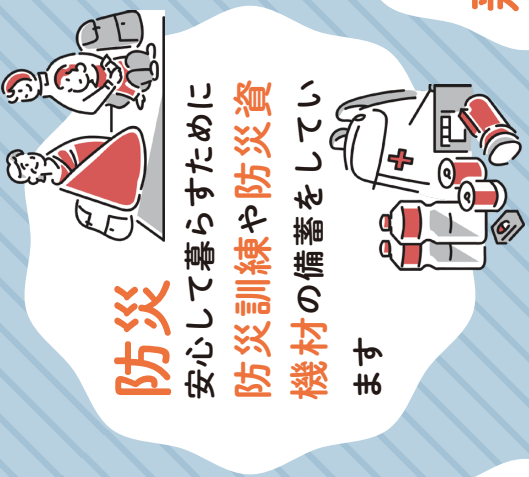
自治会とは…
交流や親睦を図りながら、地域での生活に必要な情報交換を行っています。
一緒に課題へ取り組み、安全・安心なくらしを守る活動や美化活動、環境活動を通して、
住みやすいまちづくりを進めています。

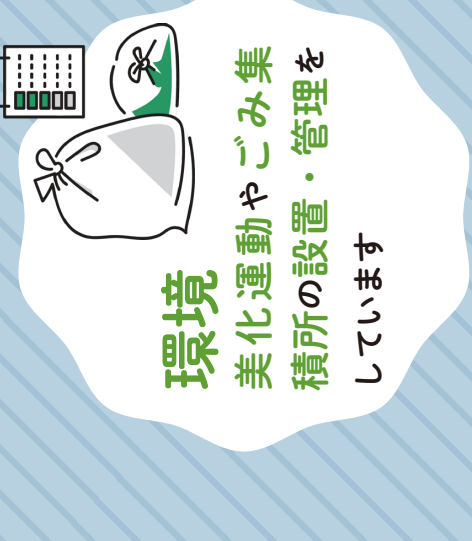
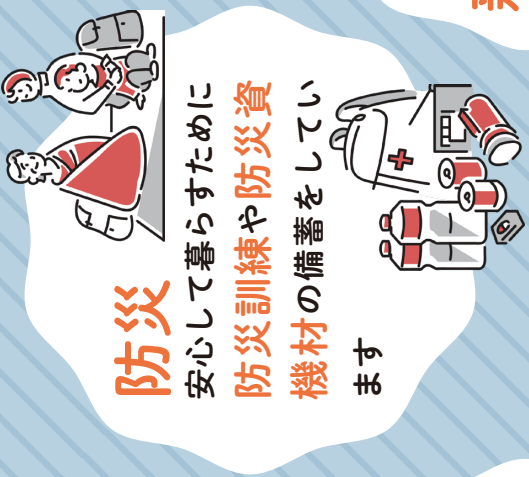
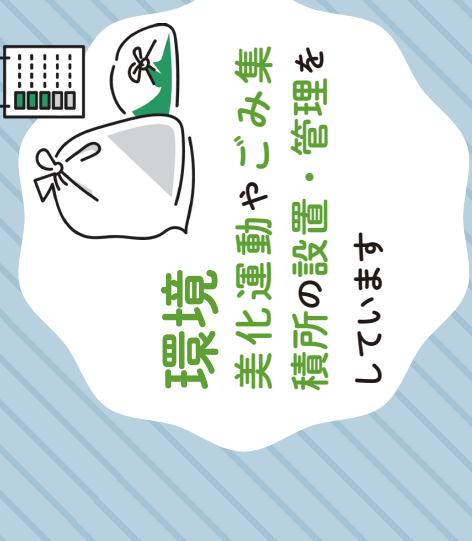
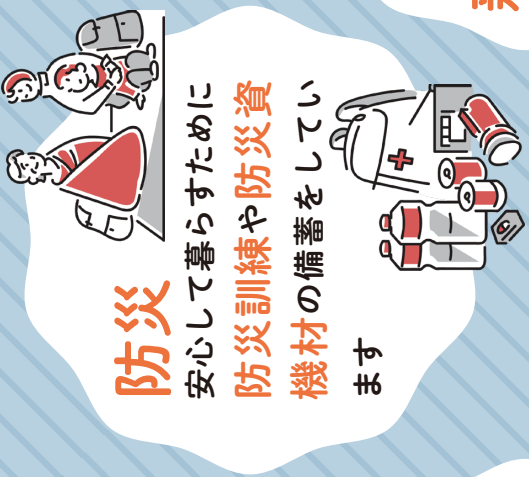
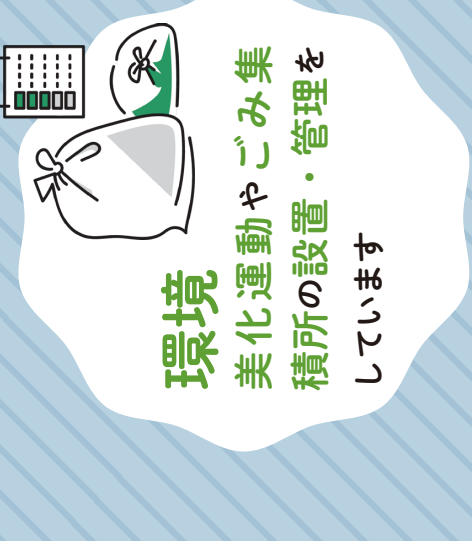
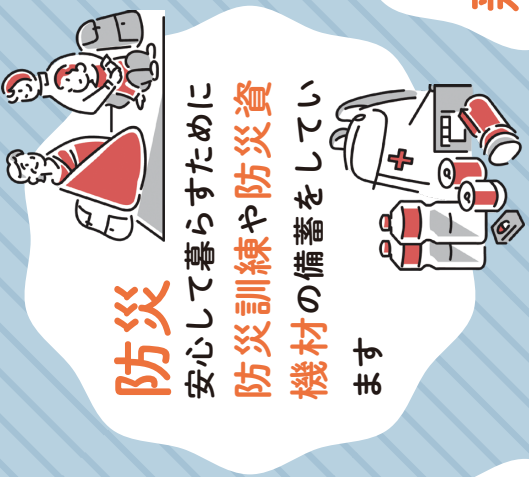
地域課題の解決と情報共有
地域課題をみんなで話し合ったり、関係する行政機関と課題解決に向けた調整をします。
また、町や地域の情報を閲覧板やホームページでお知らせします。

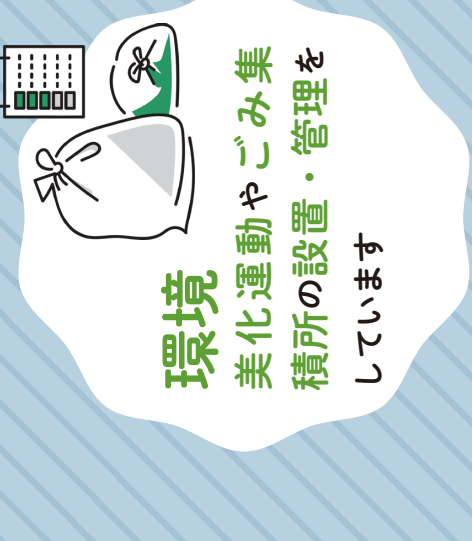
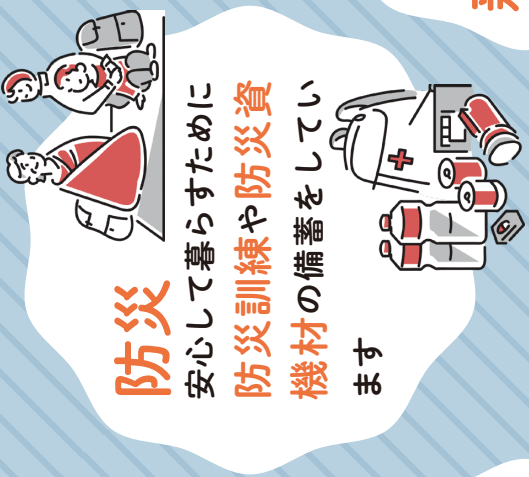
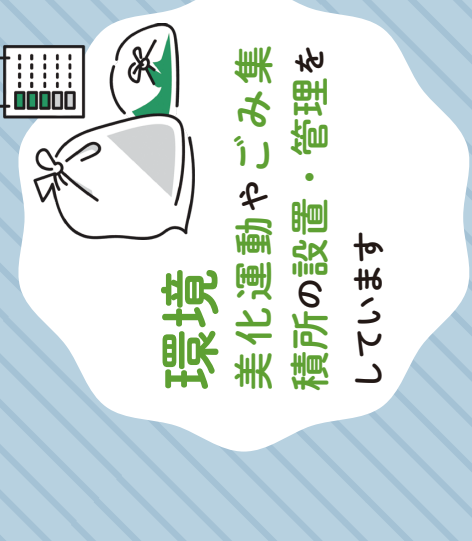
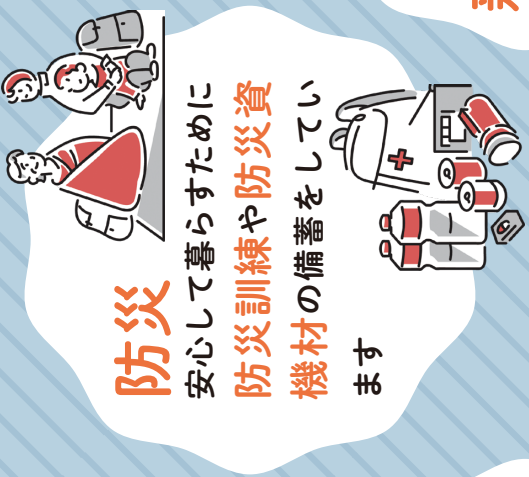
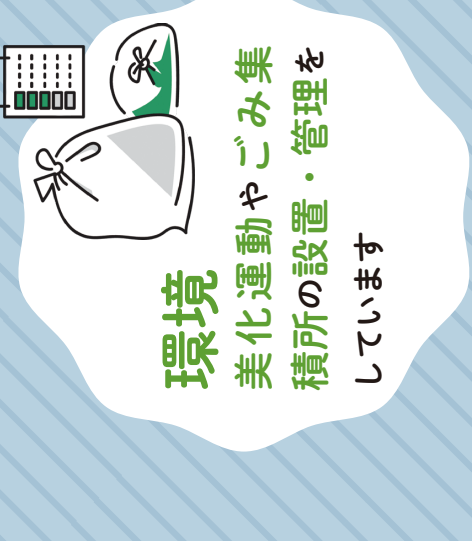
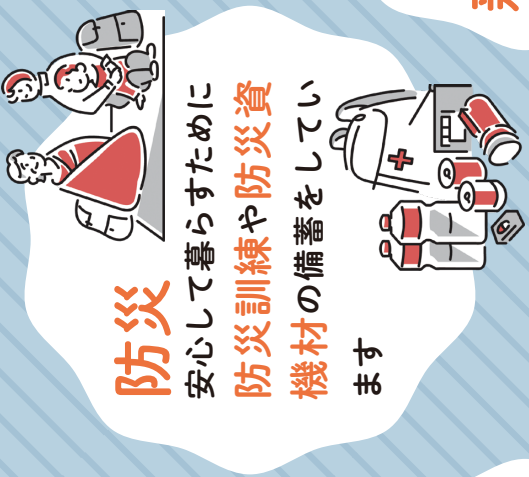
いざという時のために！
大きな災害が起きた時は、地域の助け合い（共助）が人命救助や被害軽減に必要です。
普段からつながりをつくりいざという時に発揮させましょう！

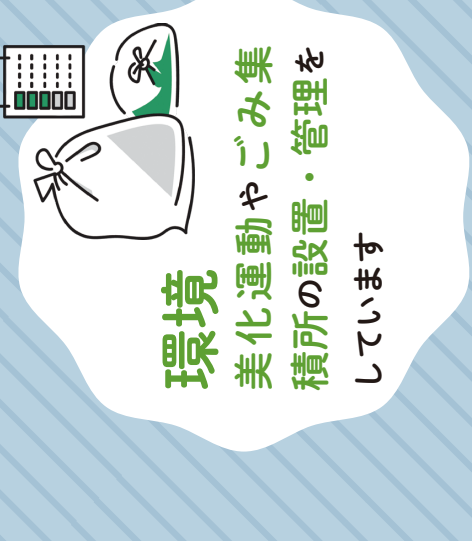
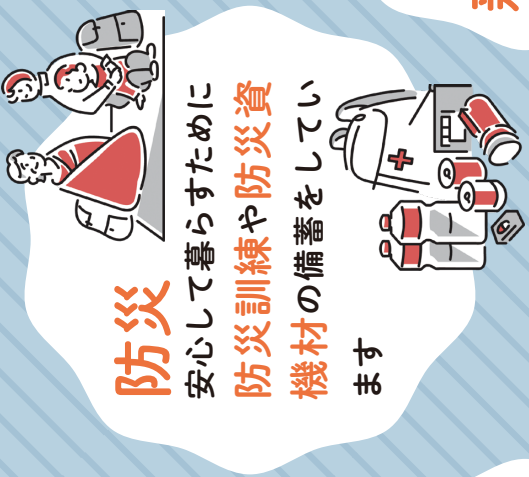
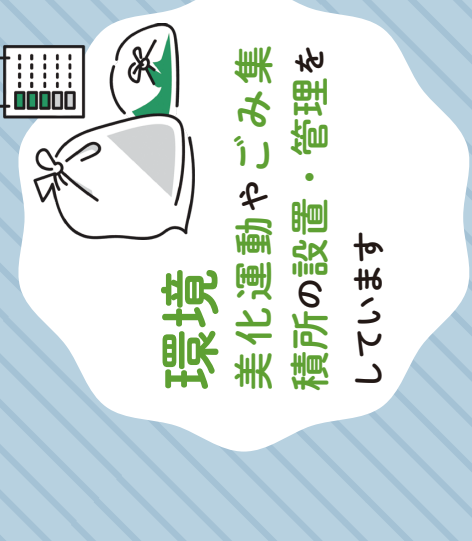
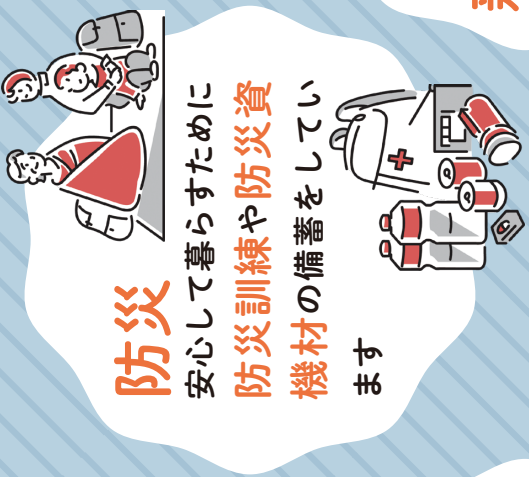
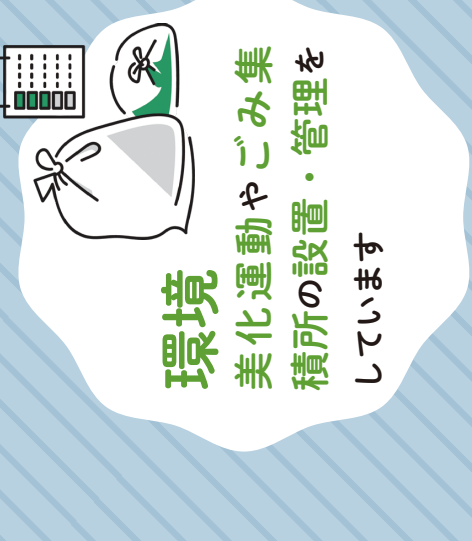
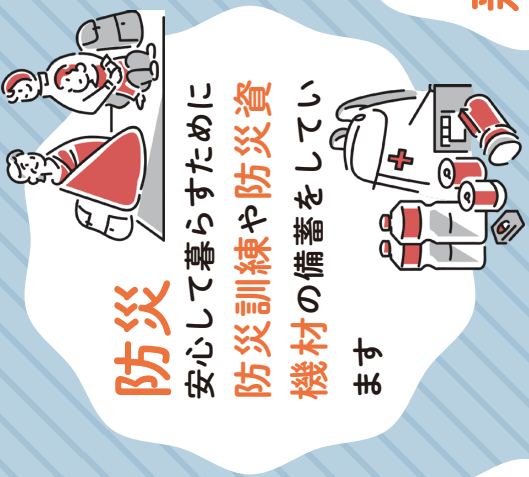
楽しいイベントたくさん！
自治会活動に参加することで、地域の幅広い世代の方と知り合えます！

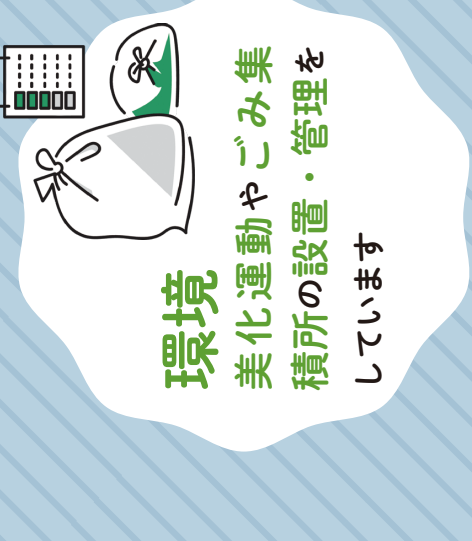
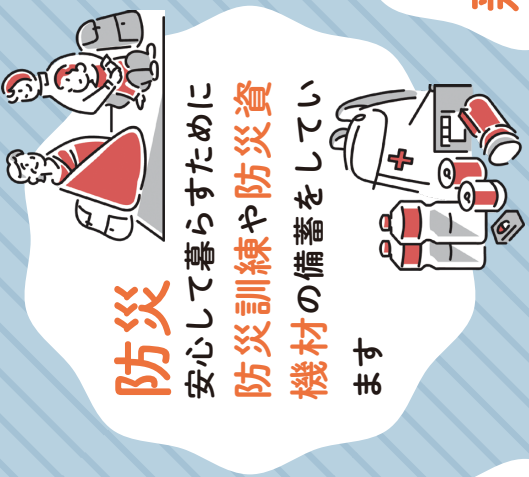
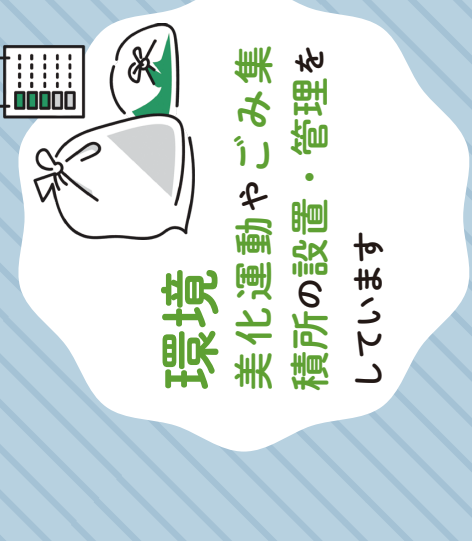
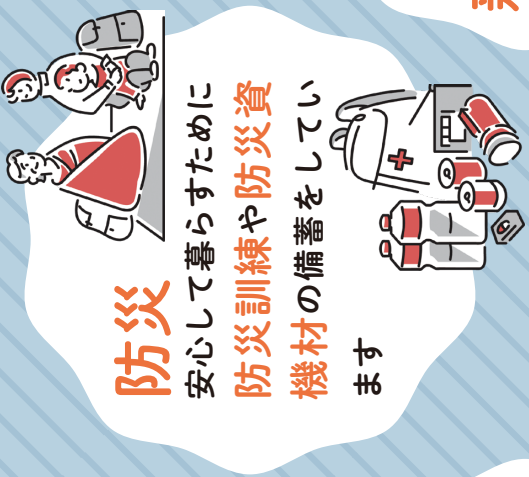
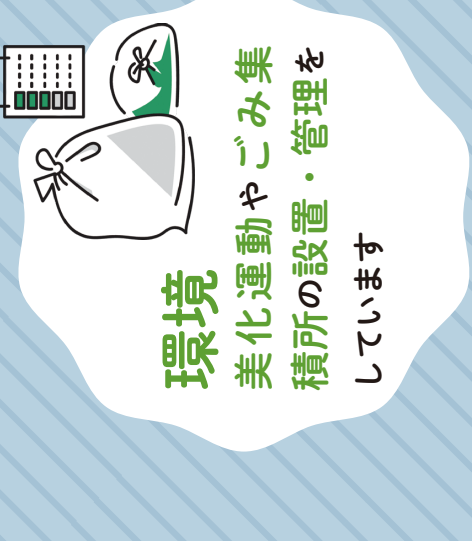
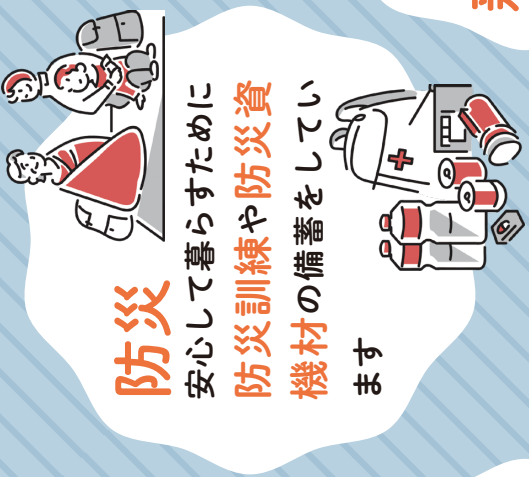


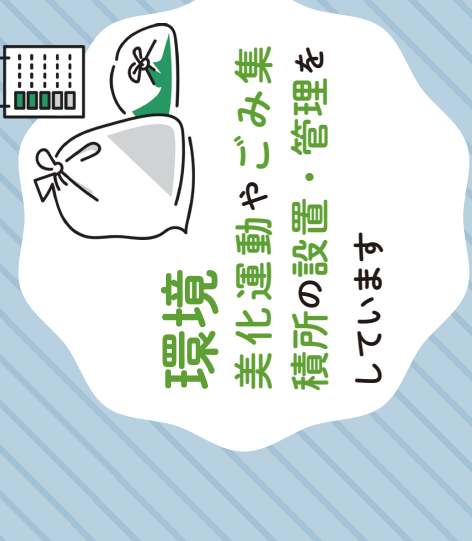
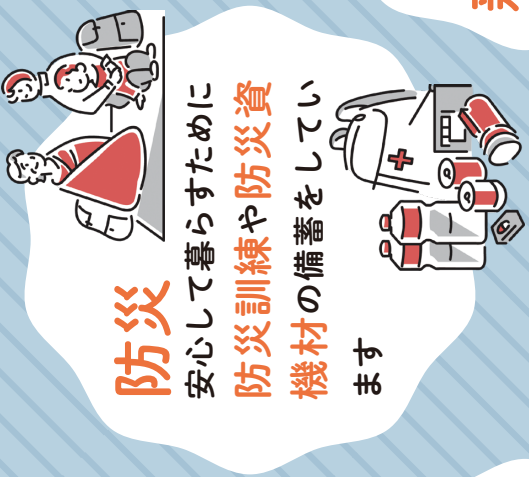
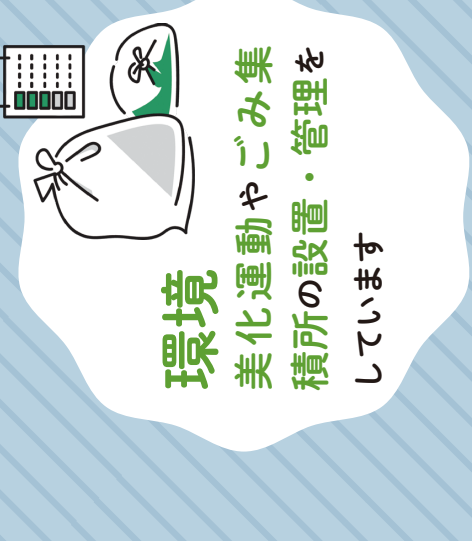
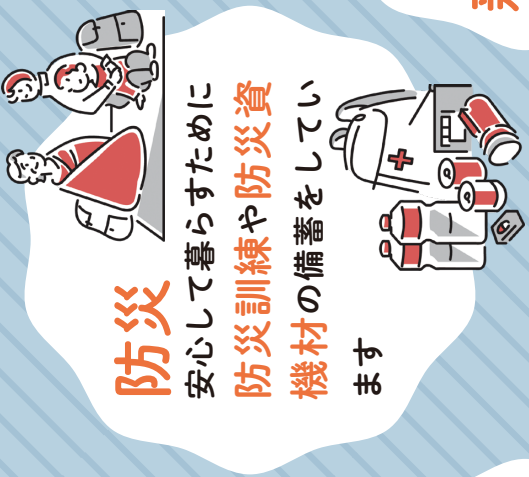
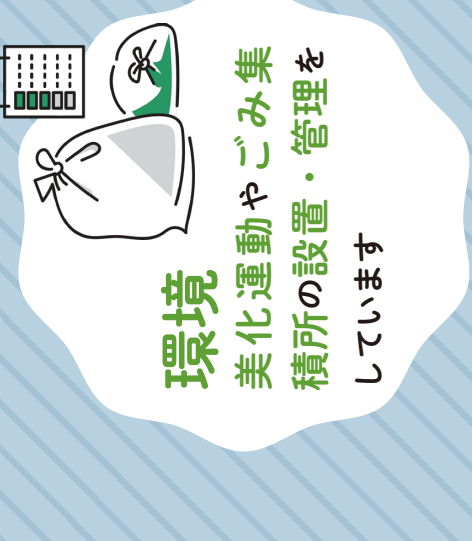
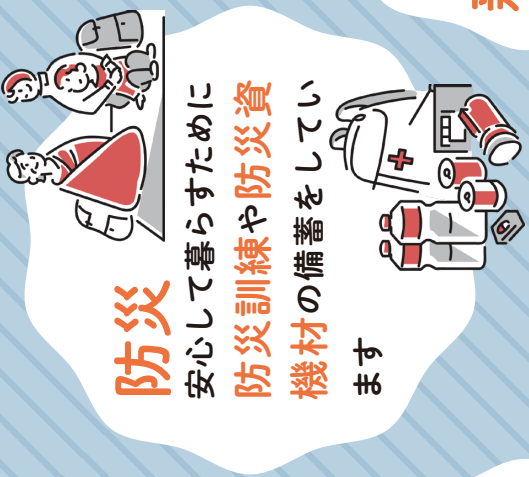


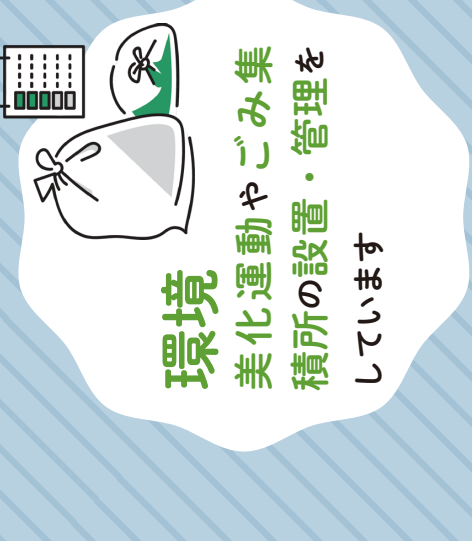
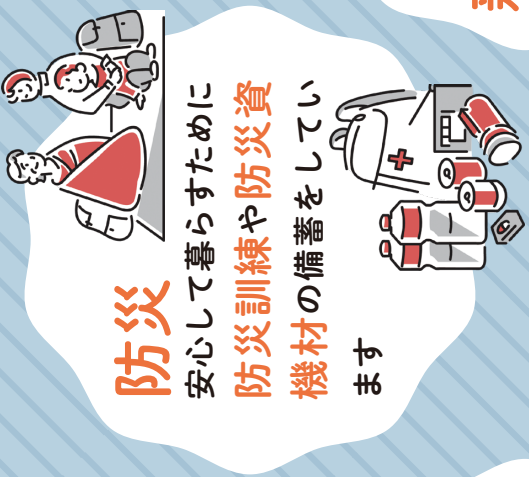
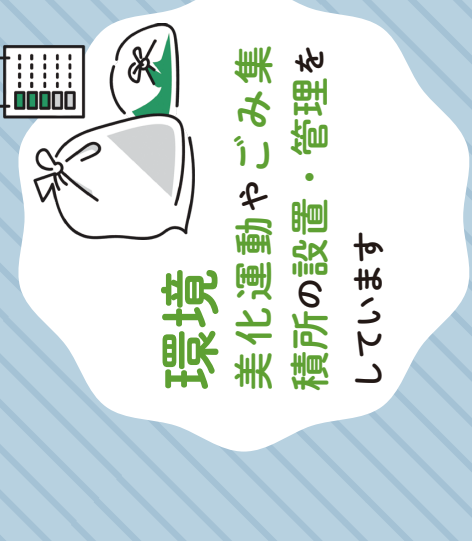
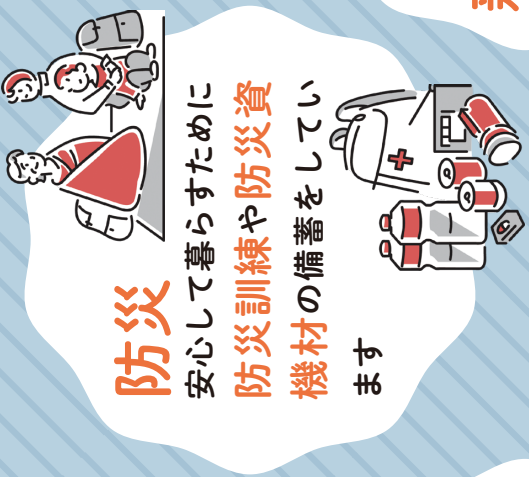
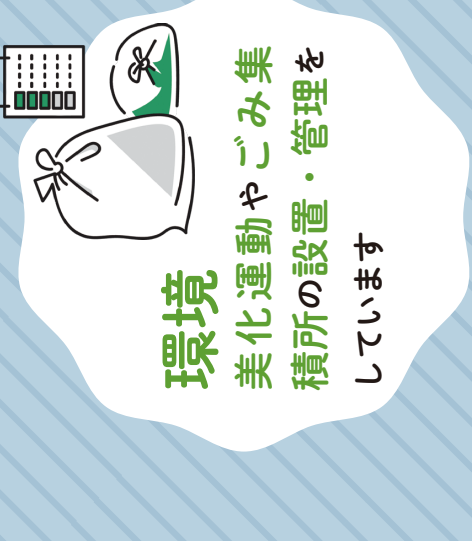
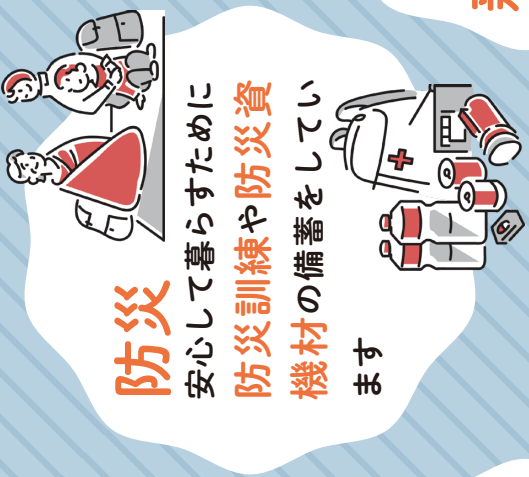


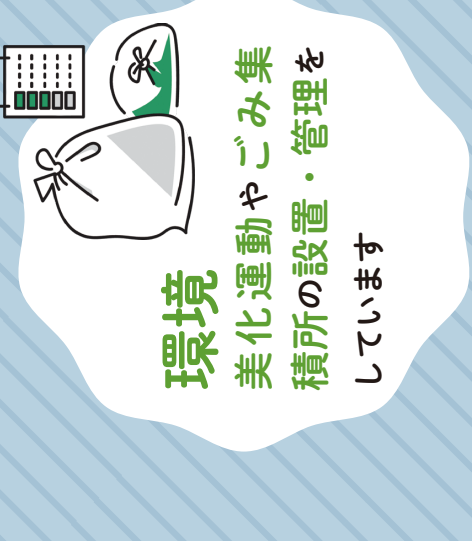
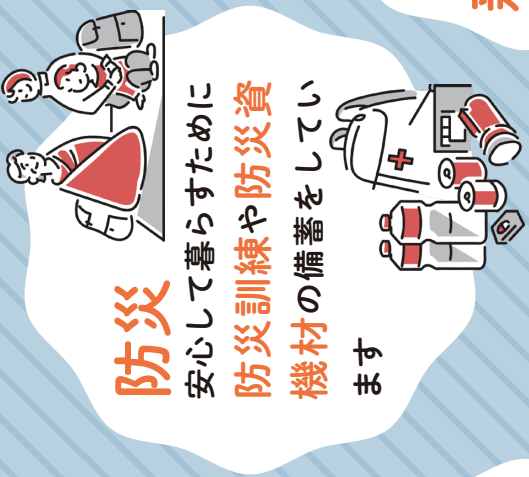
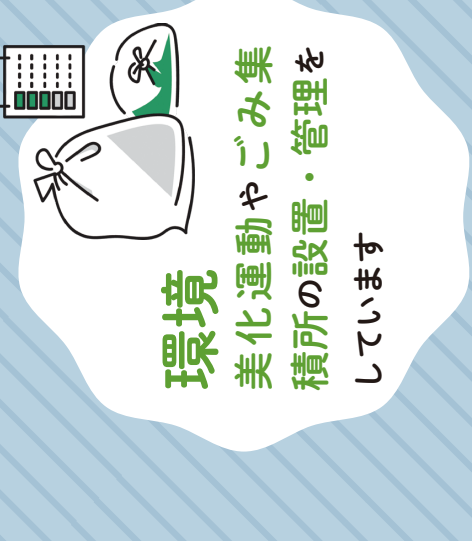
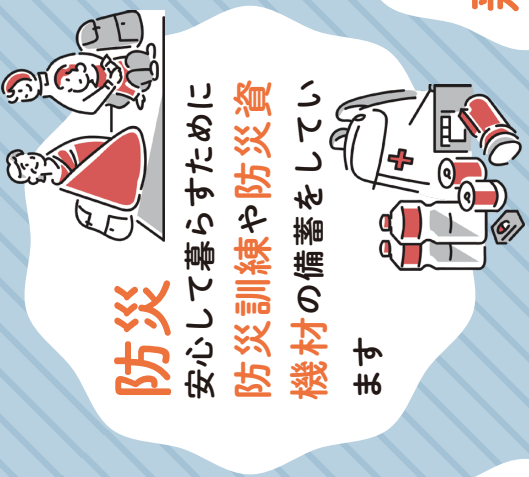
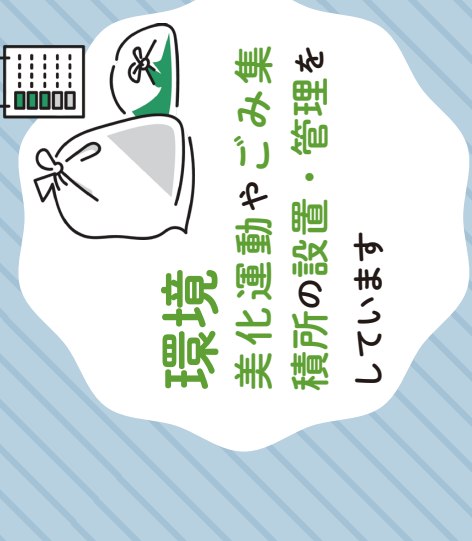
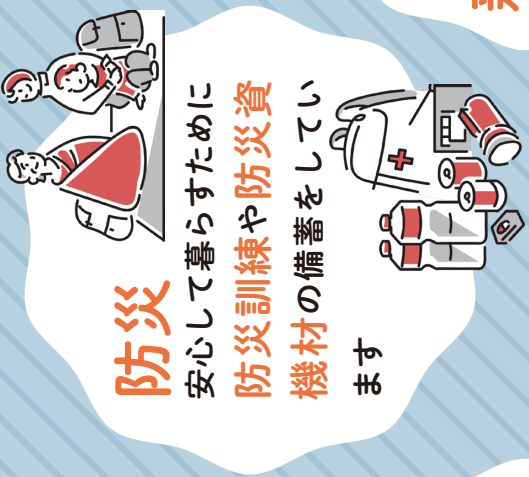


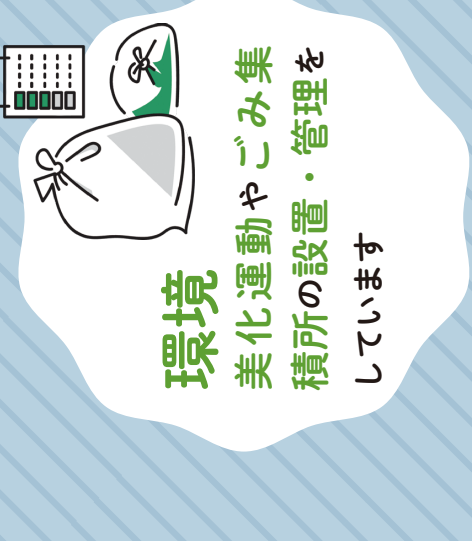
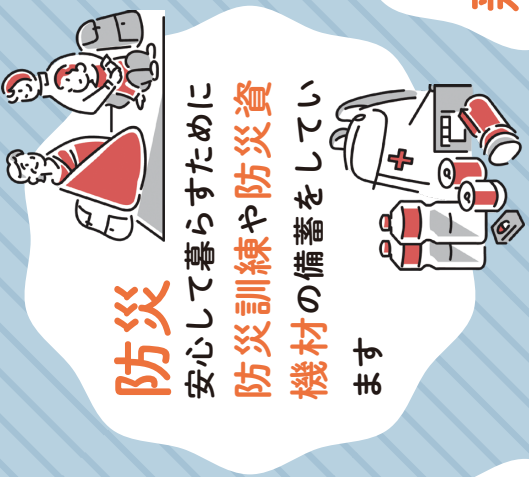
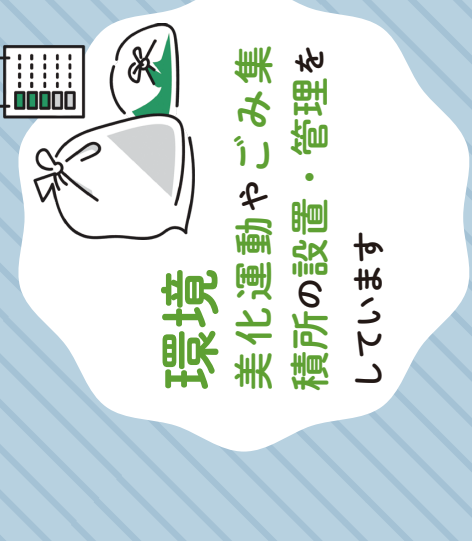
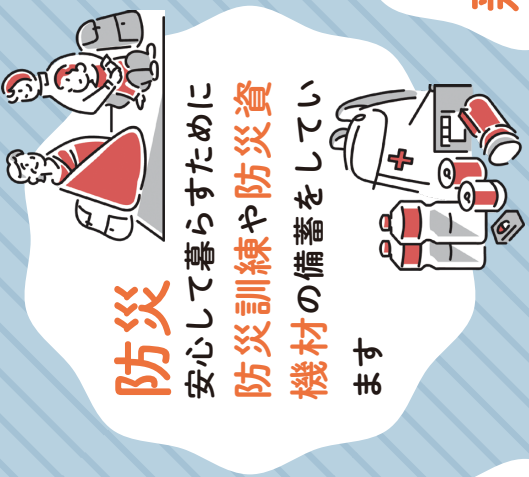
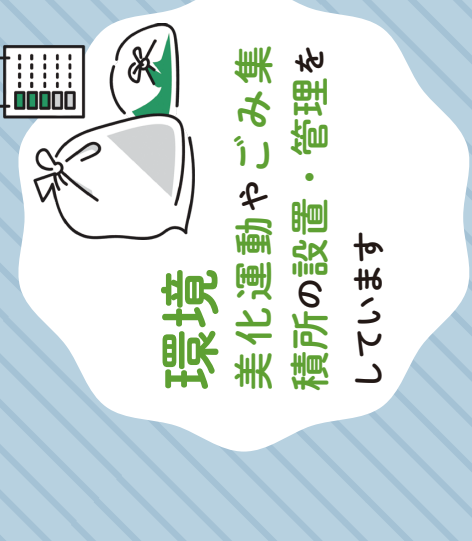
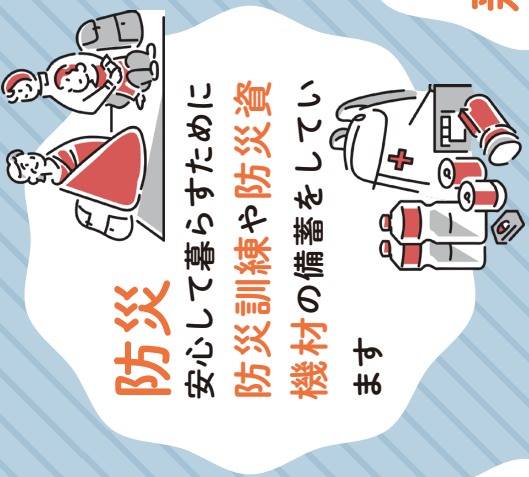


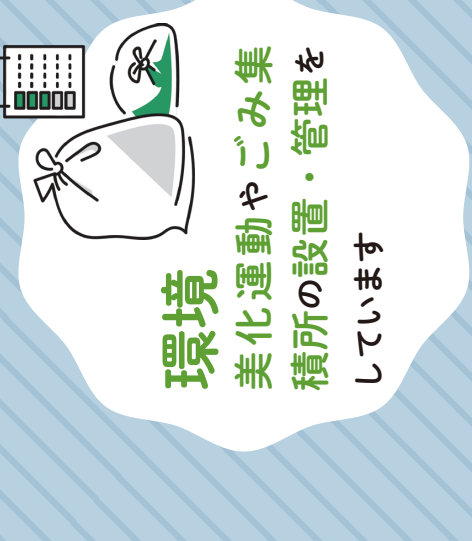
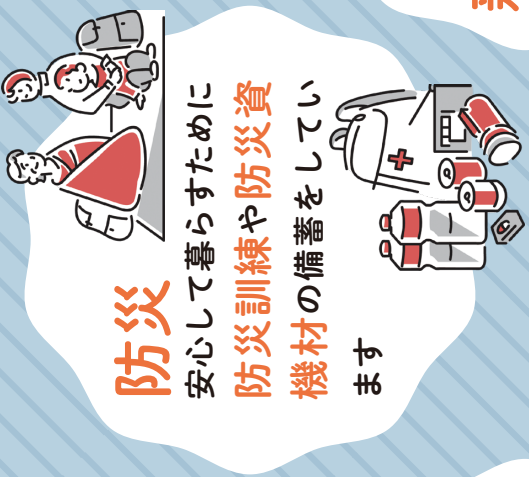
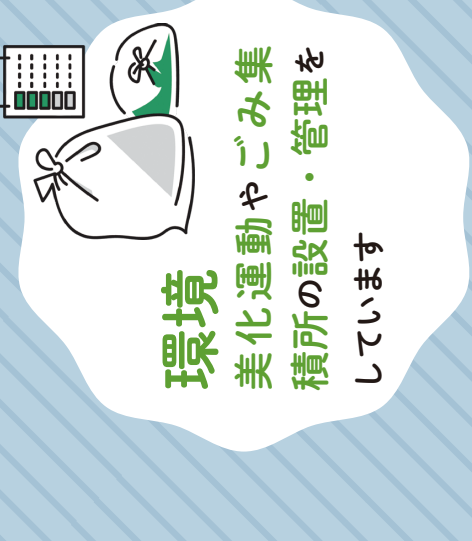
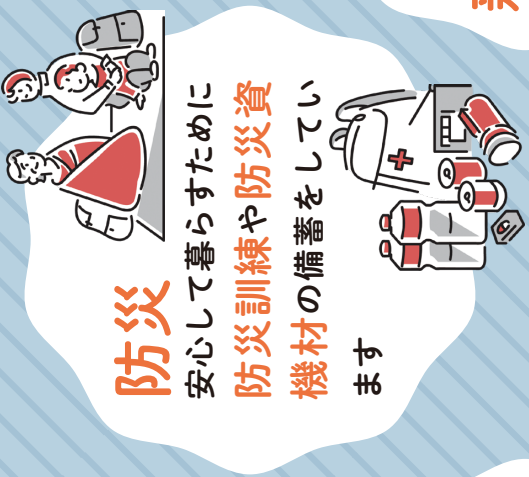
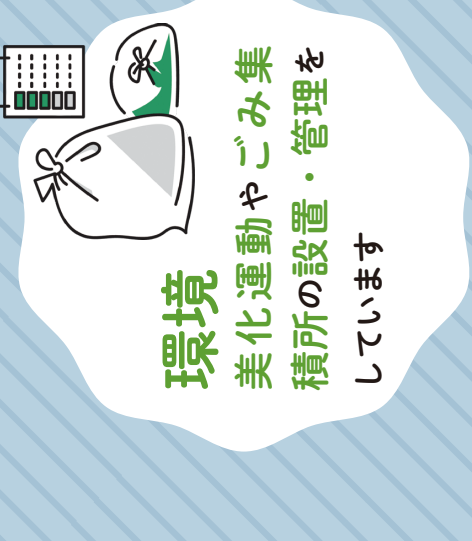
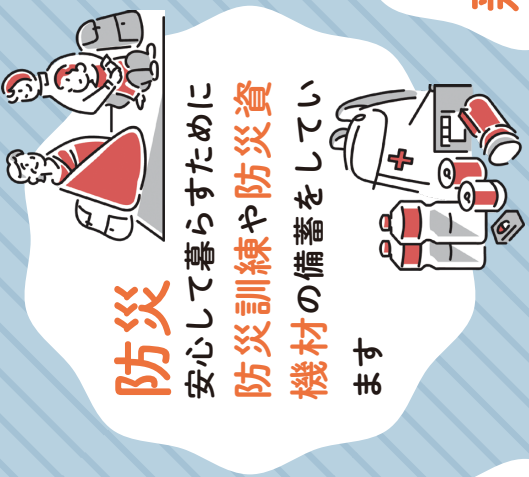


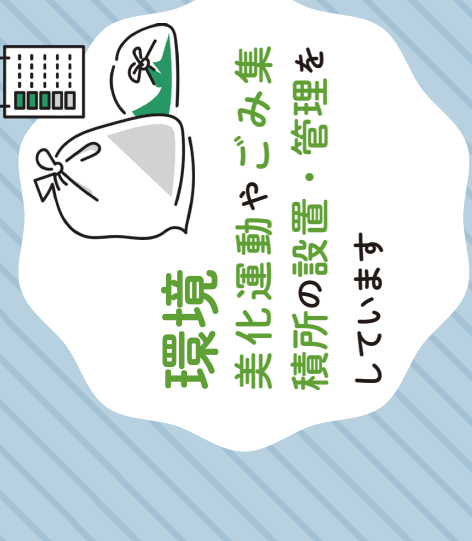
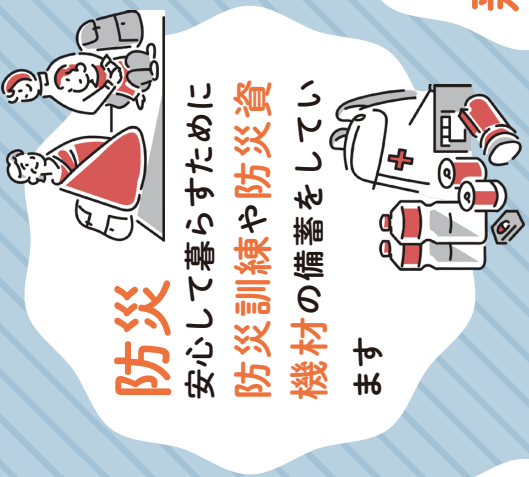
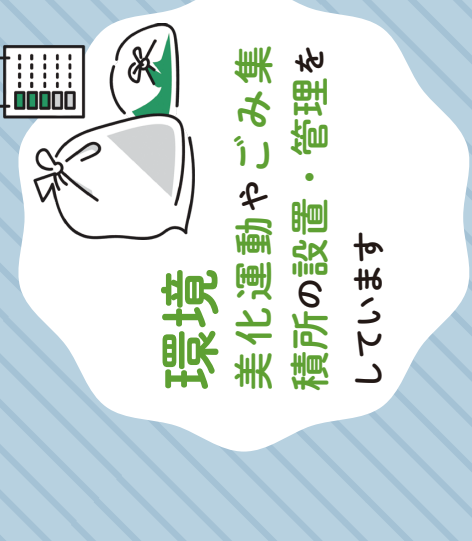
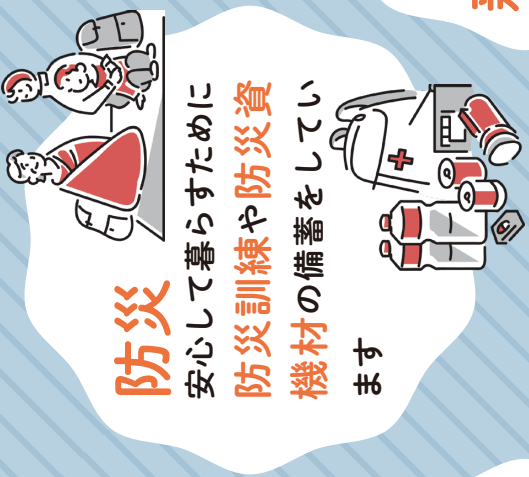
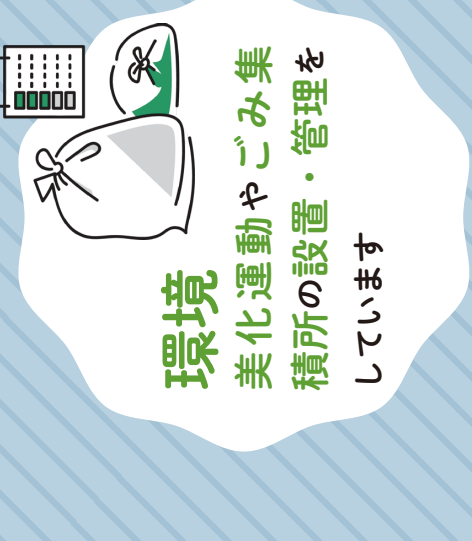
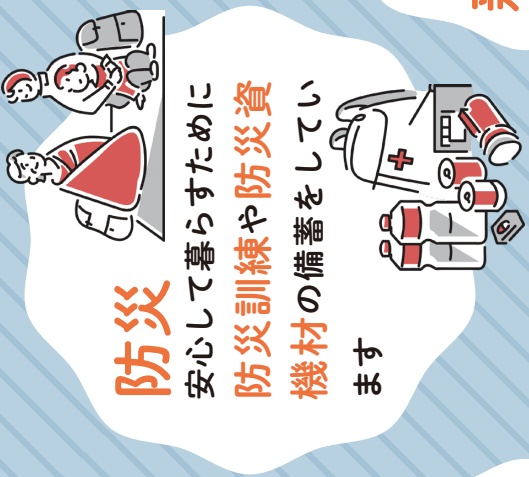


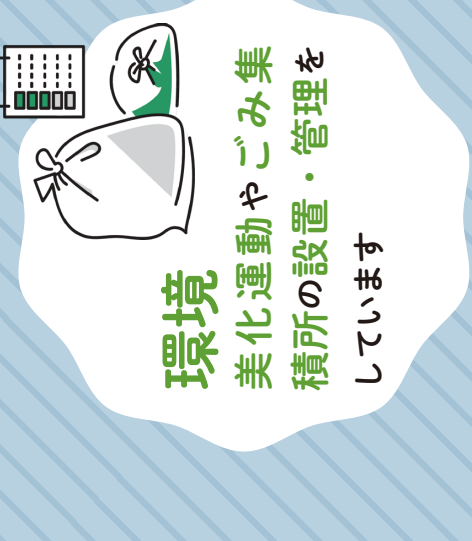
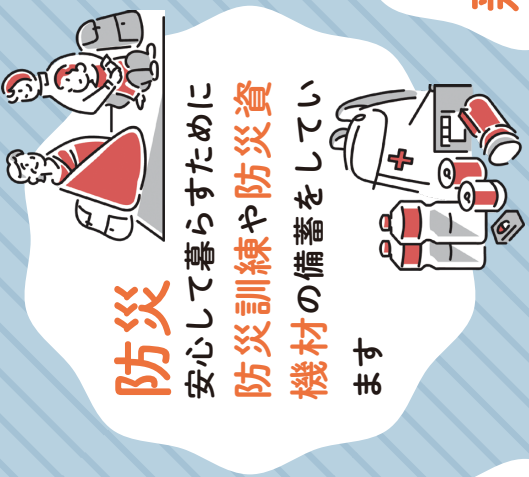
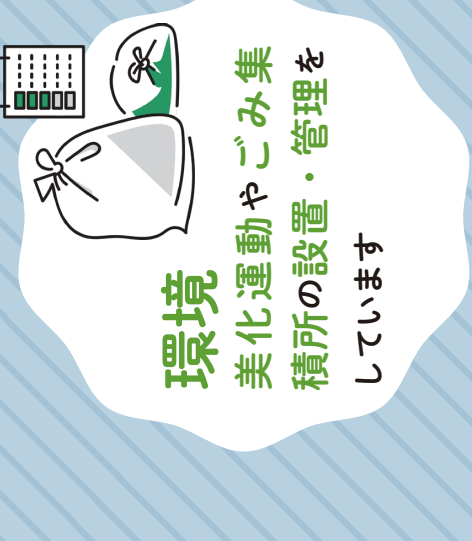
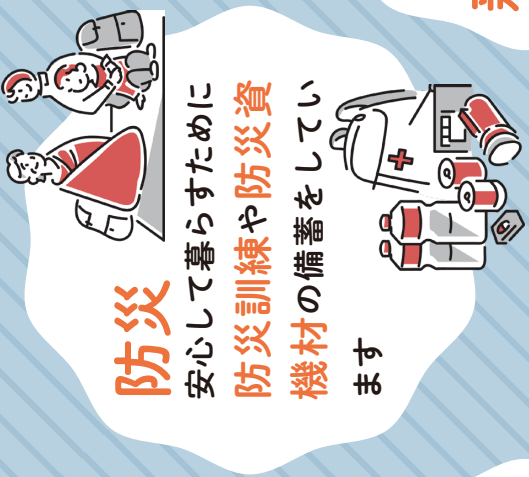
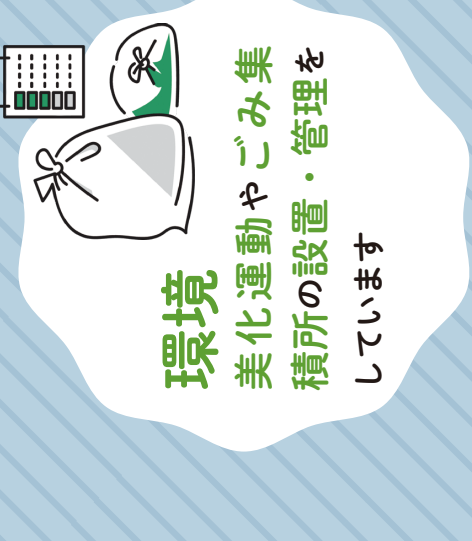
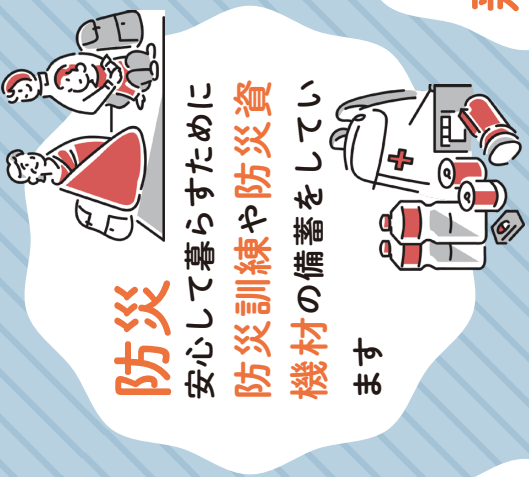


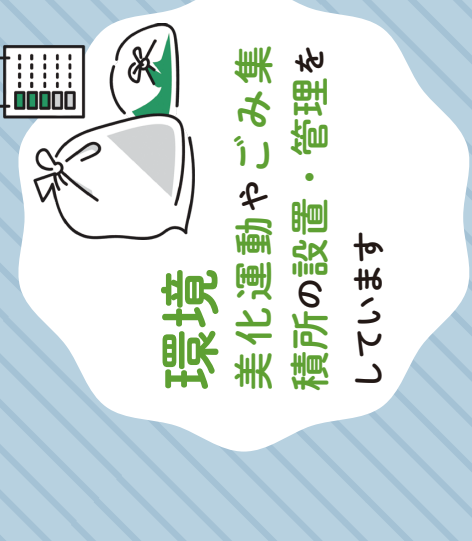
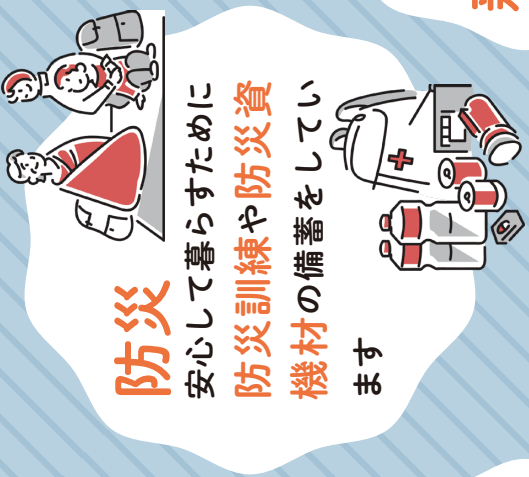
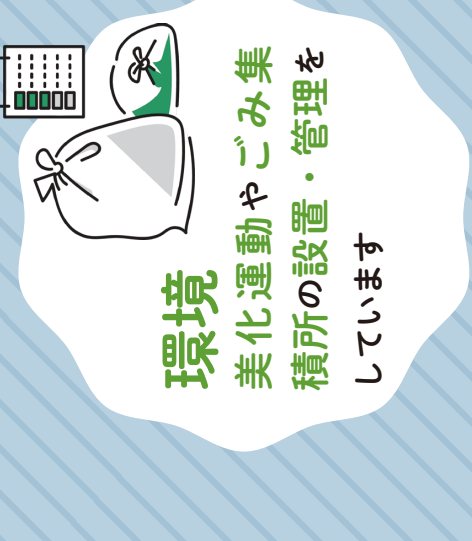
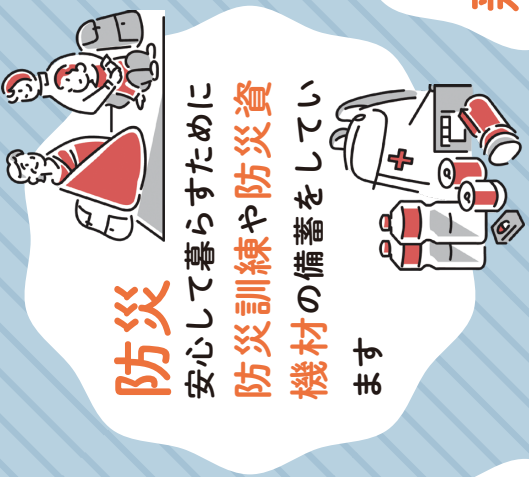
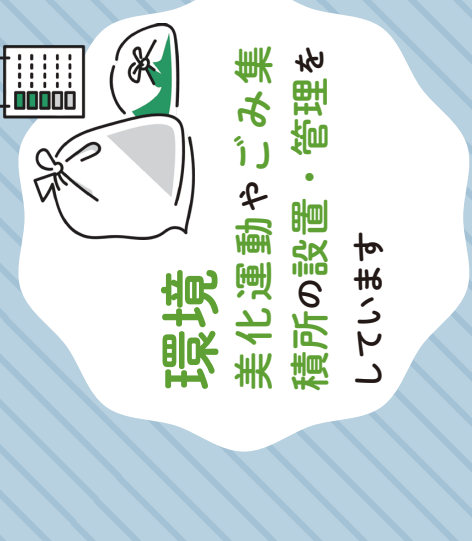
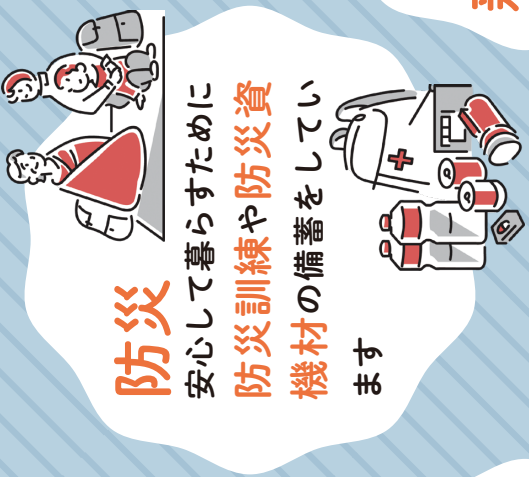


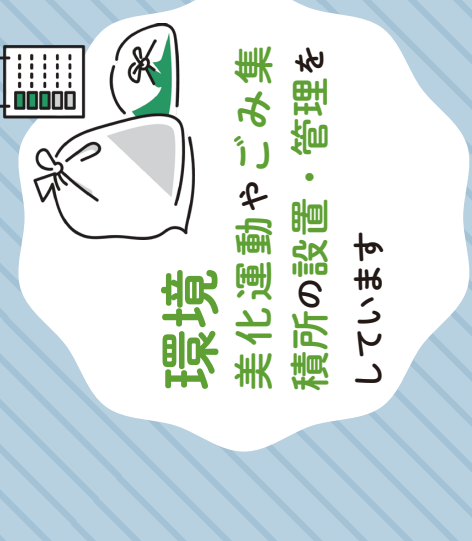
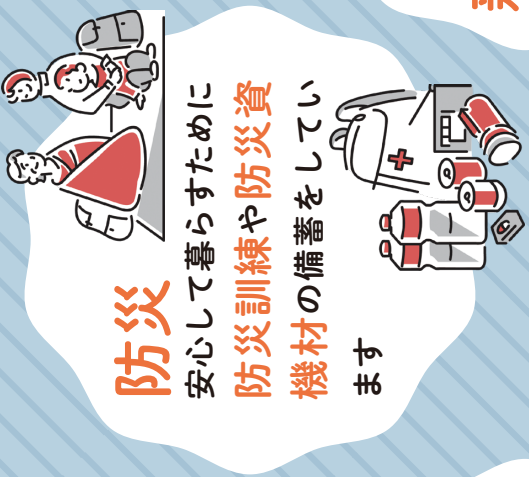
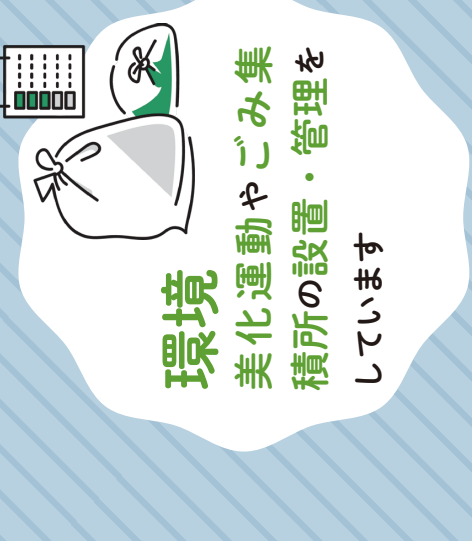
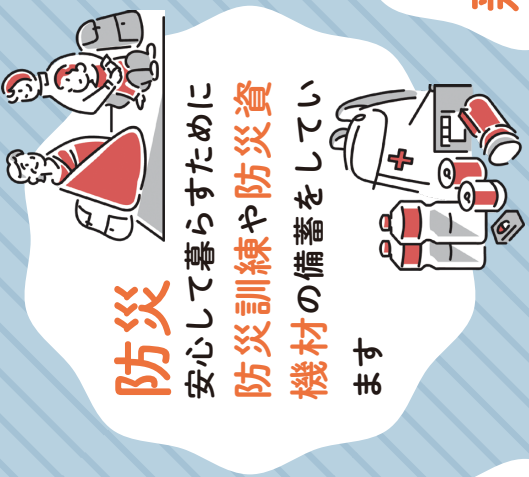
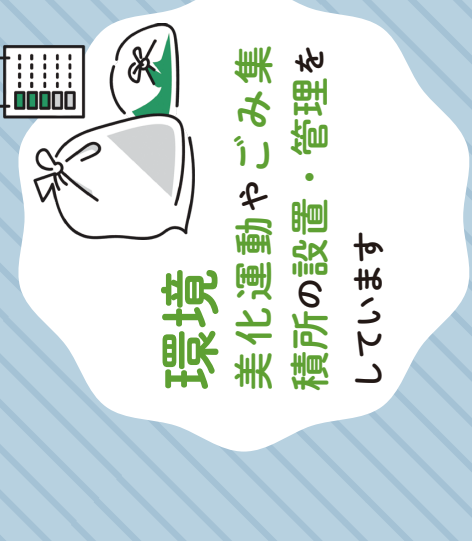
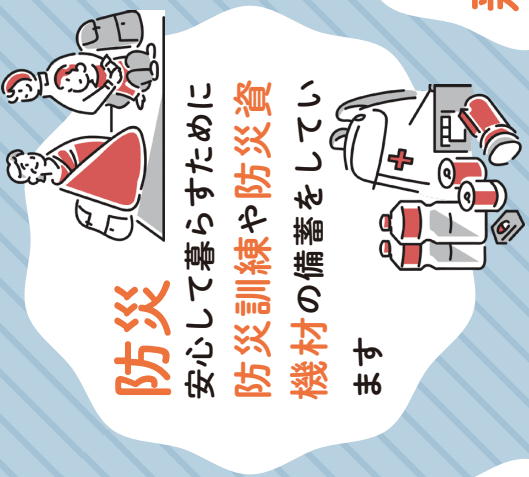


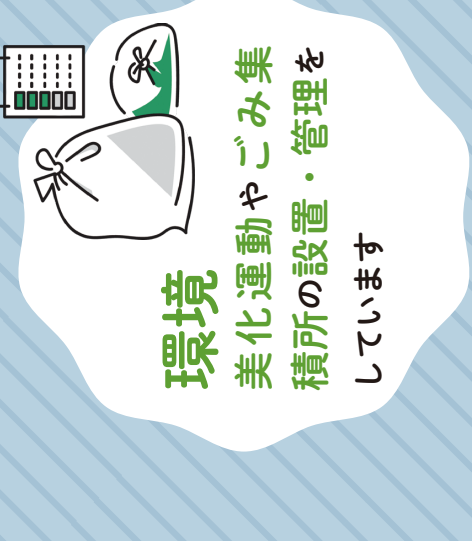
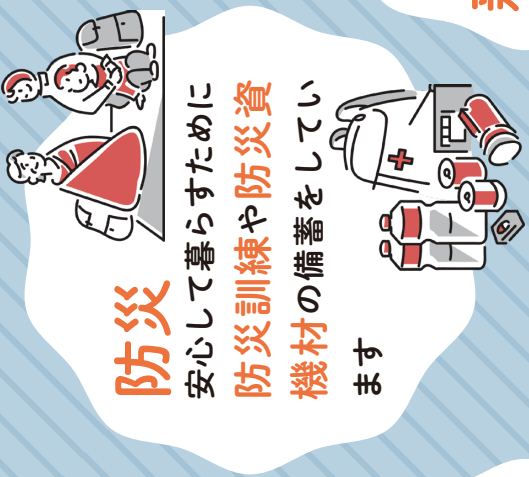
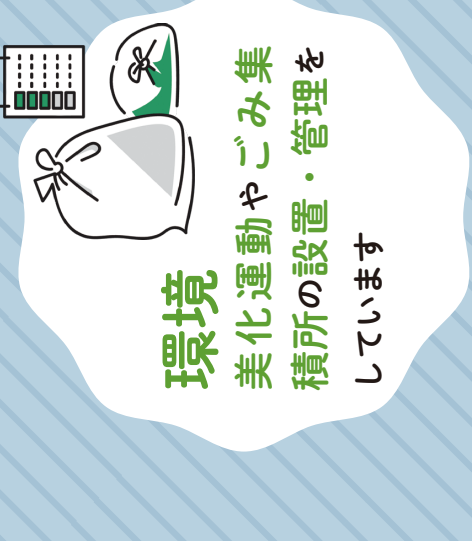
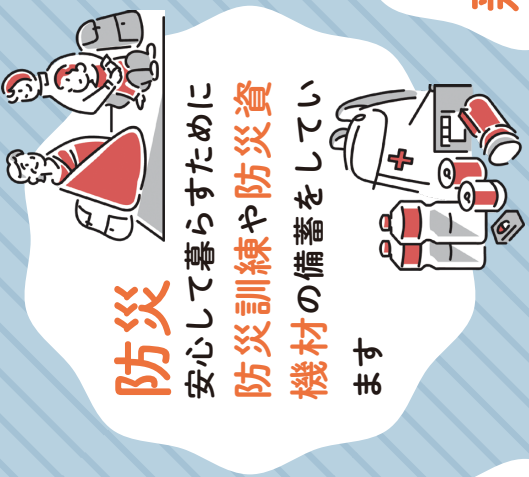
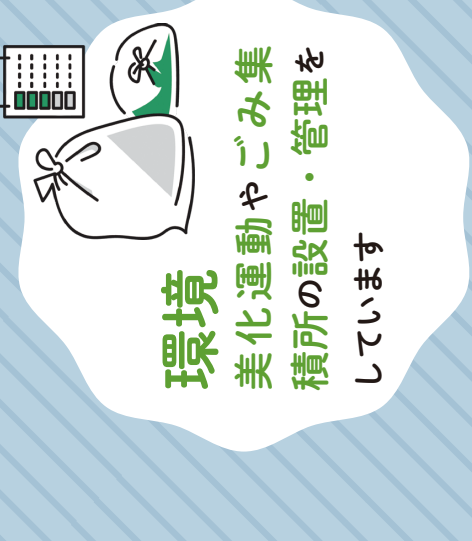
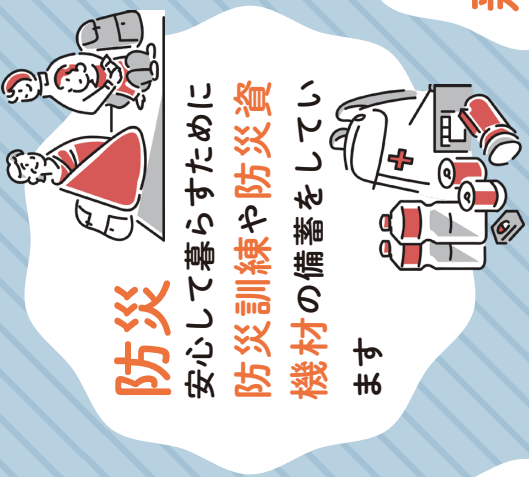


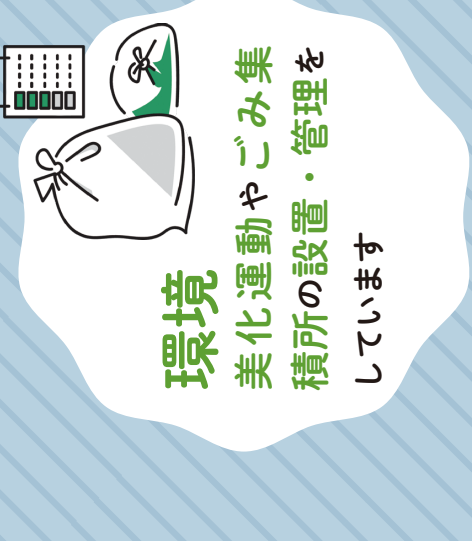
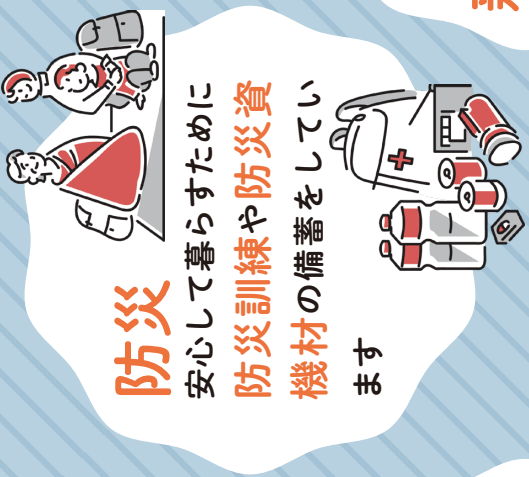
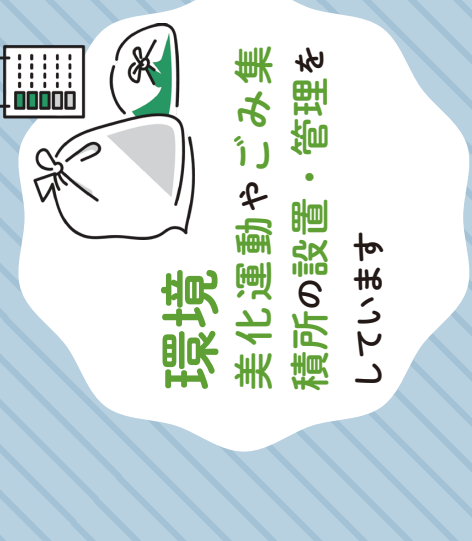
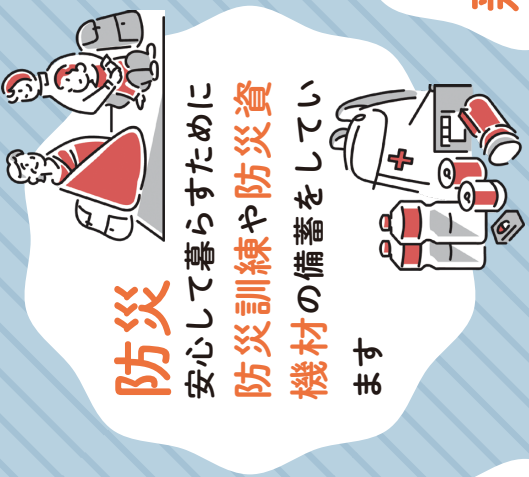
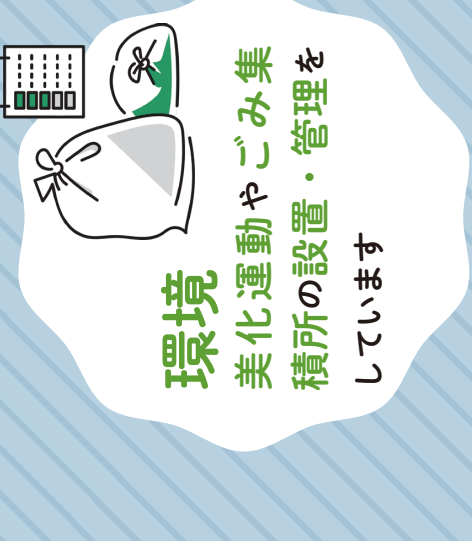
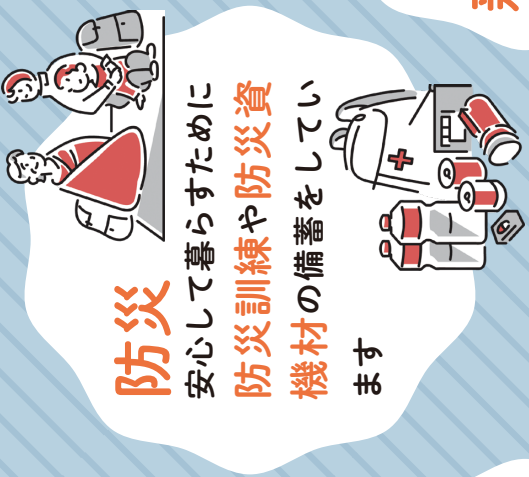


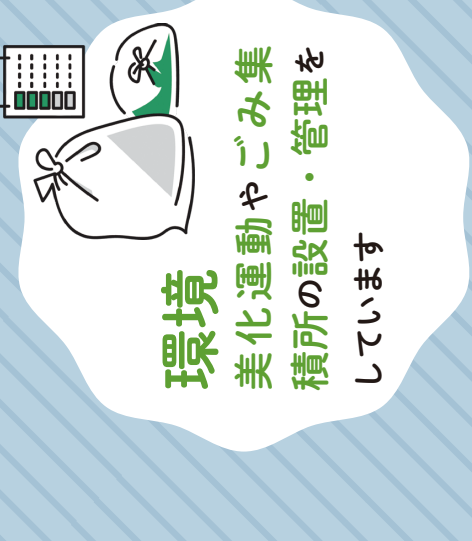
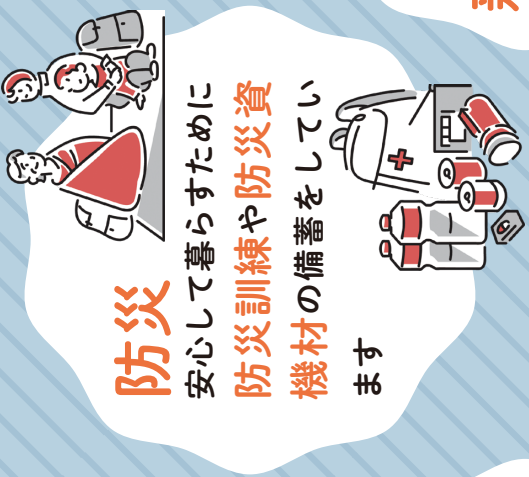
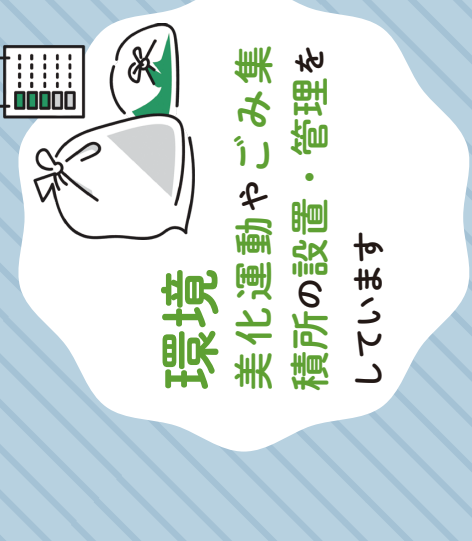
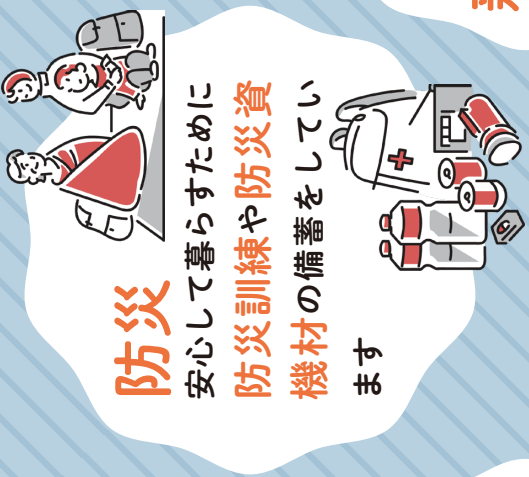
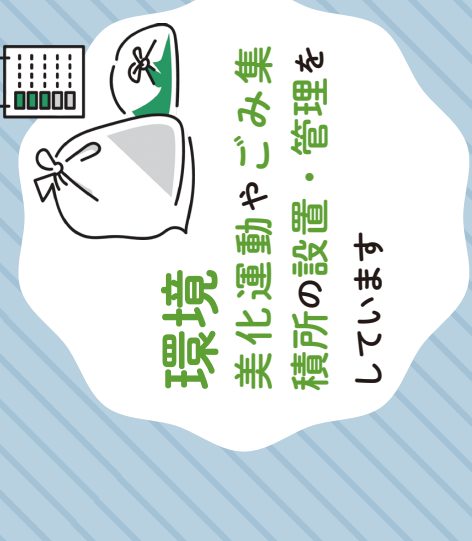
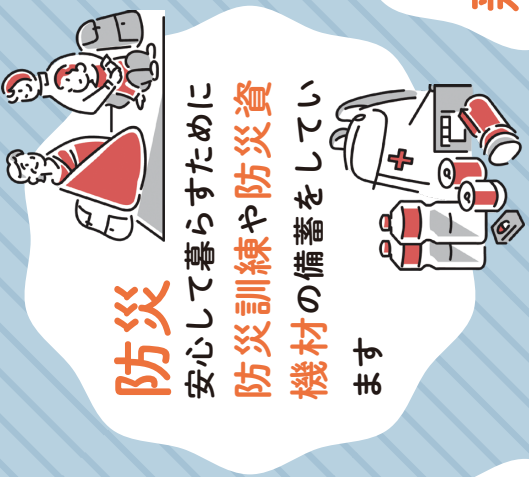


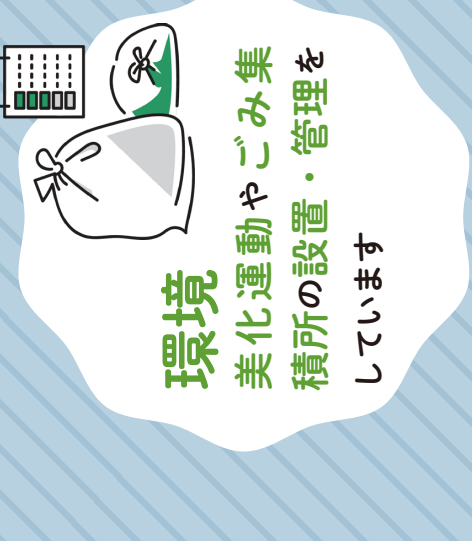
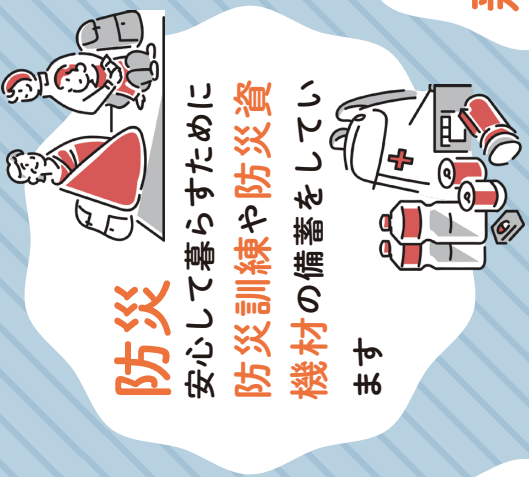
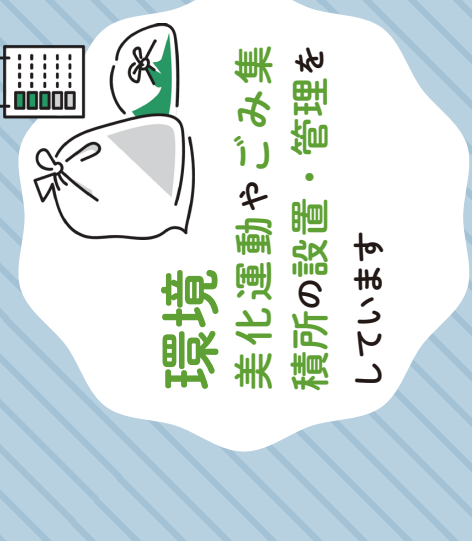
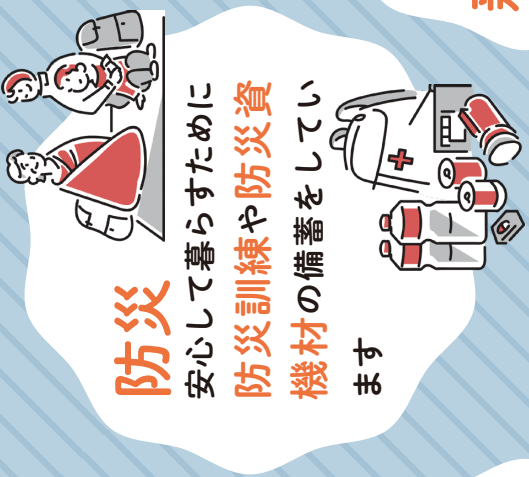
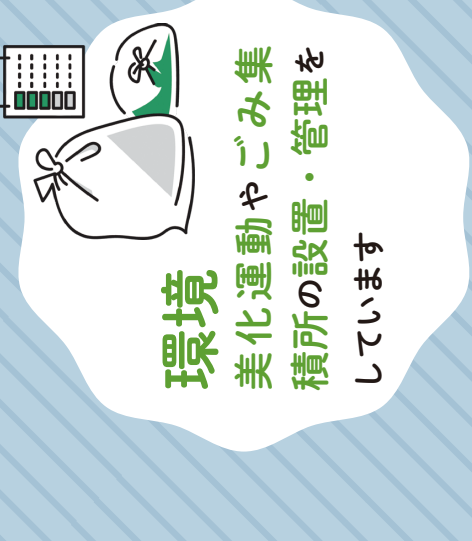
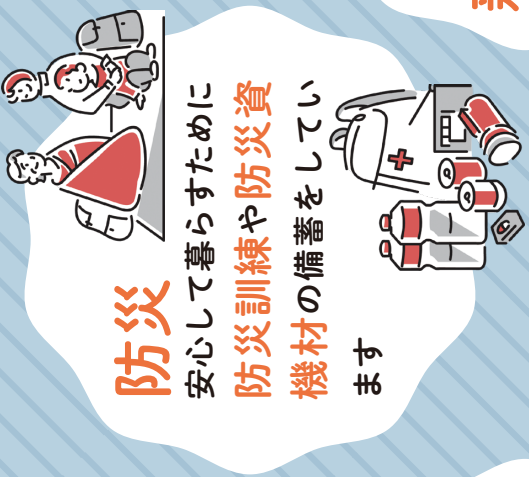


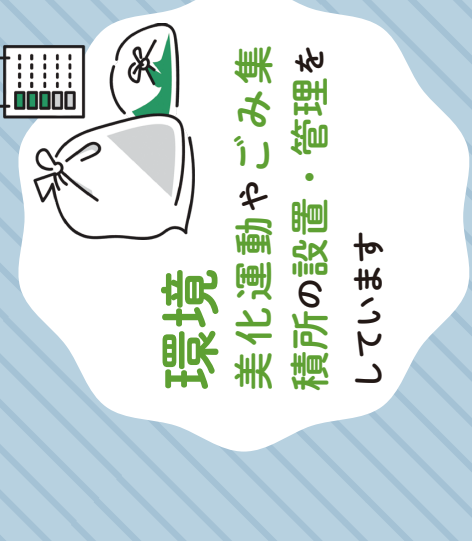
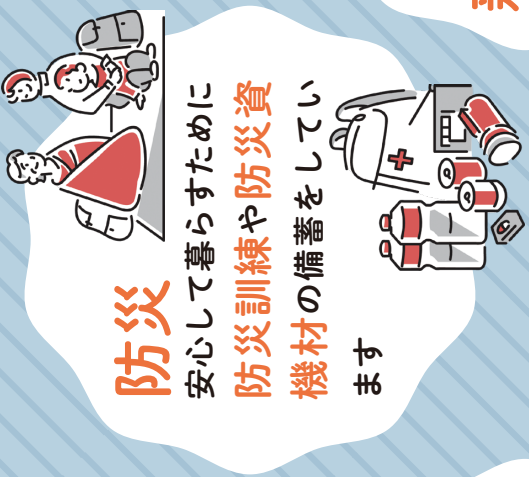
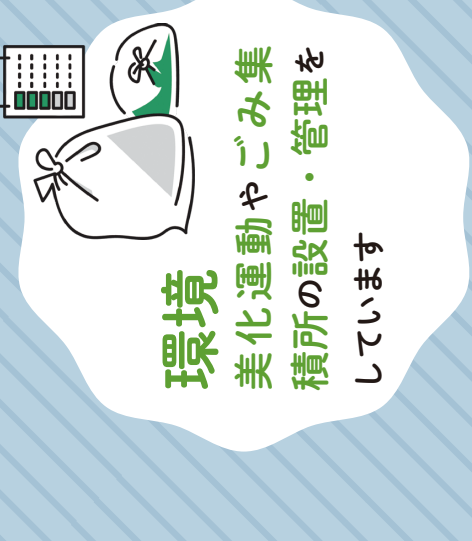
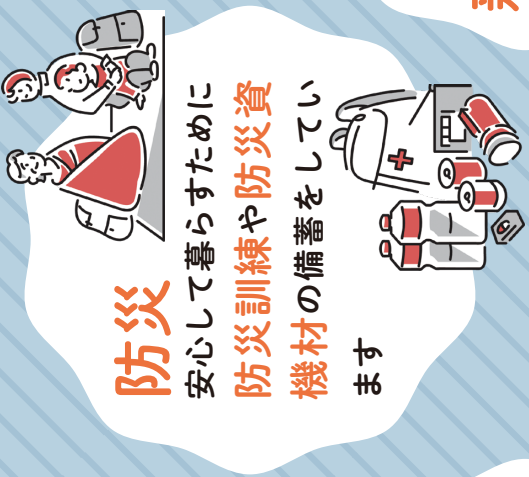
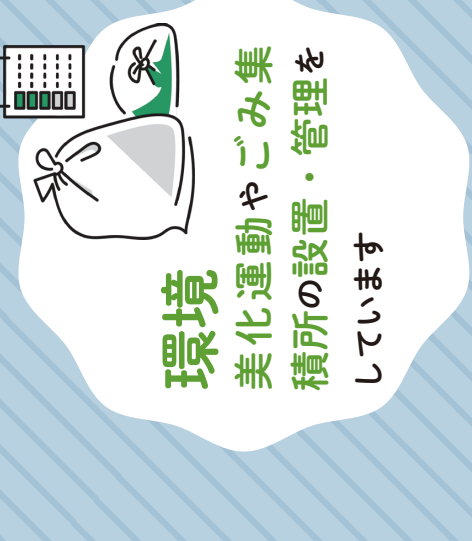
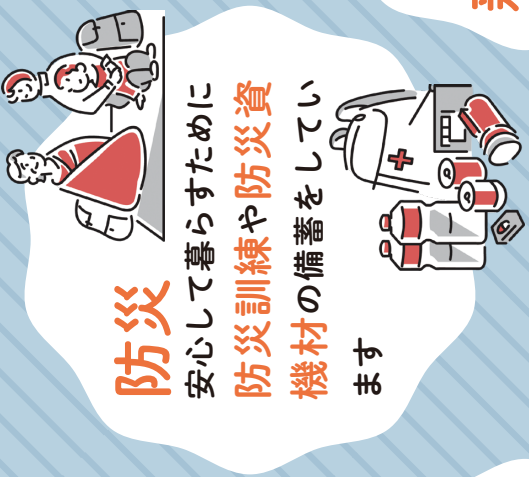


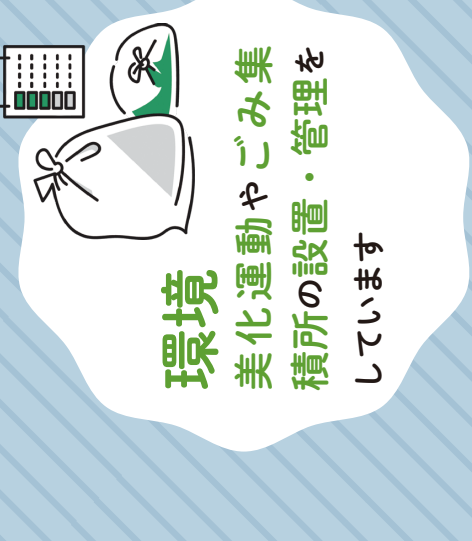
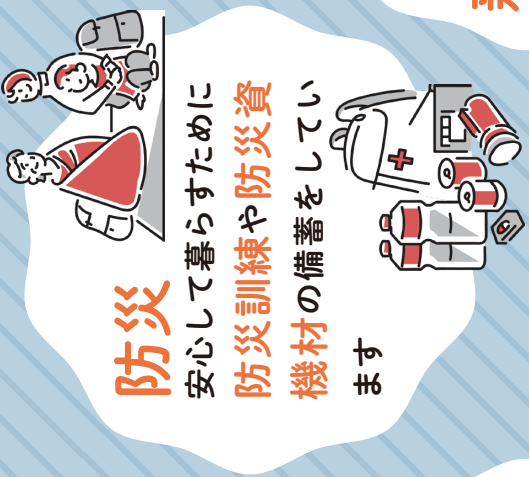
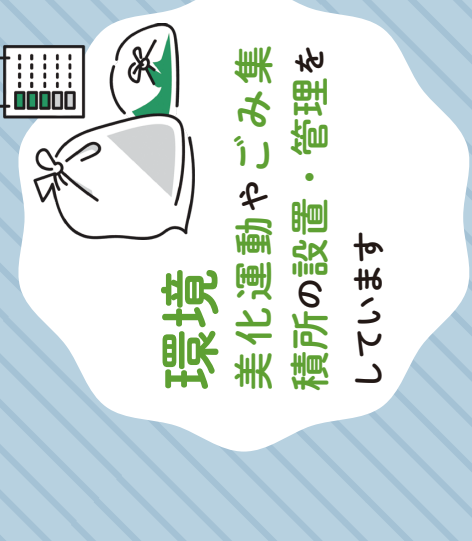
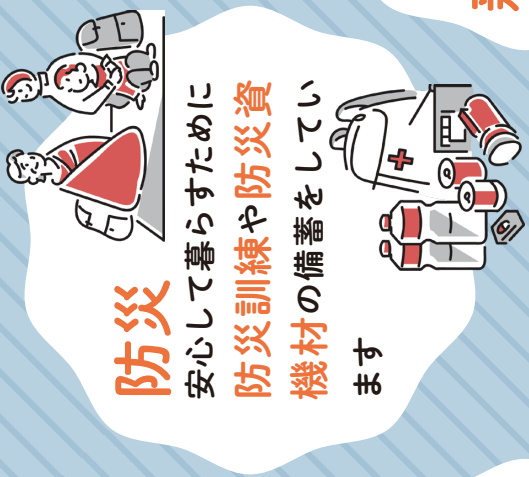
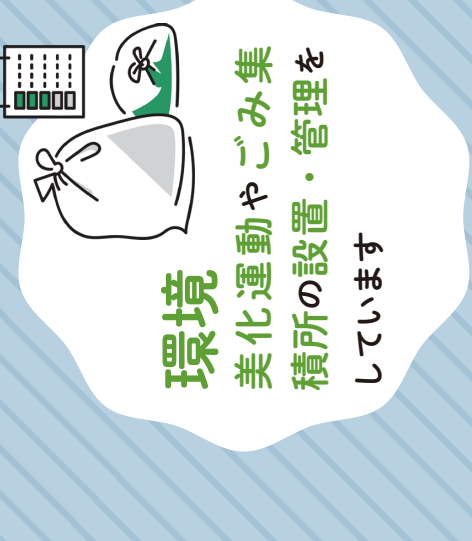
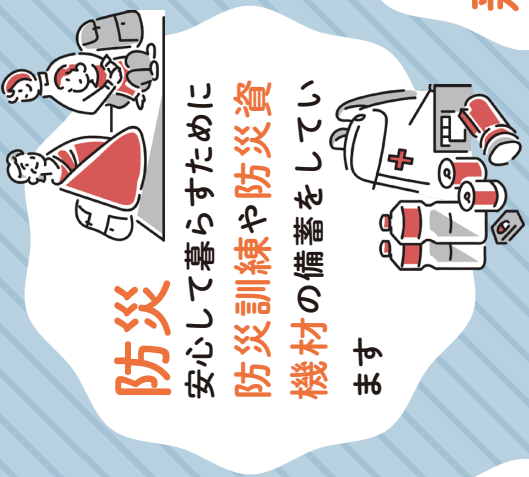


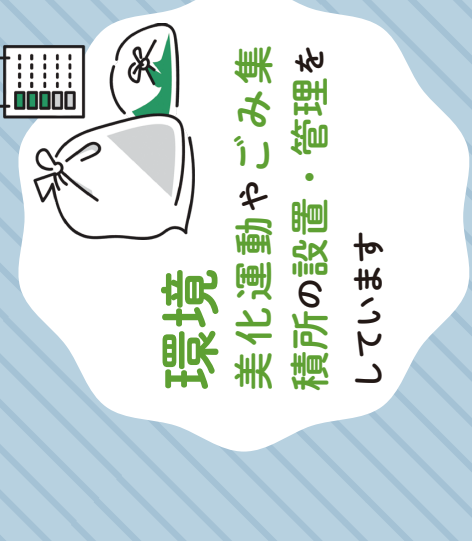
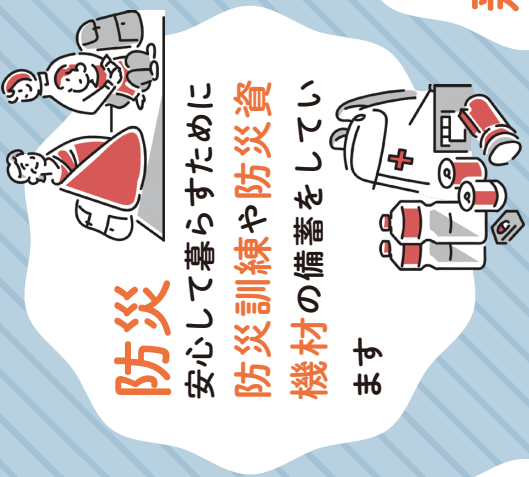
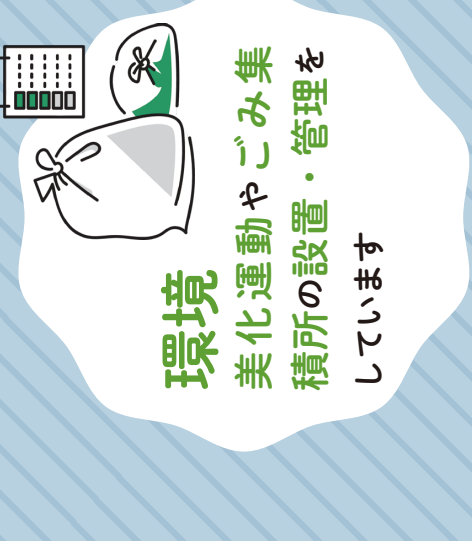
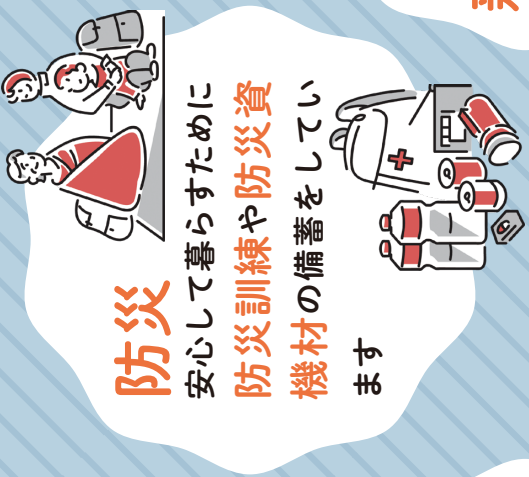
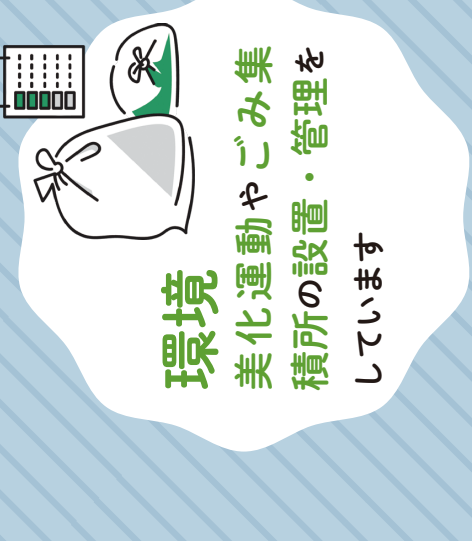
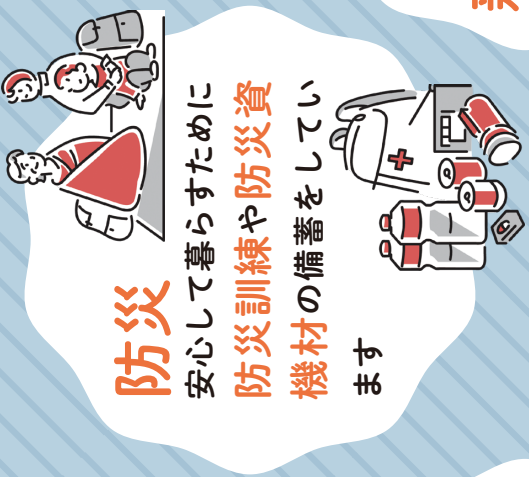


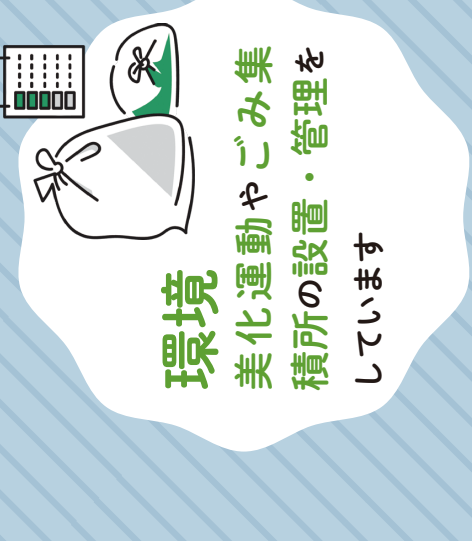
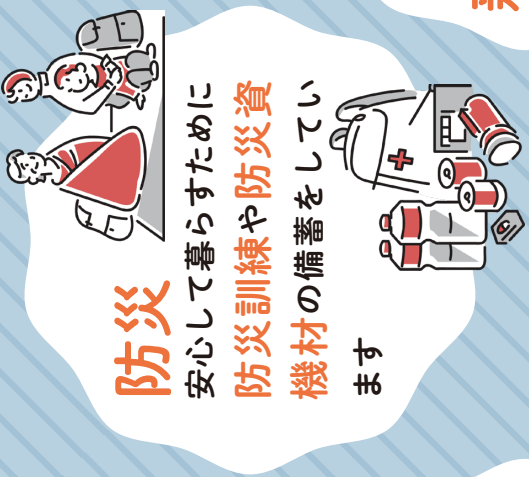
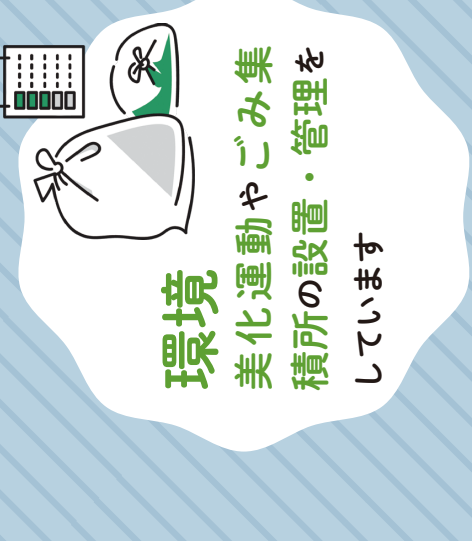
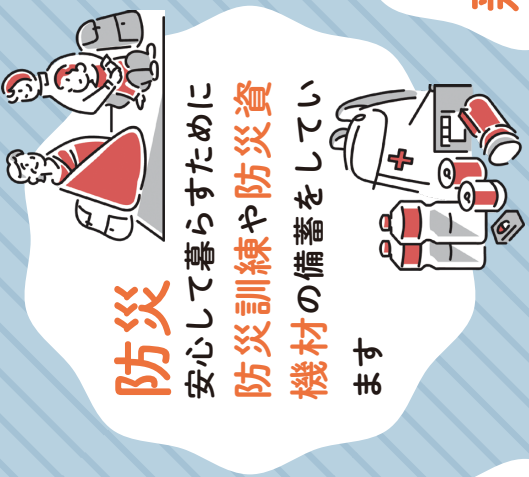
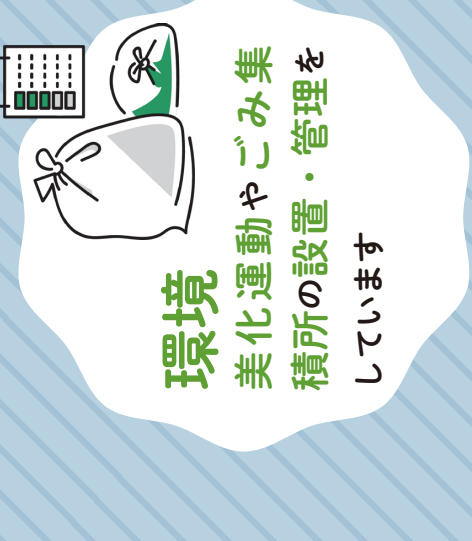
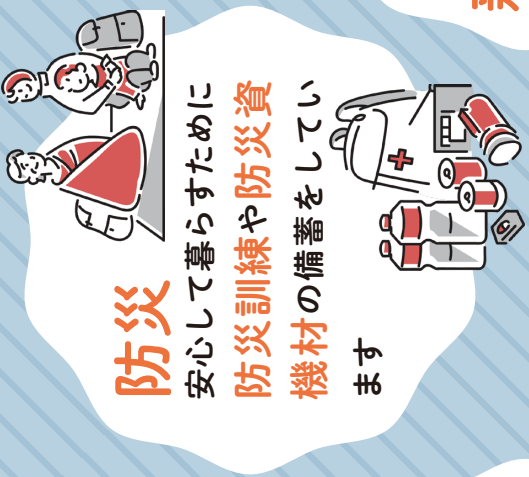


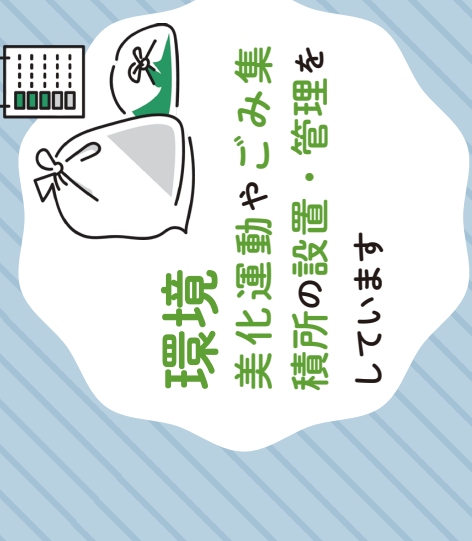
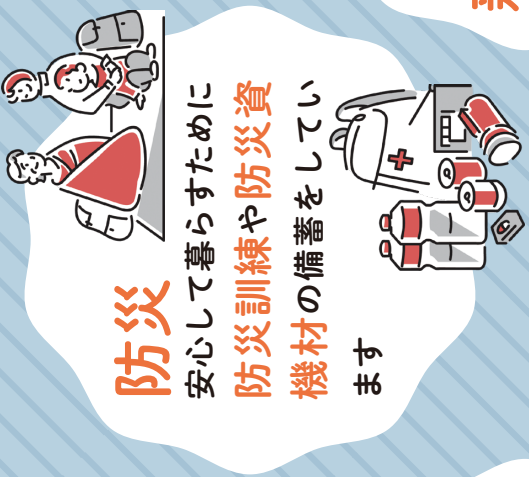
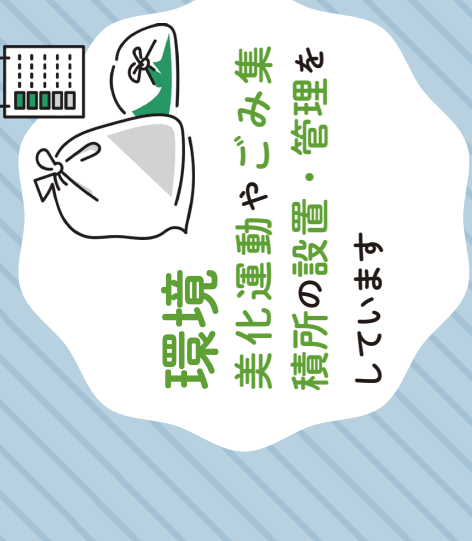
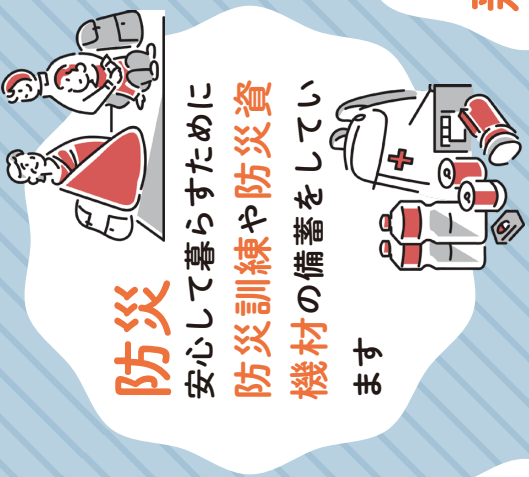
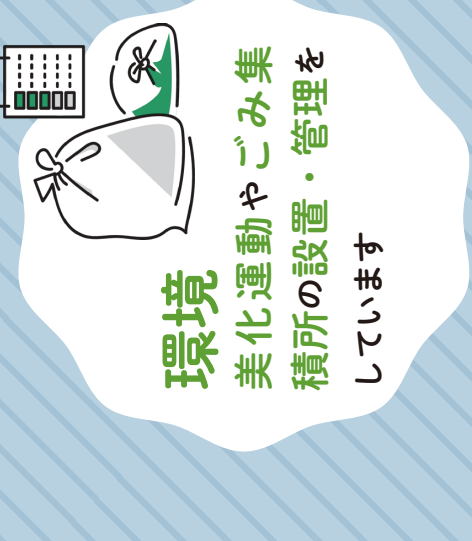
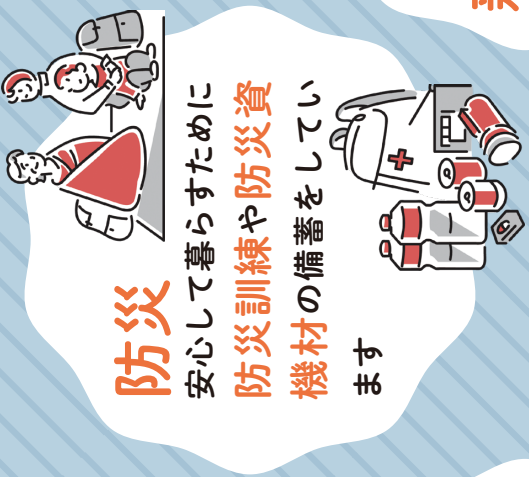


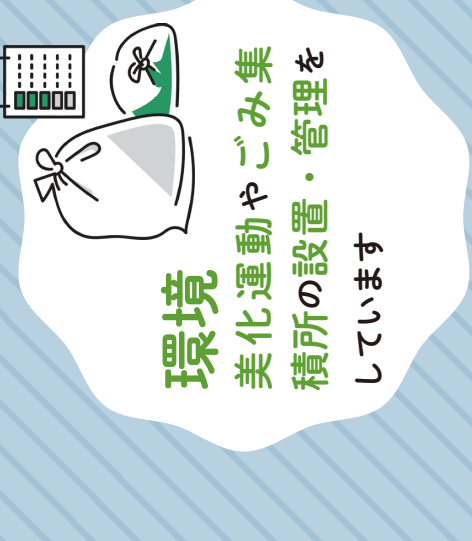
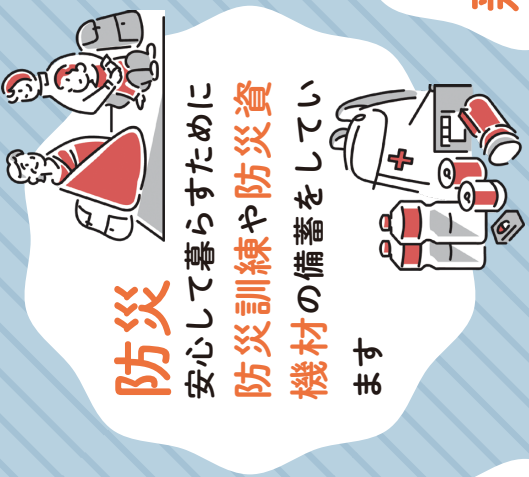
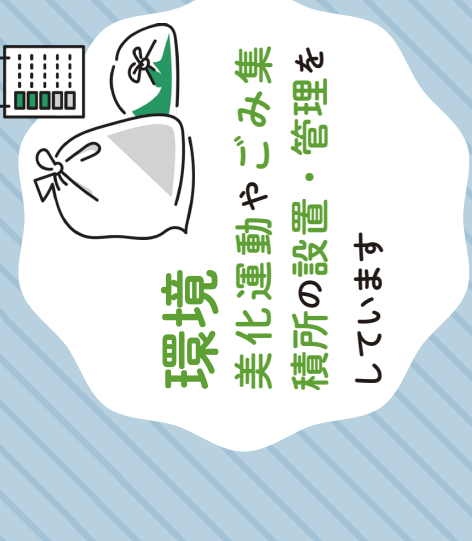
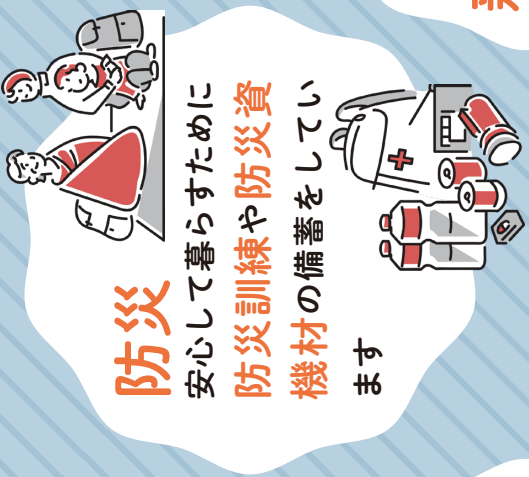
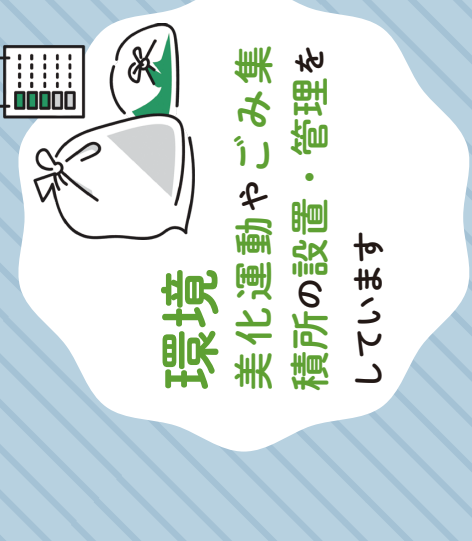
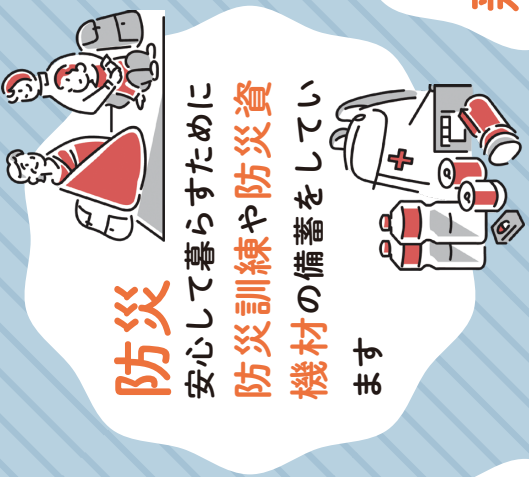


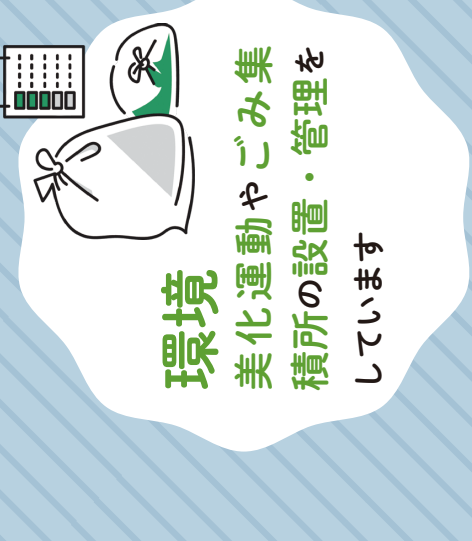
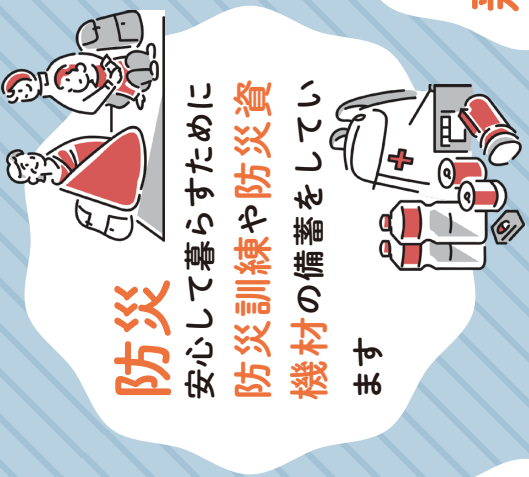
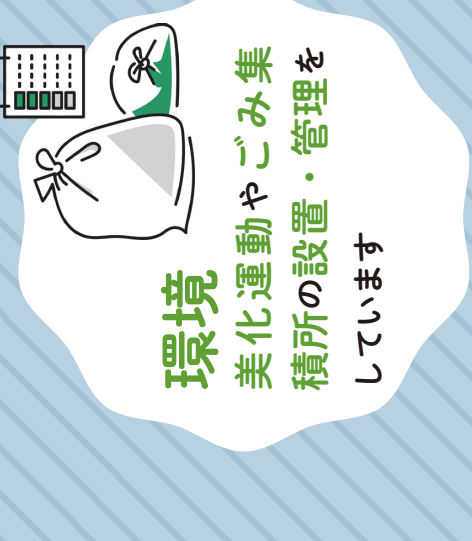
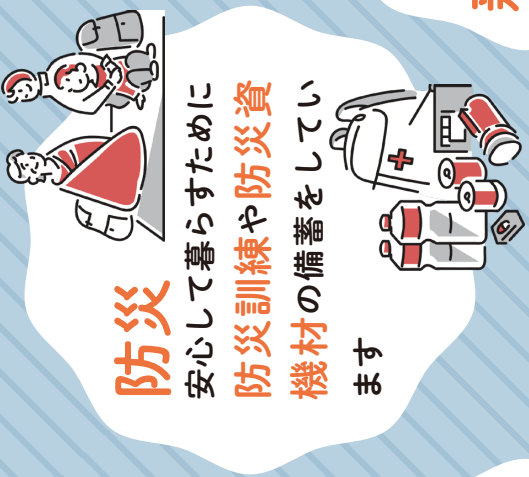
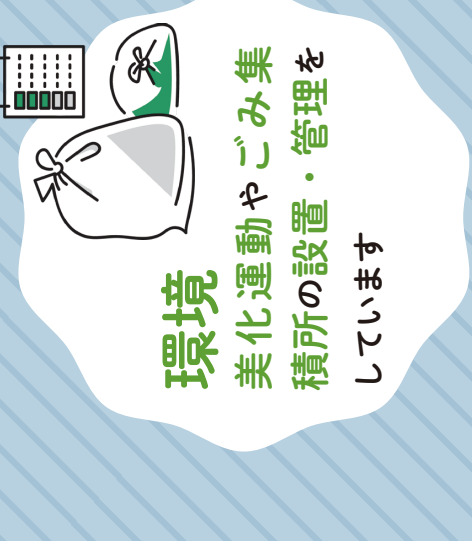
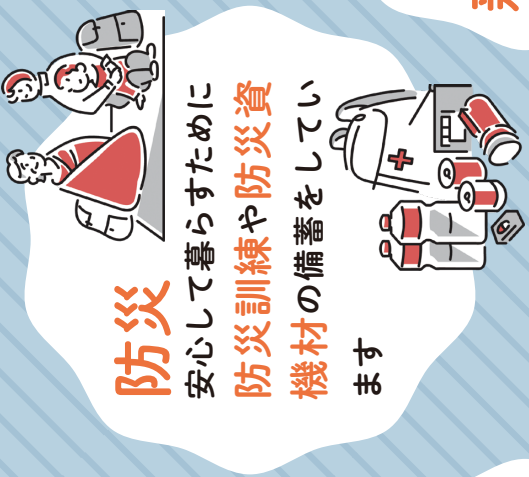


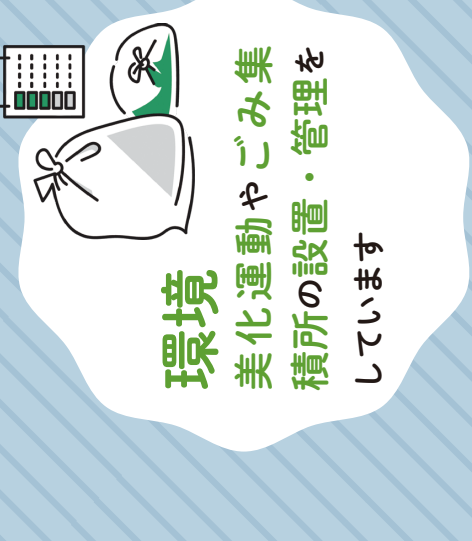
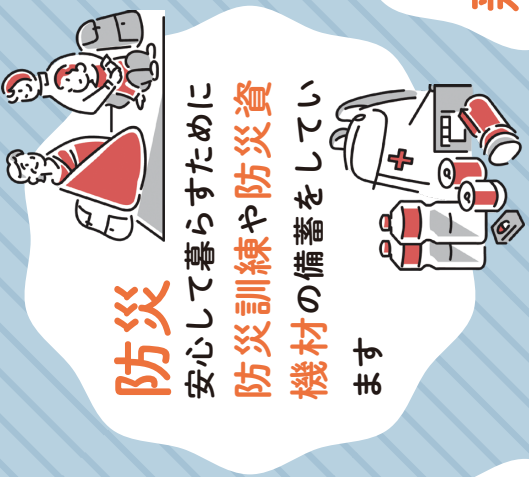
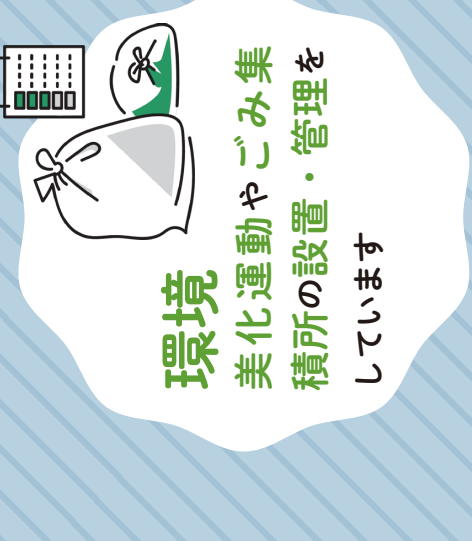
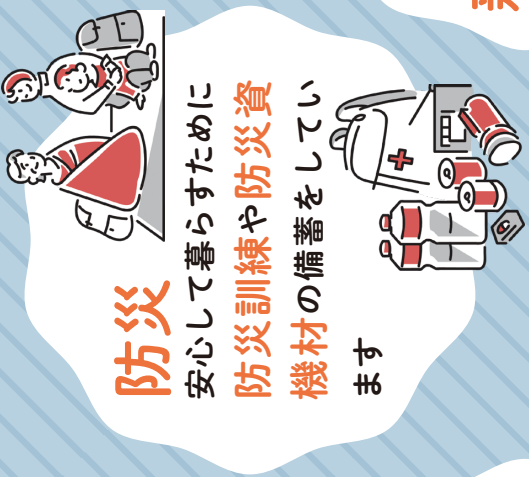
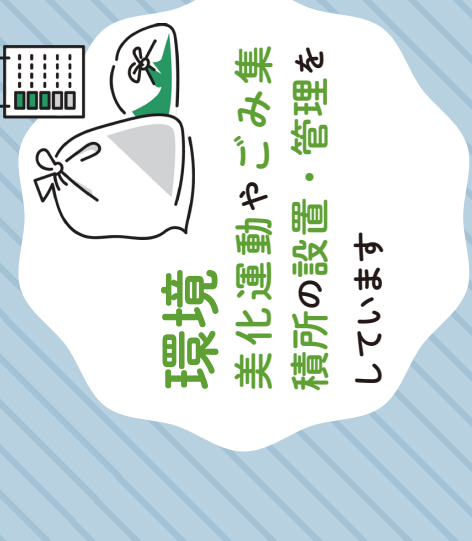
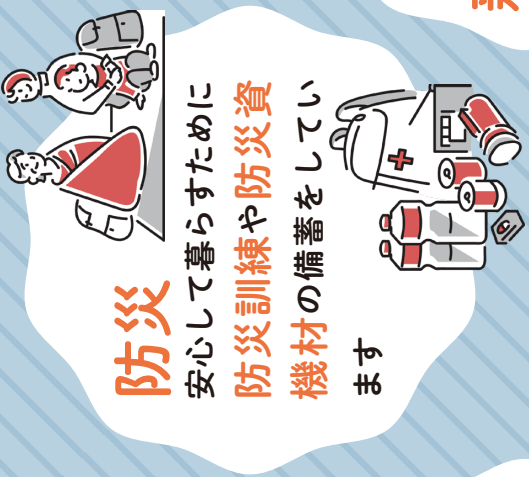


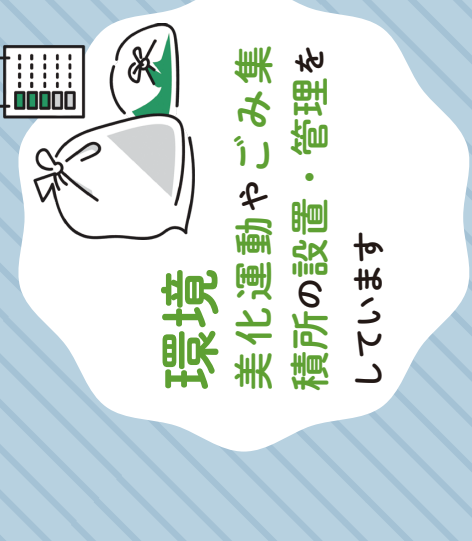
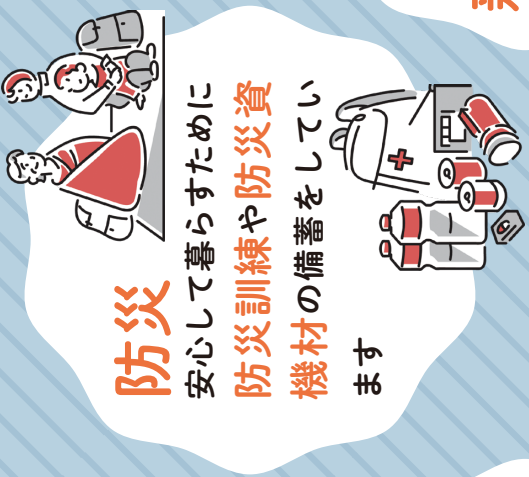
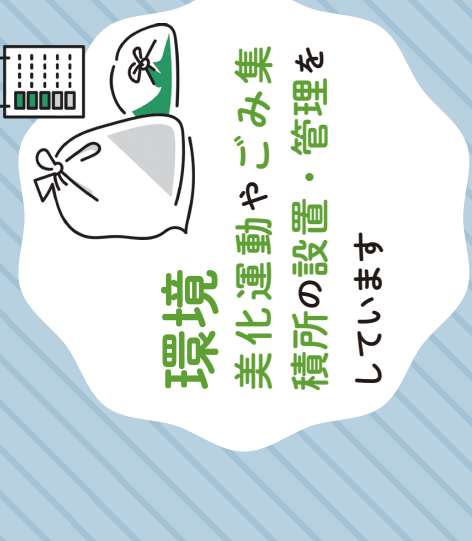
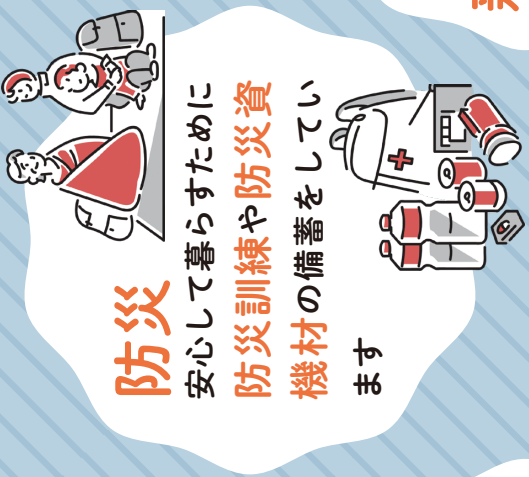
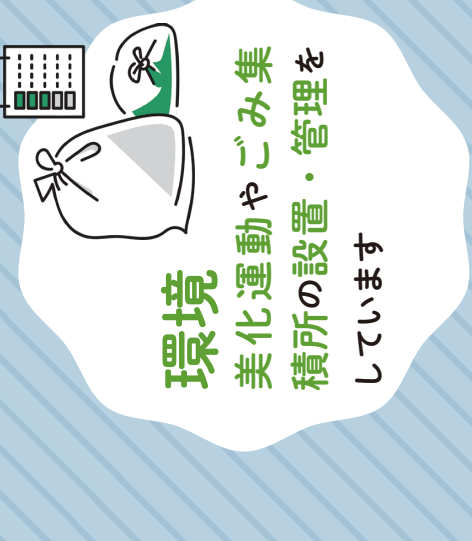
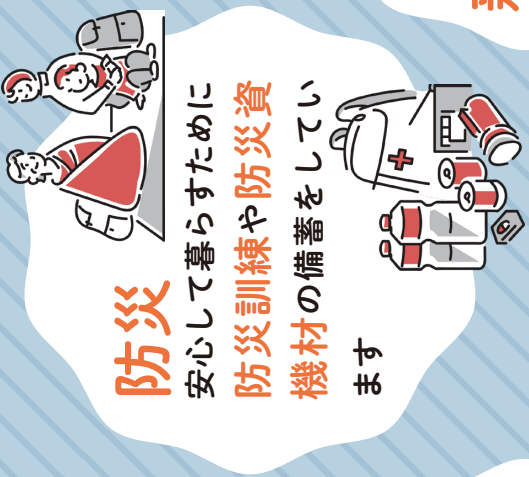


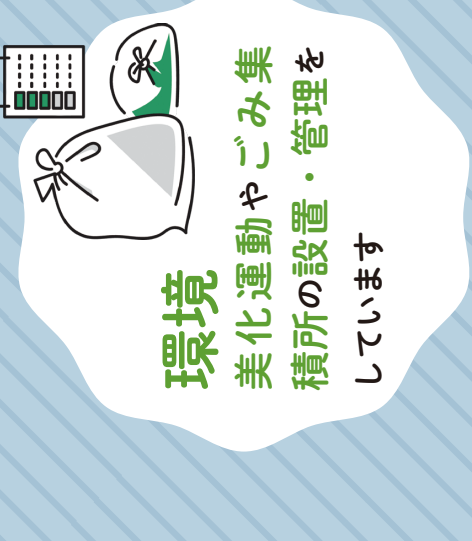
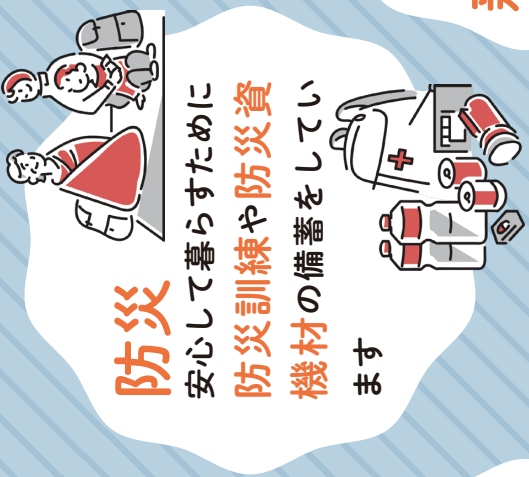
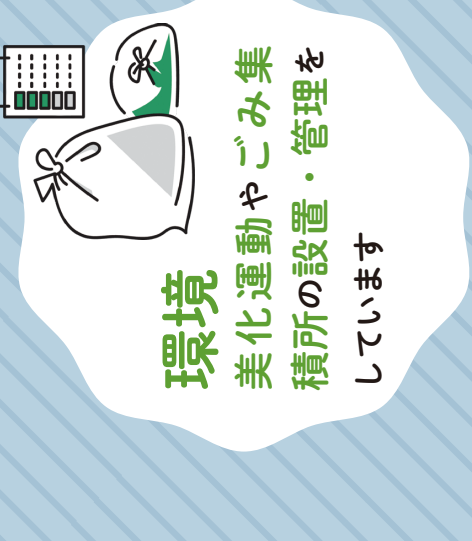
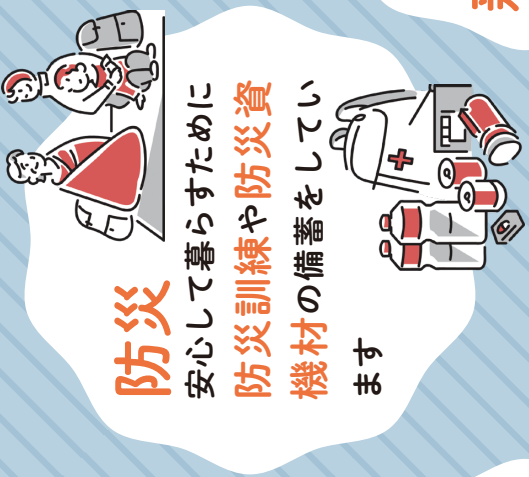
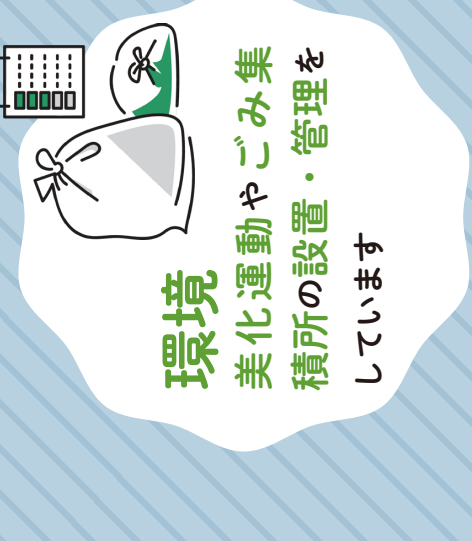
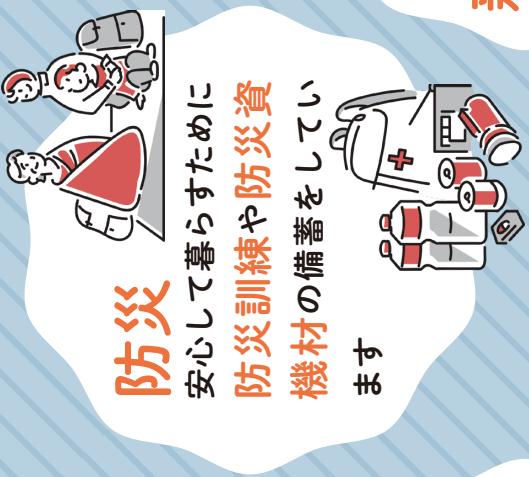


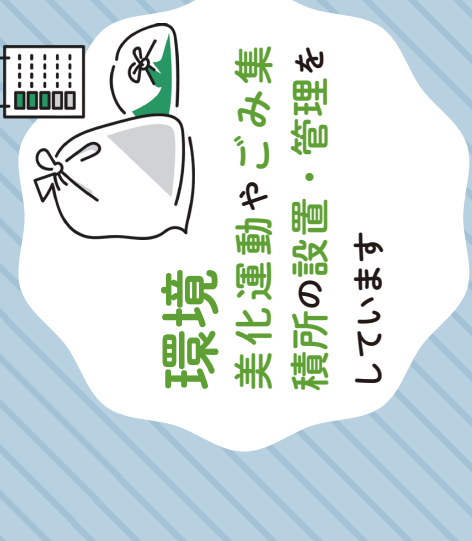
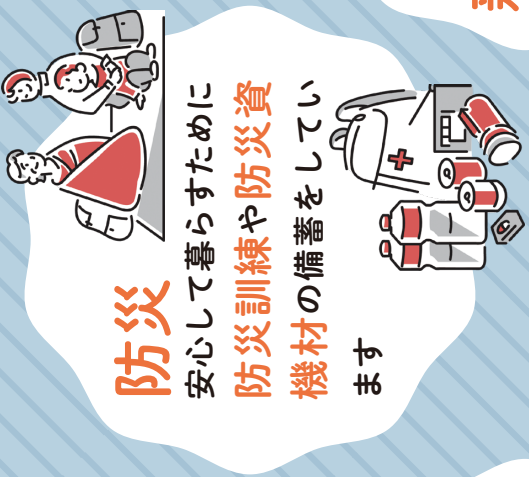
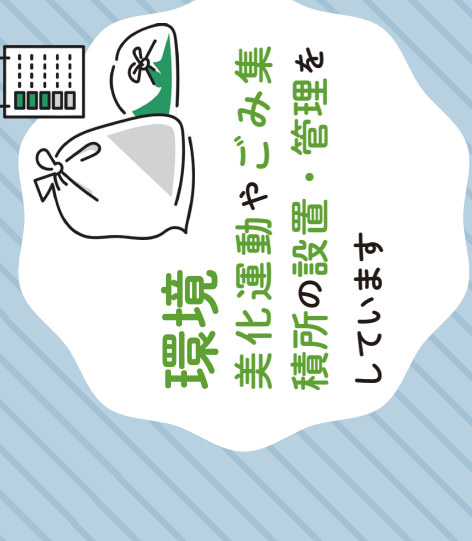
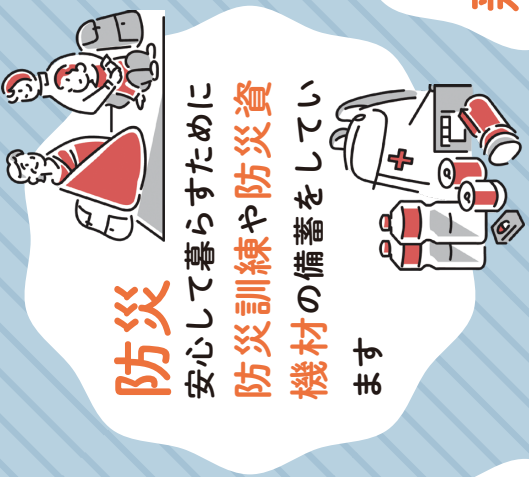
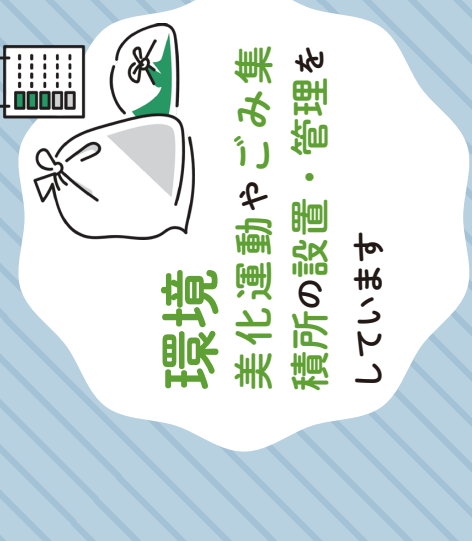
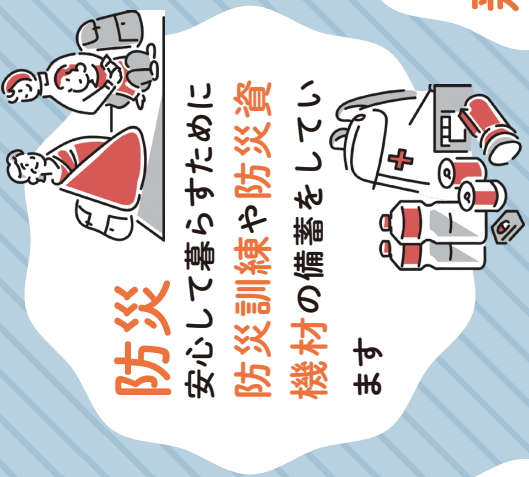


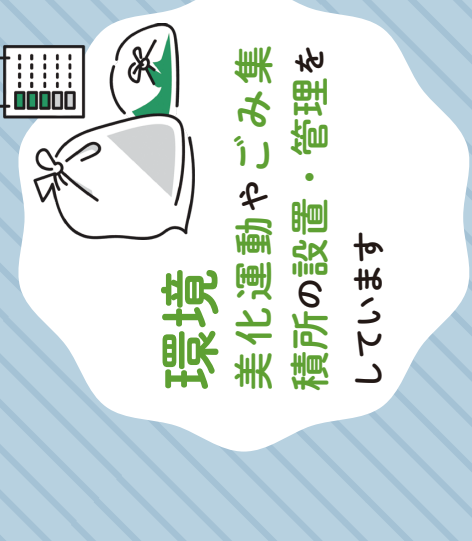
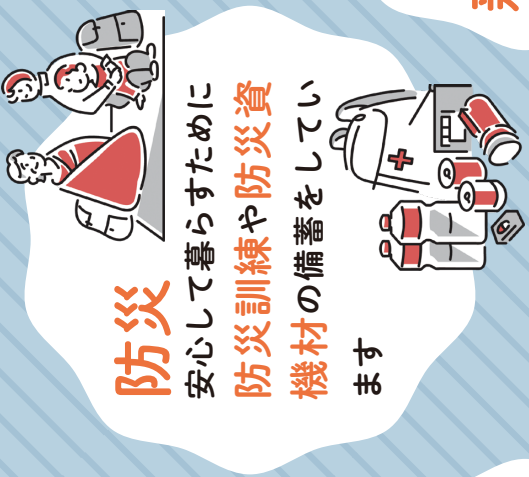
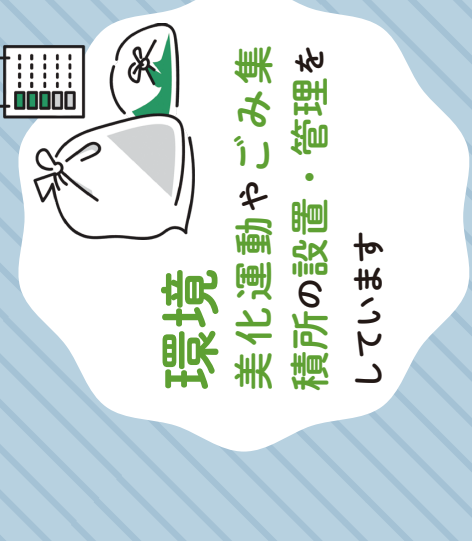
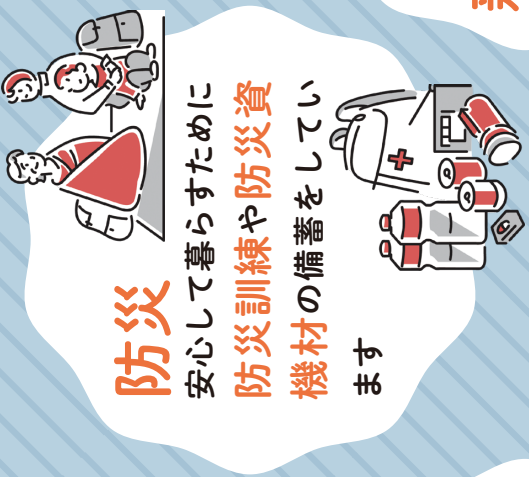
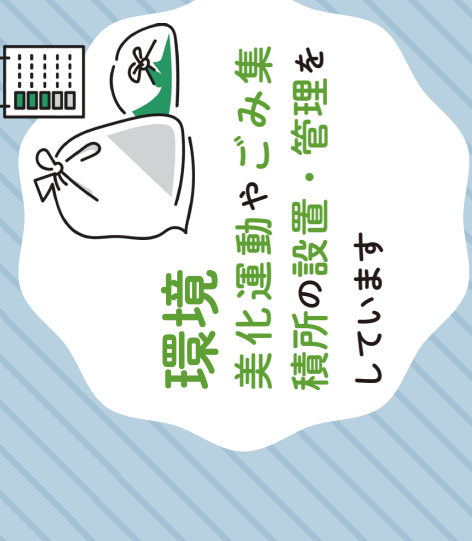
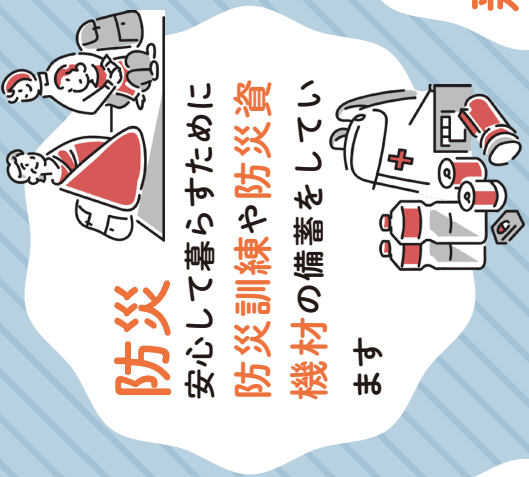


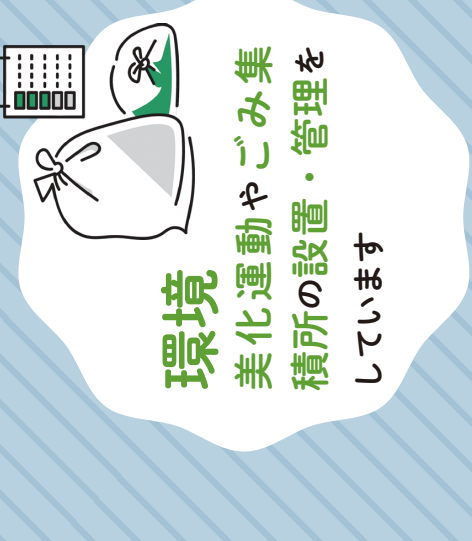
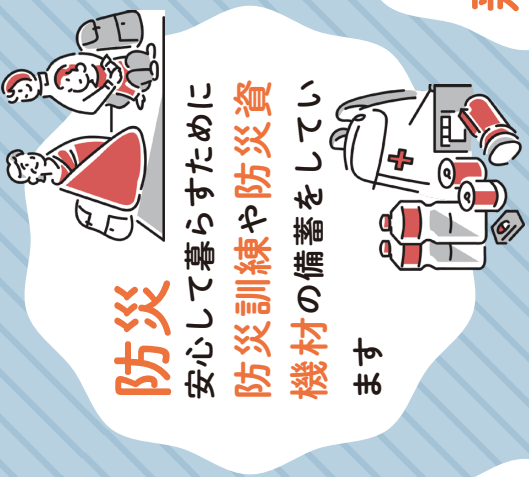
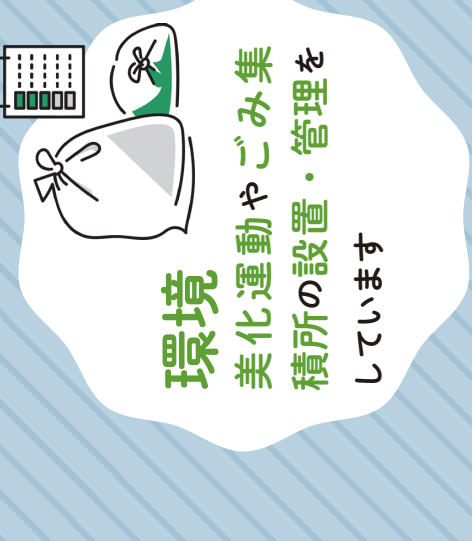
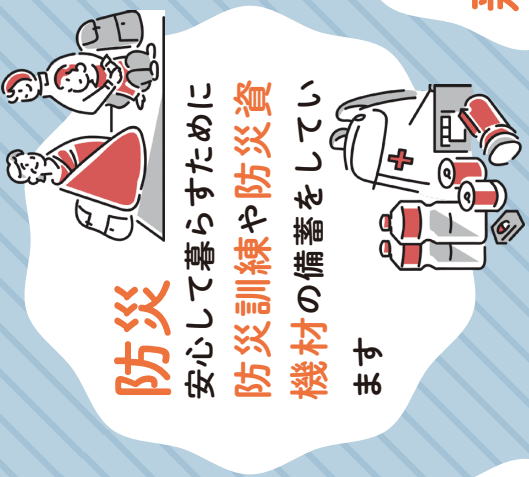
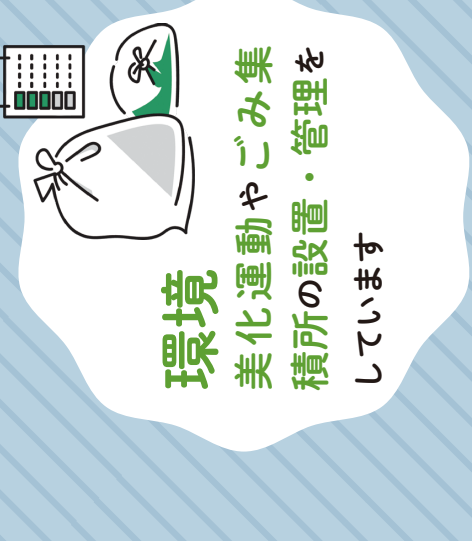
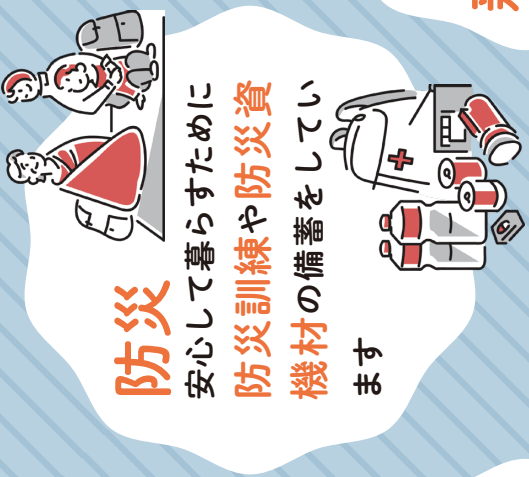


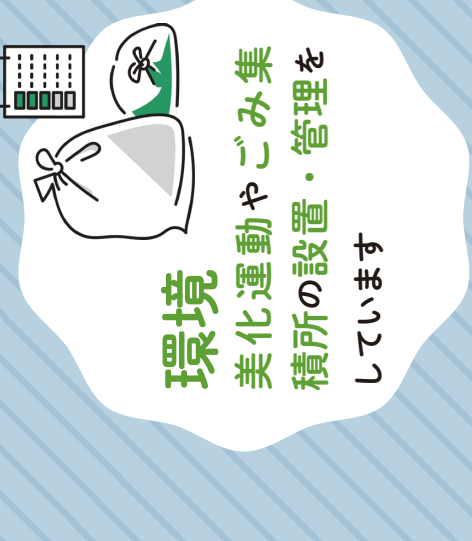
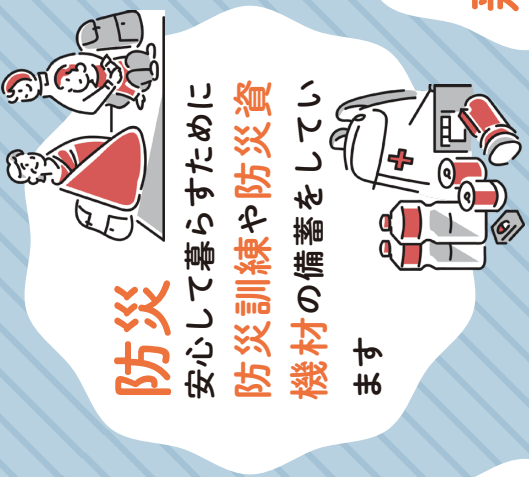
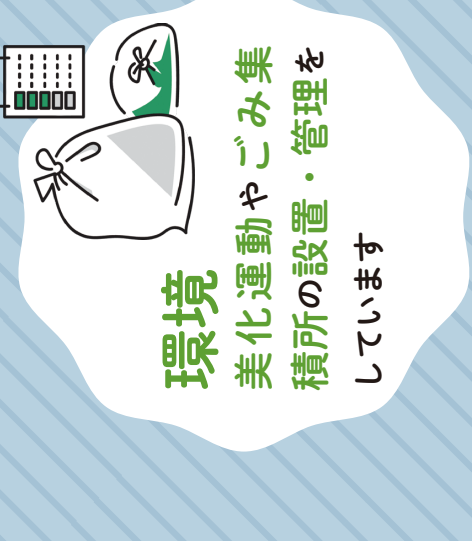
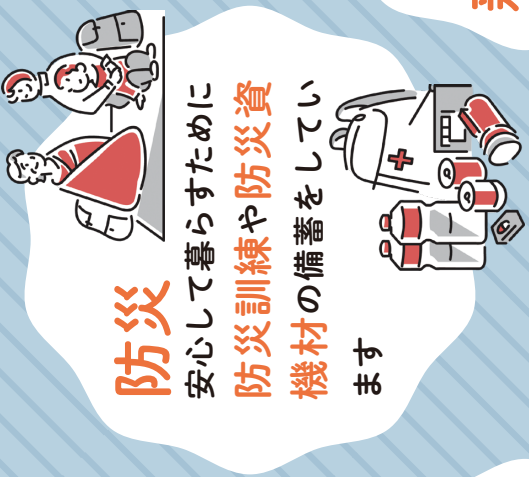
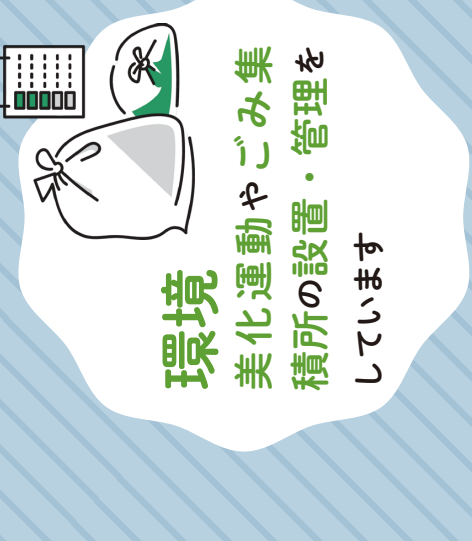
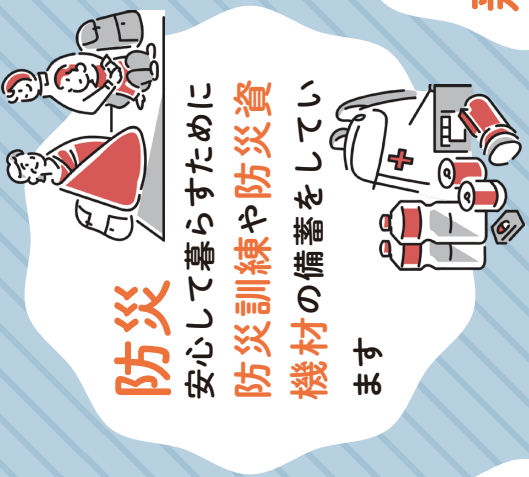


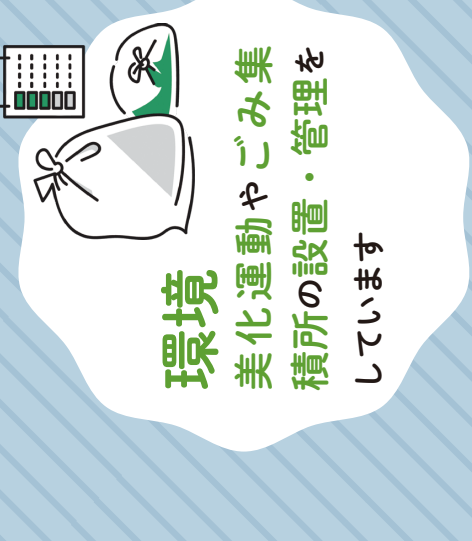
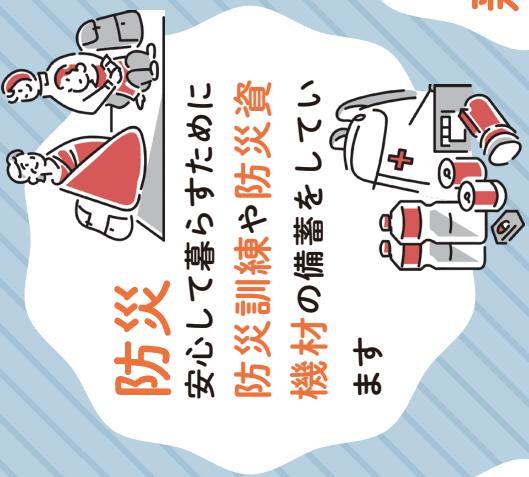
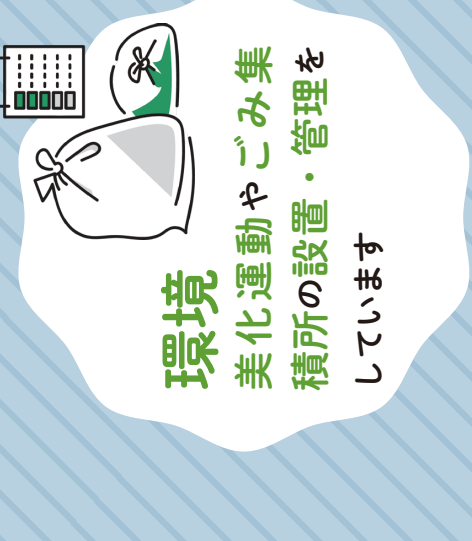
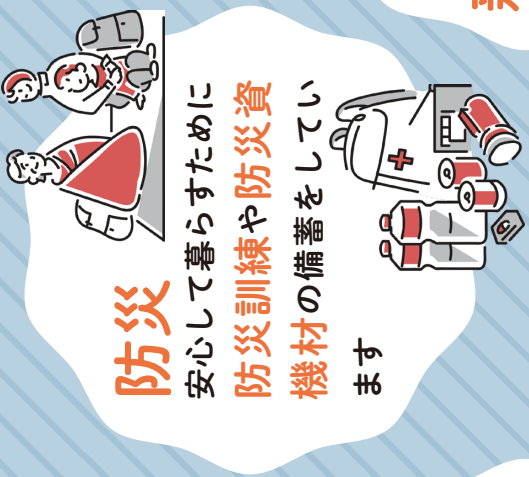
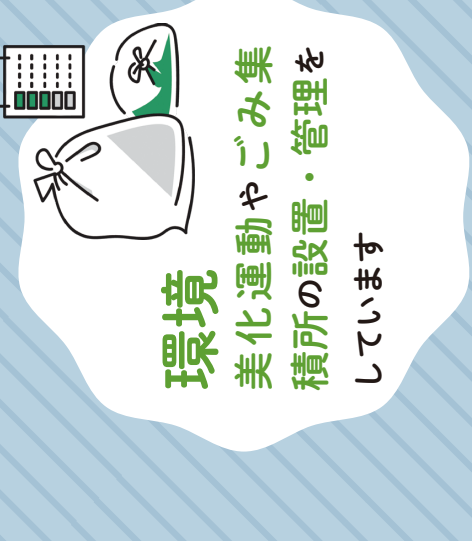
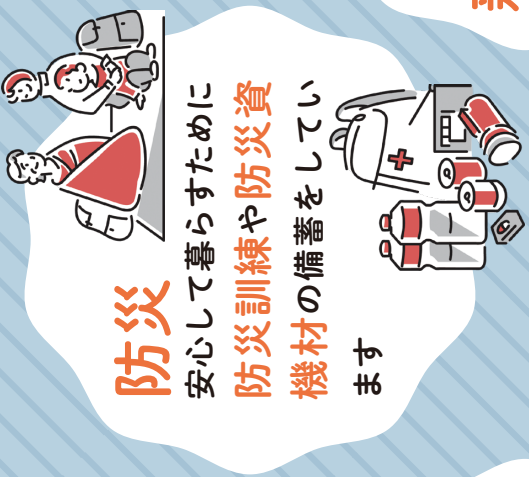


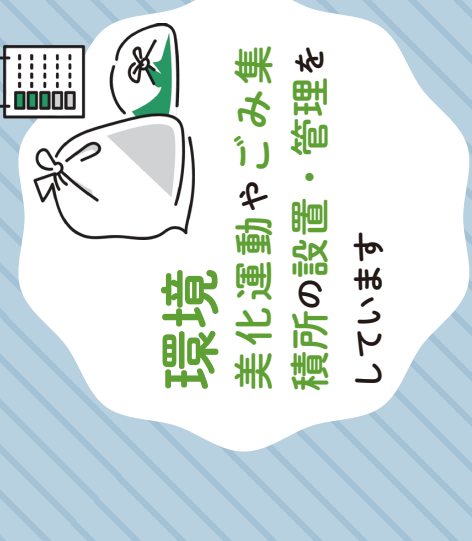
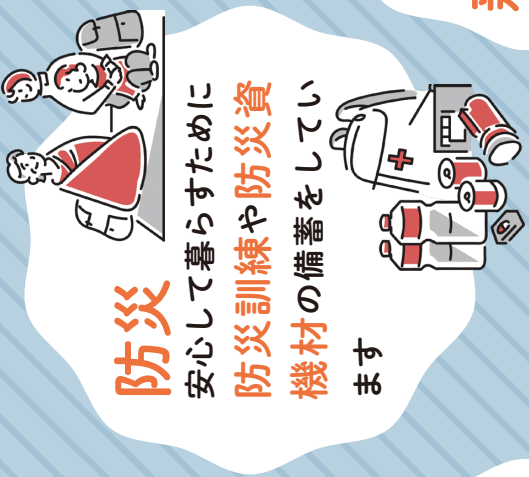
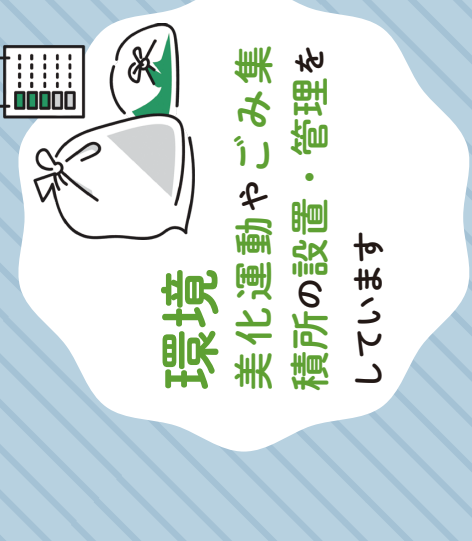
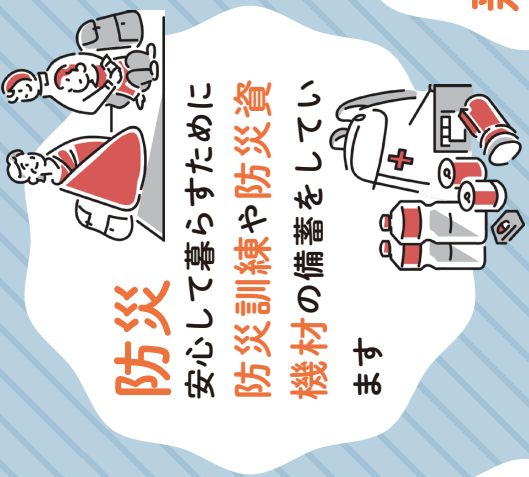
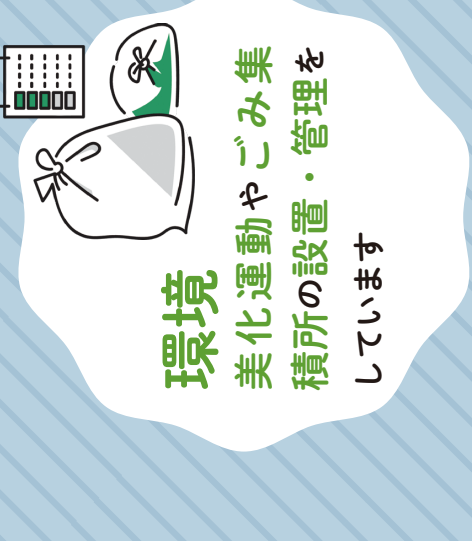
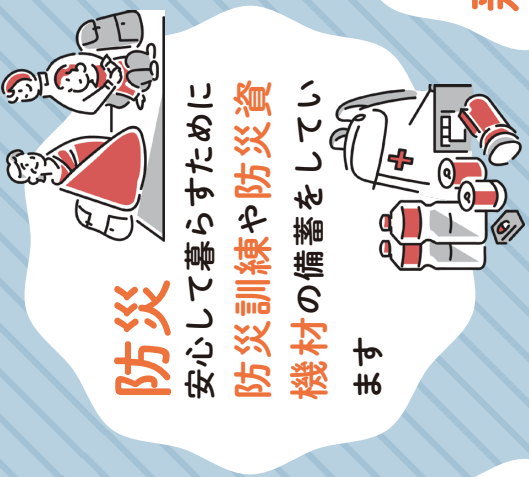


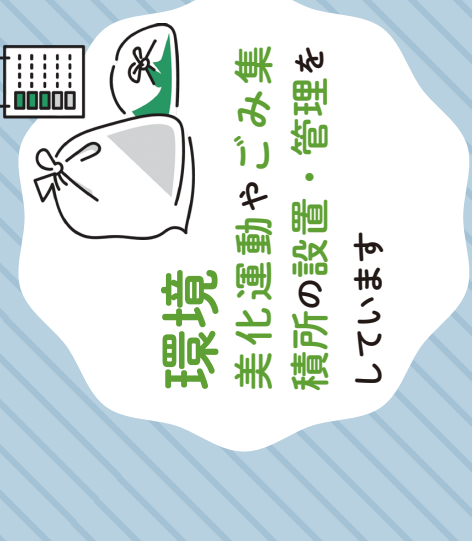
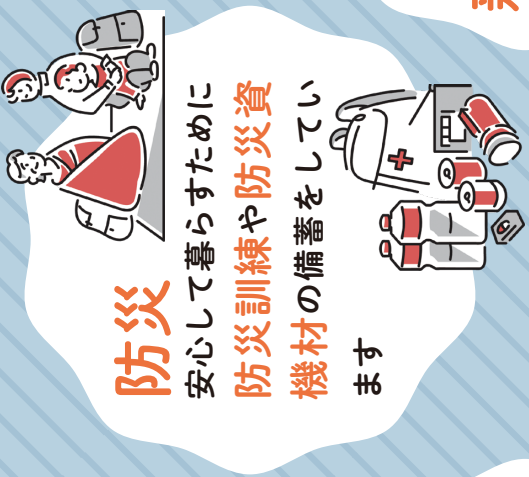
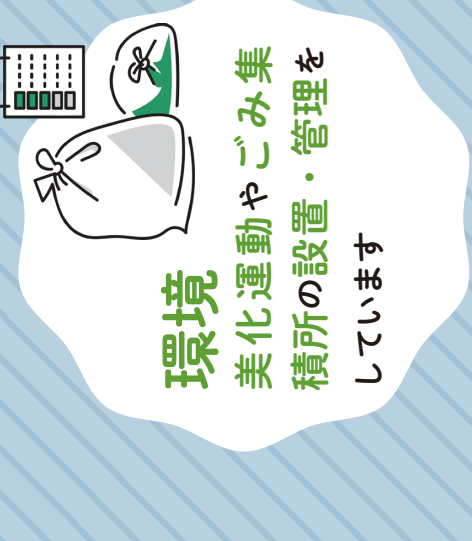
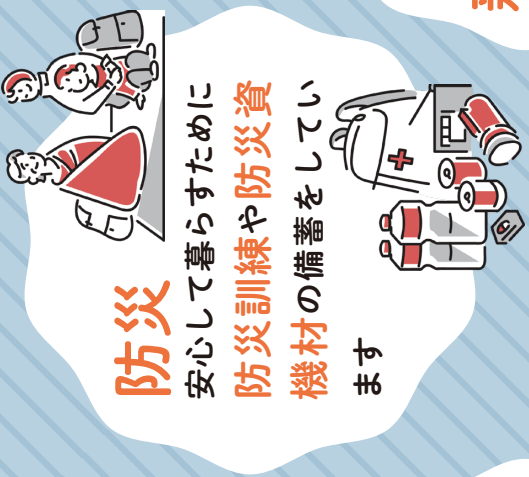
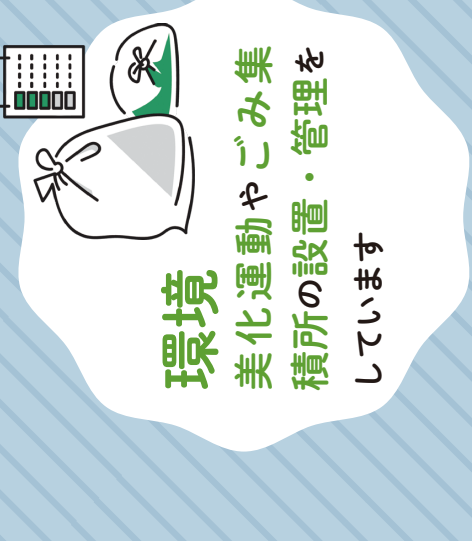
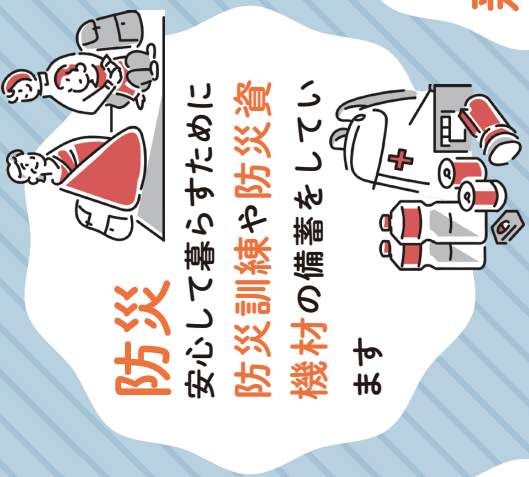


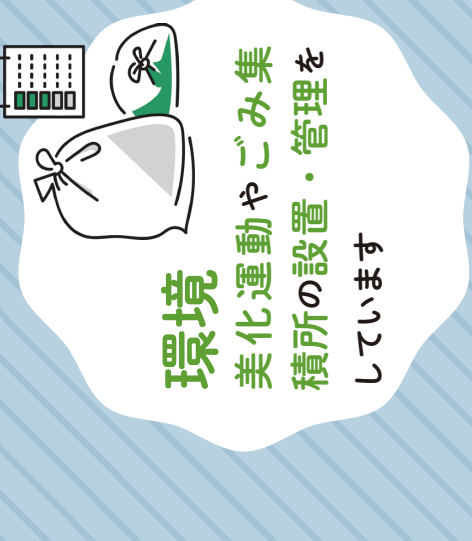
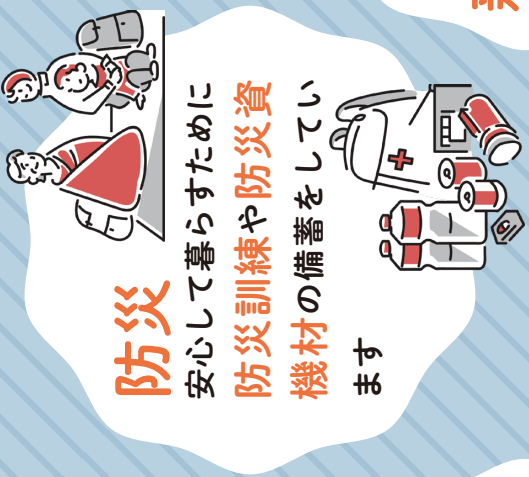
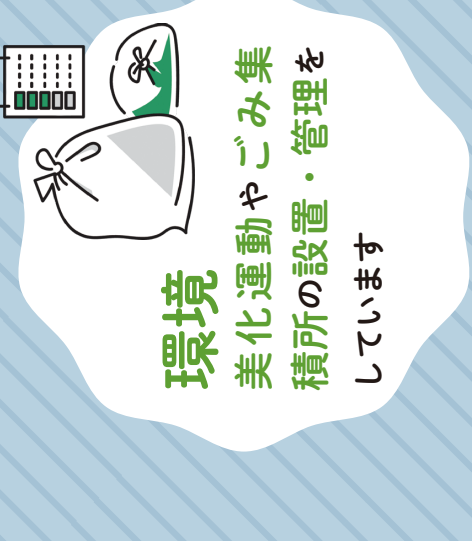
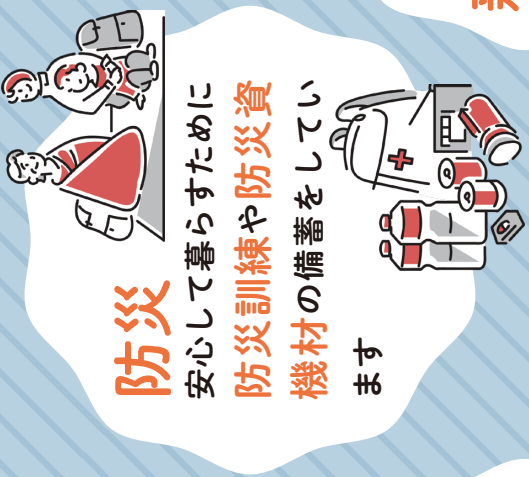
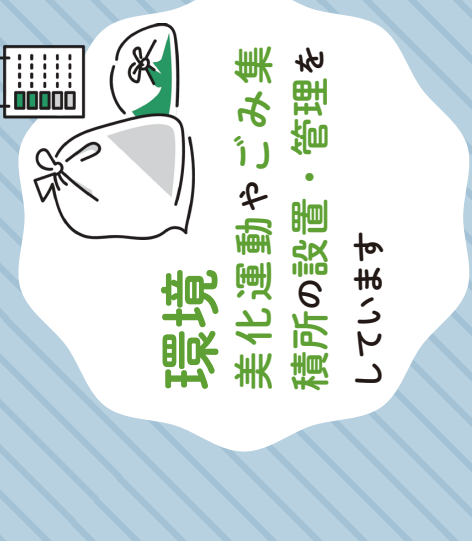
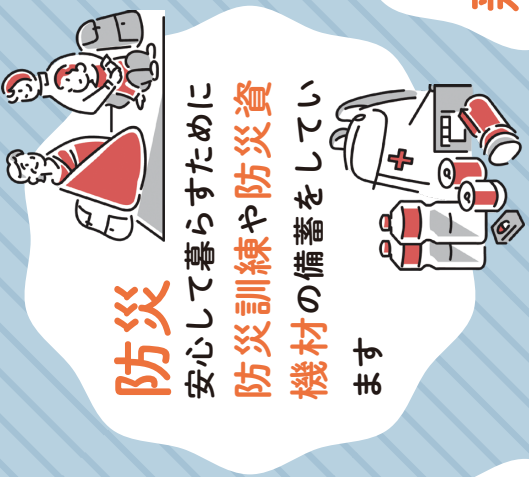


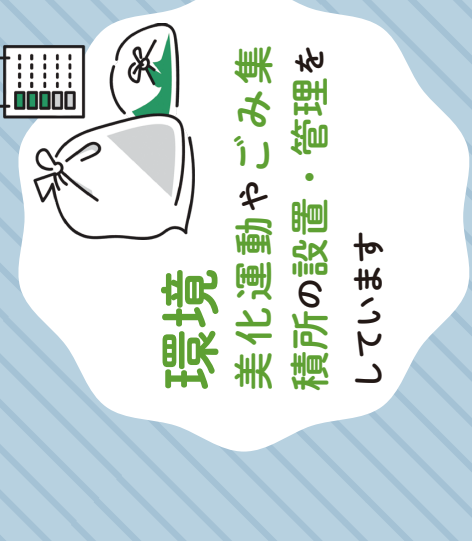
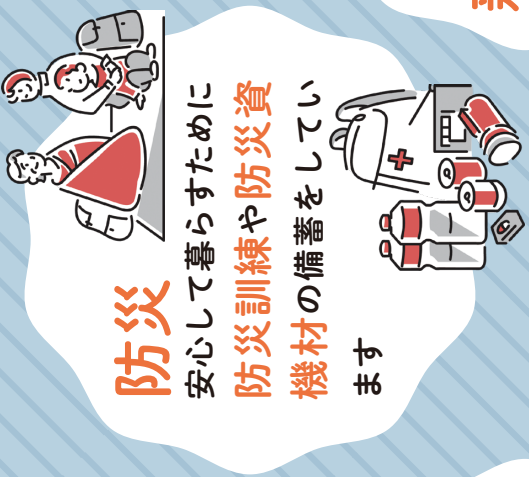
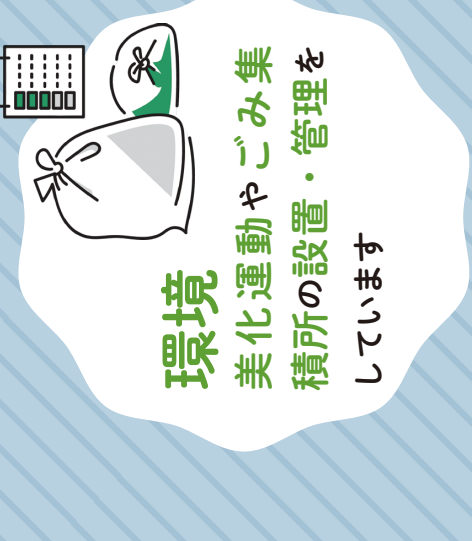
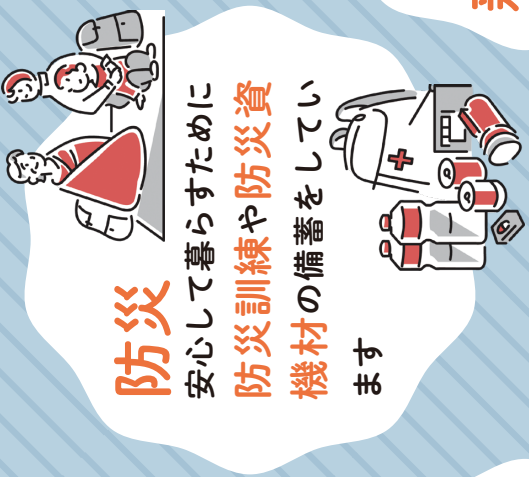
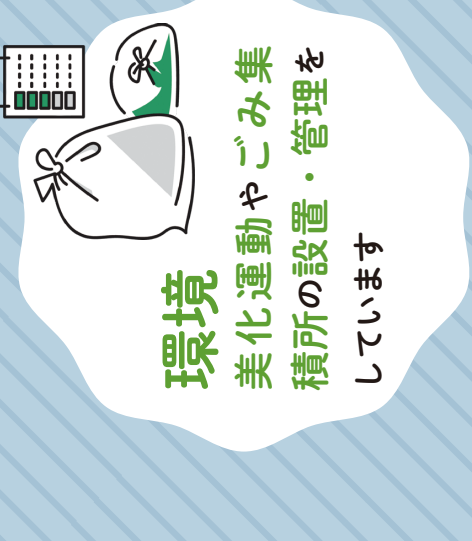
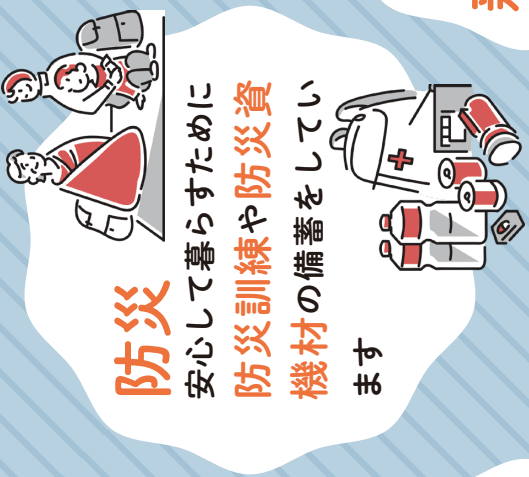


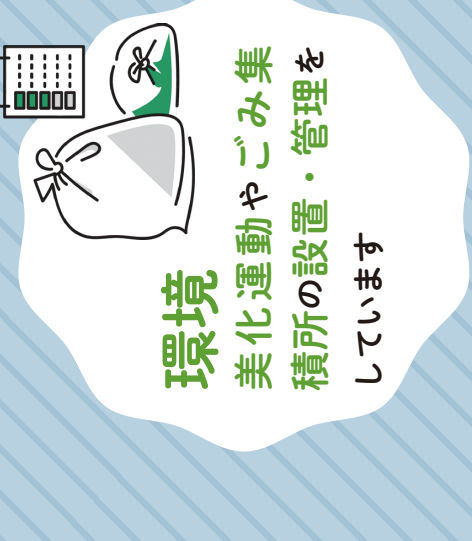
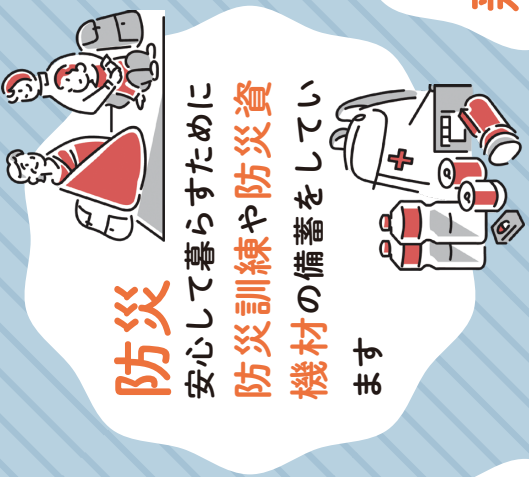
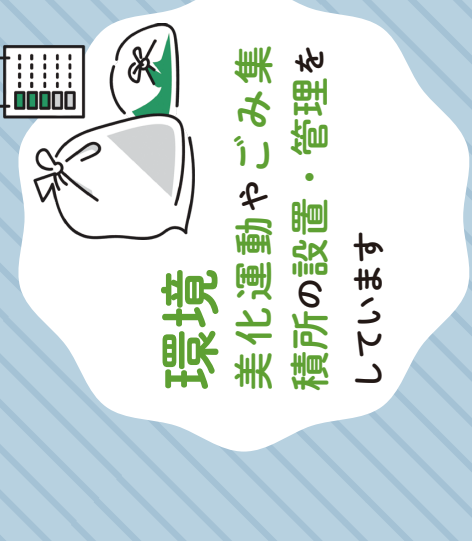
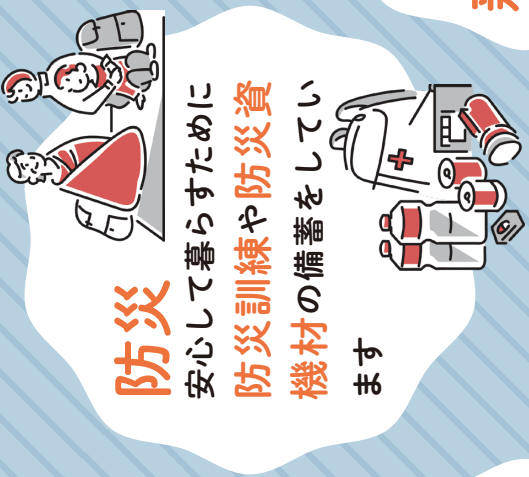
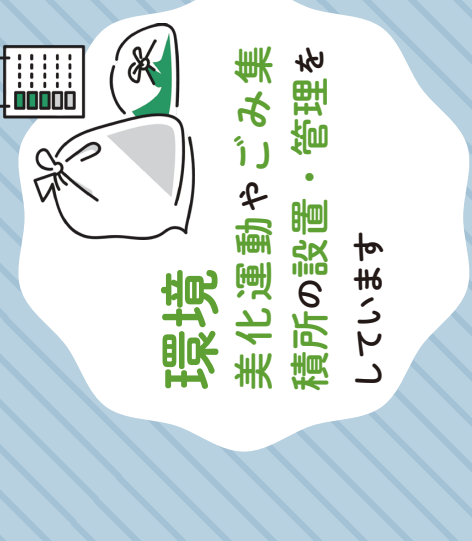
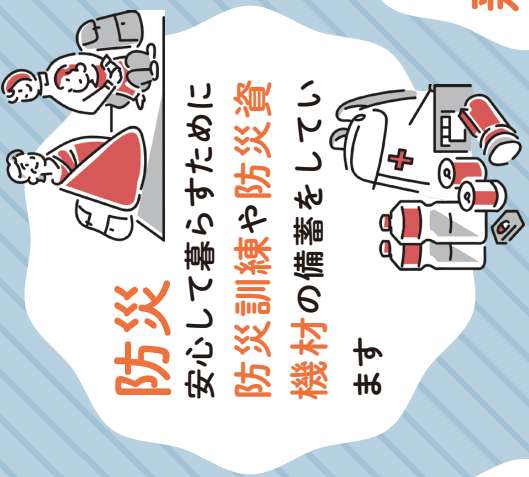


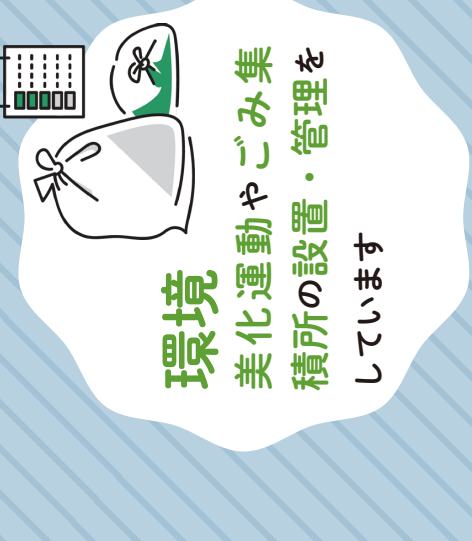
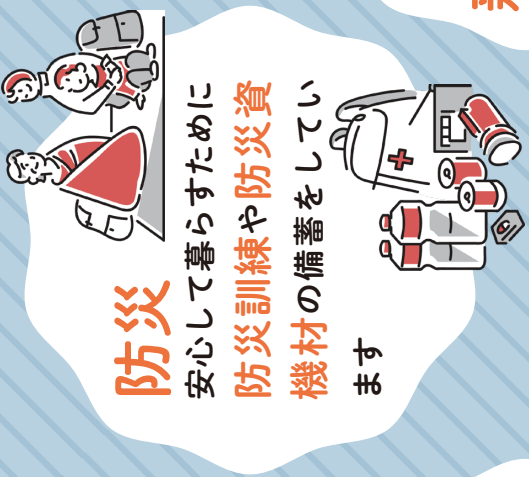
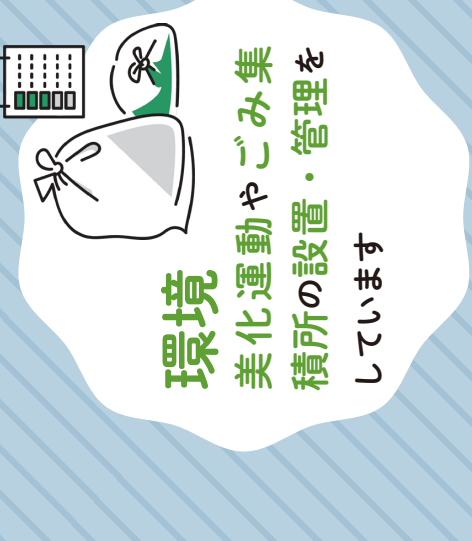
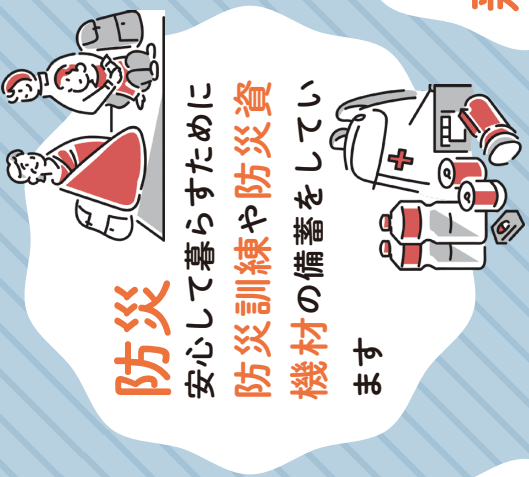
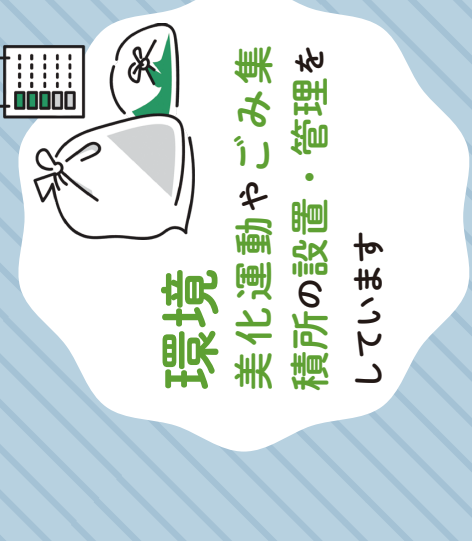
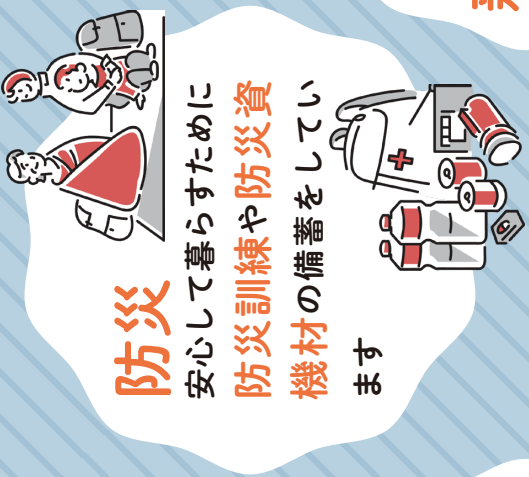


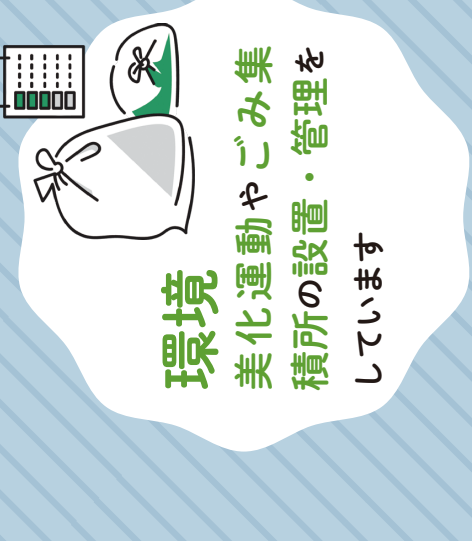
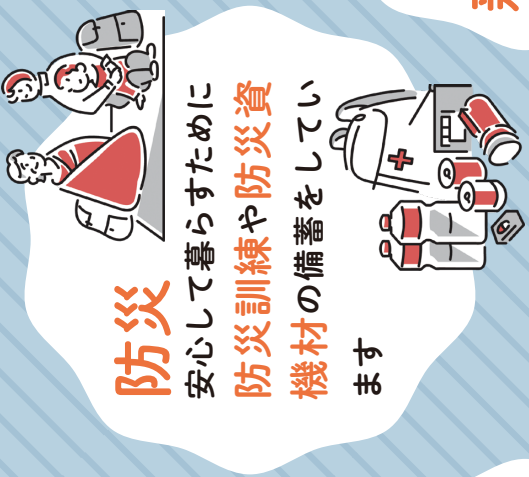
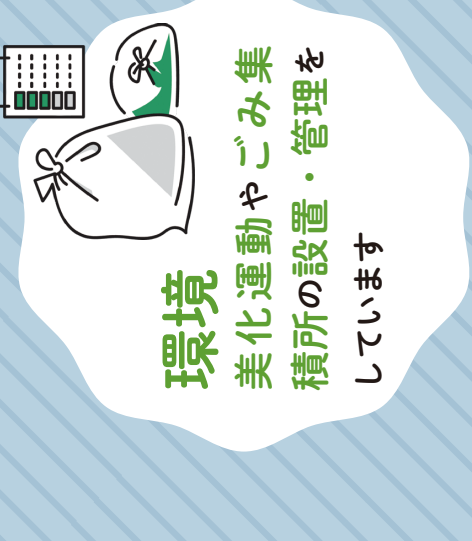
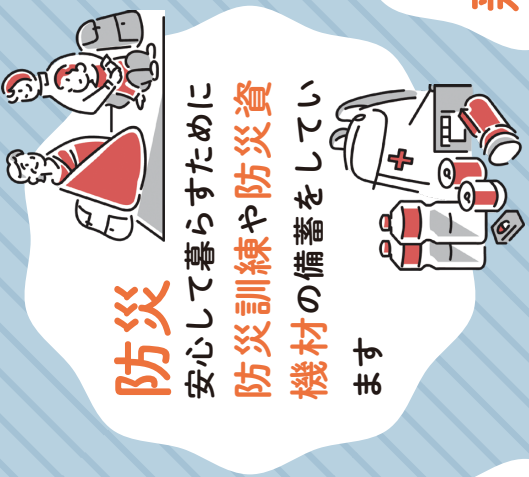
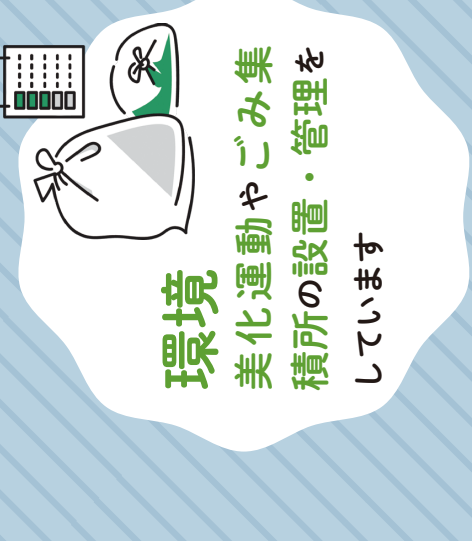
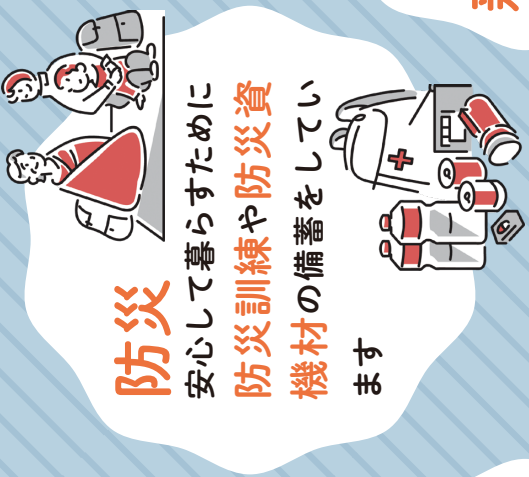


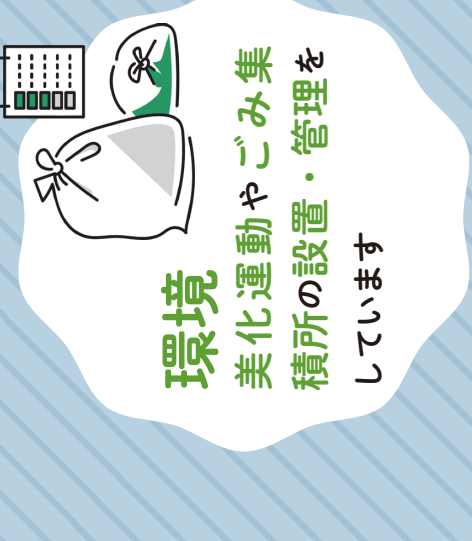
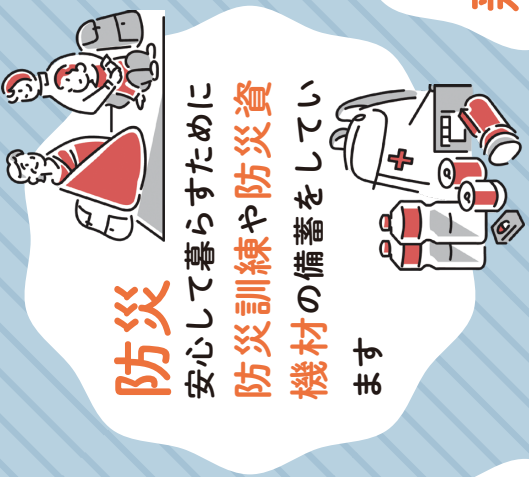
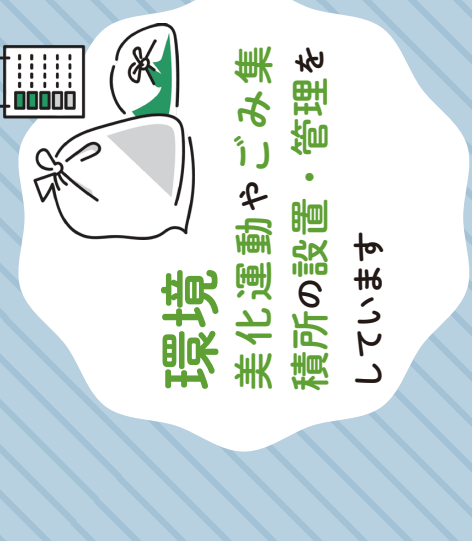
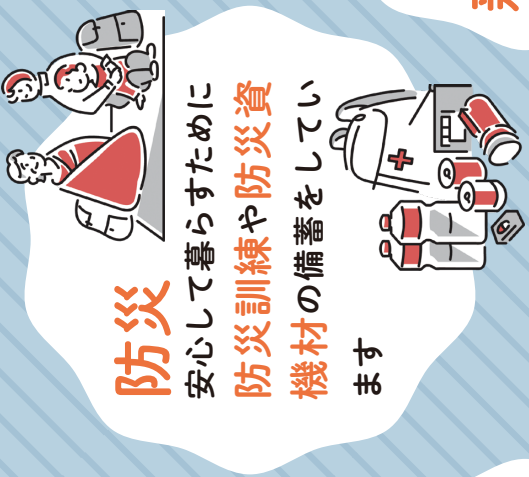
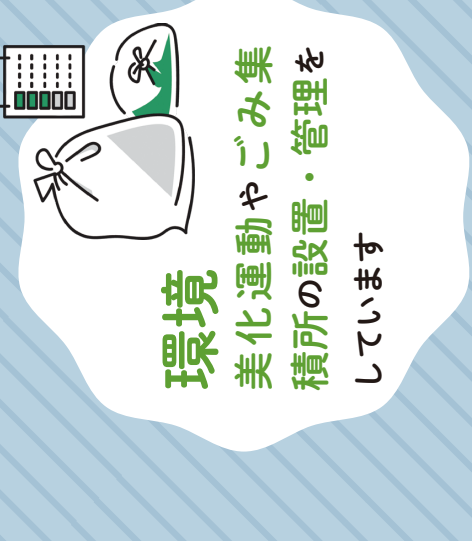
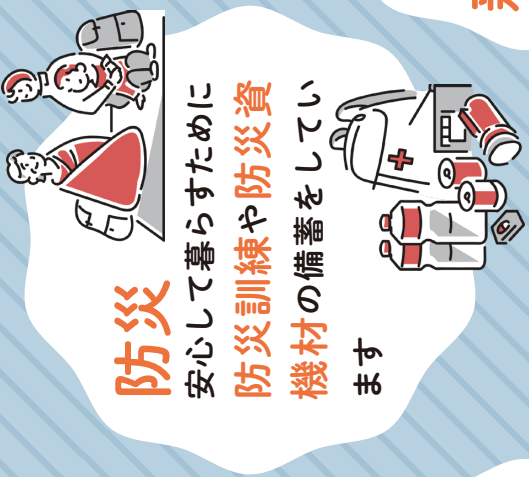


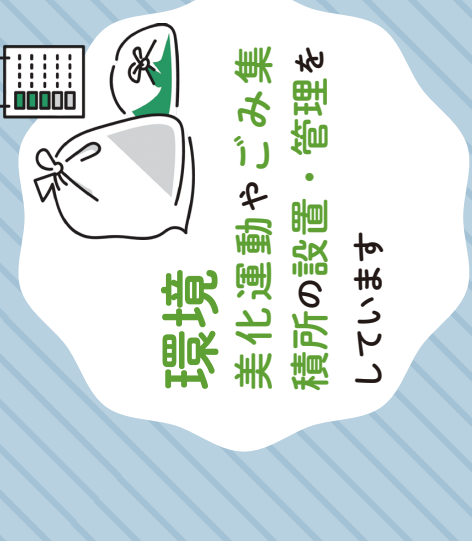
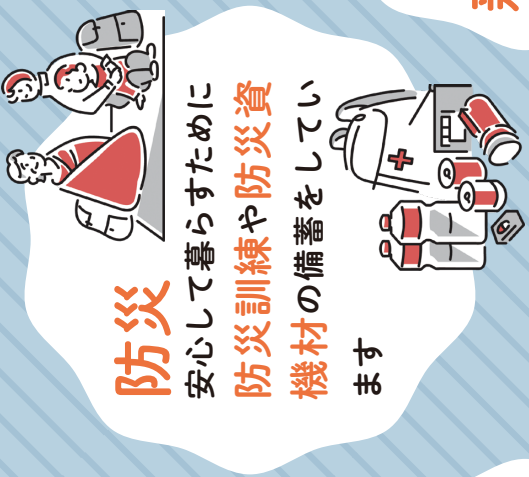
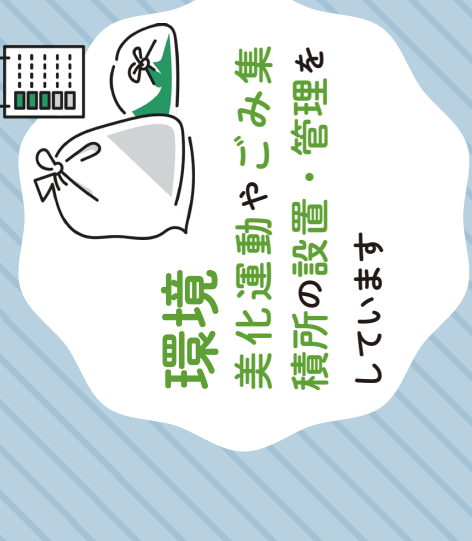
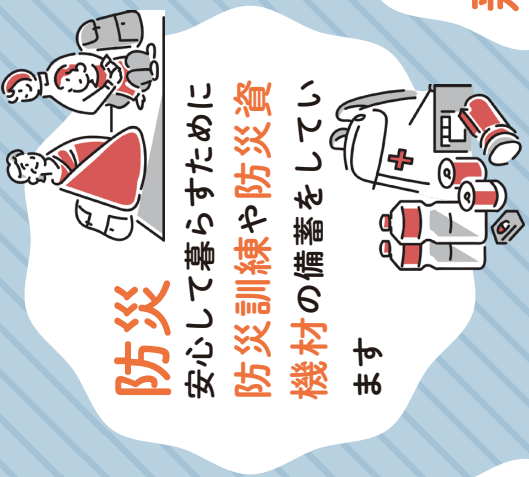
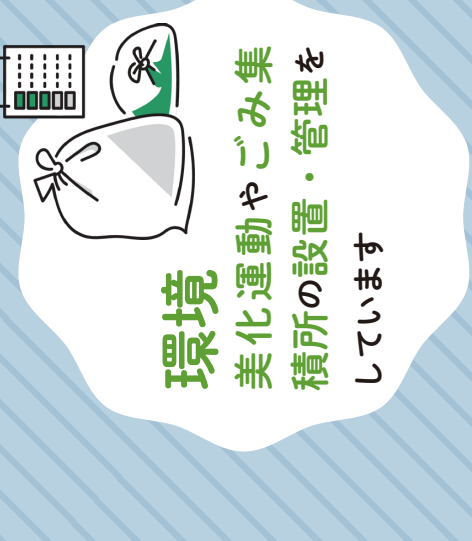
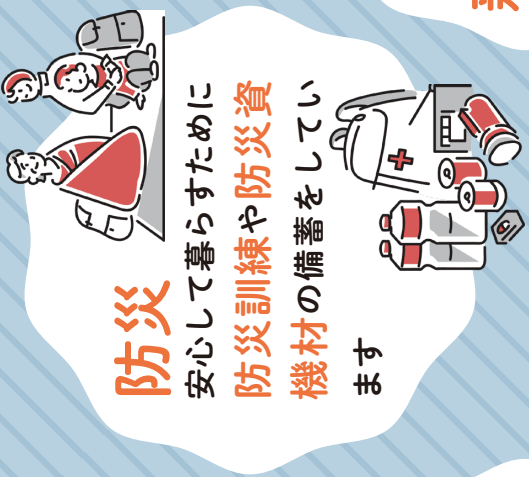


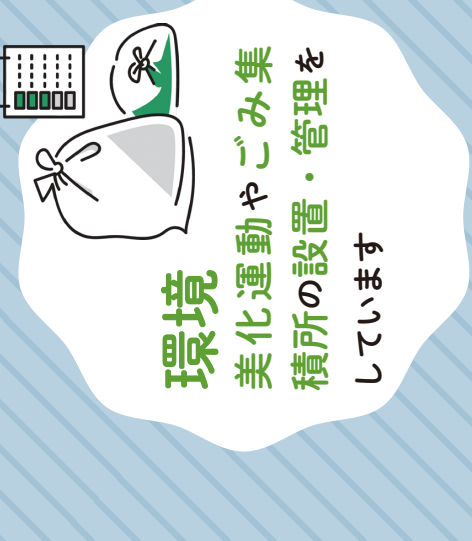
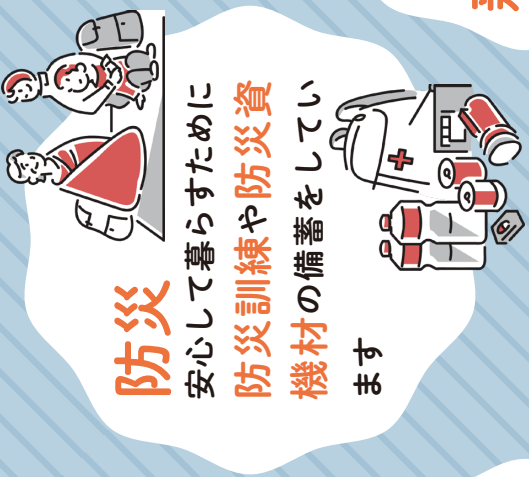
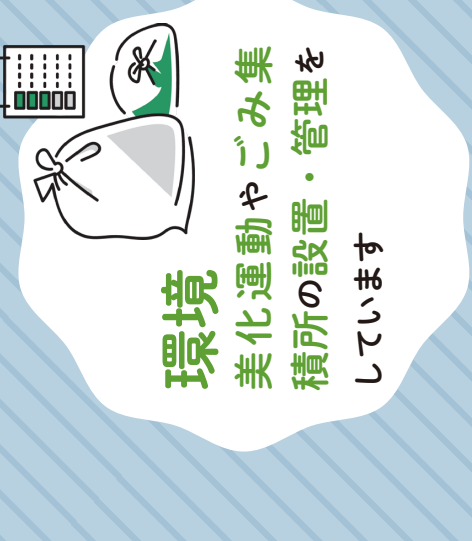
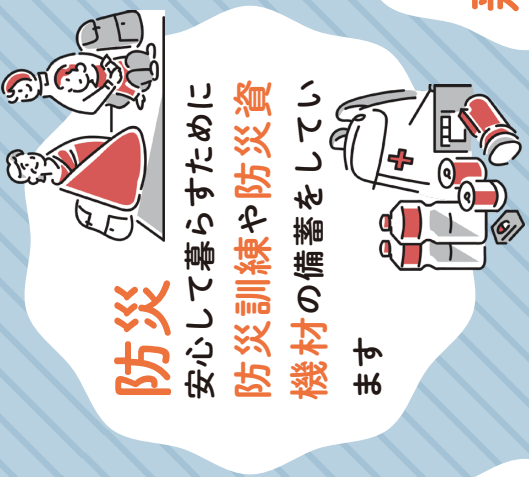
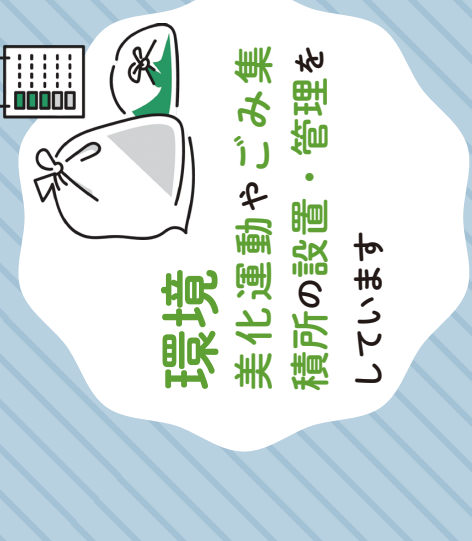
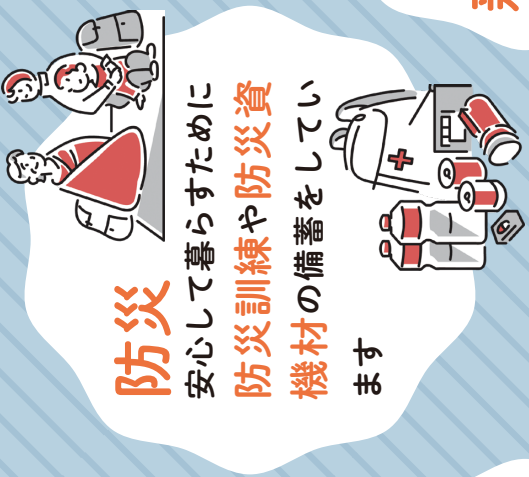


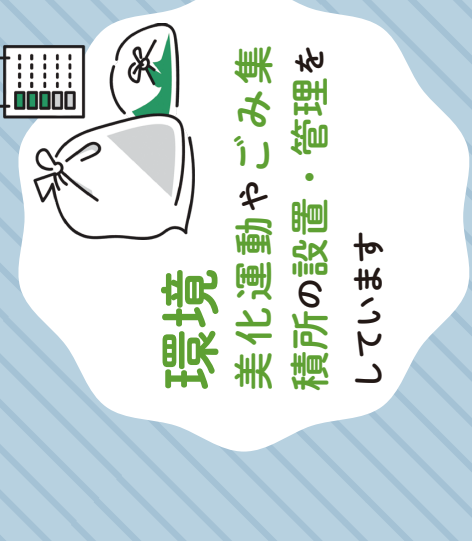
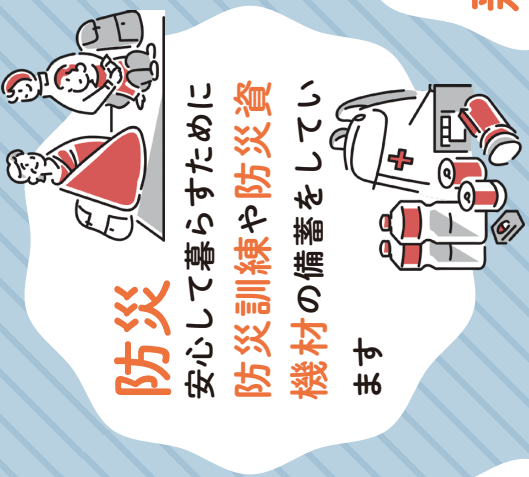
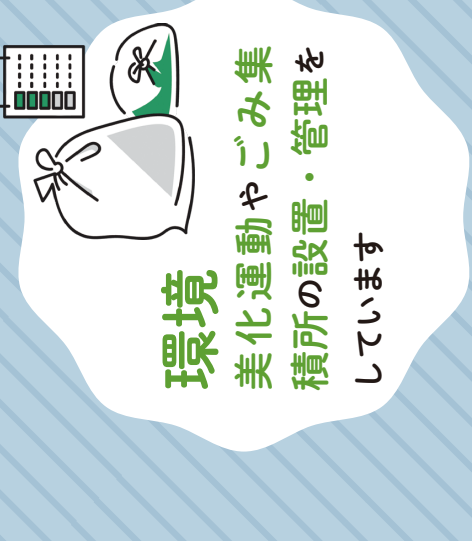
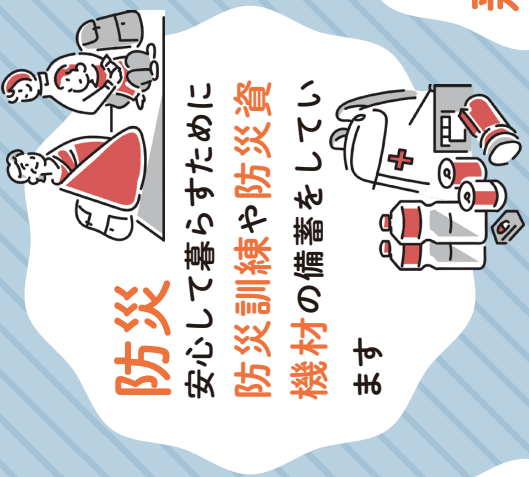
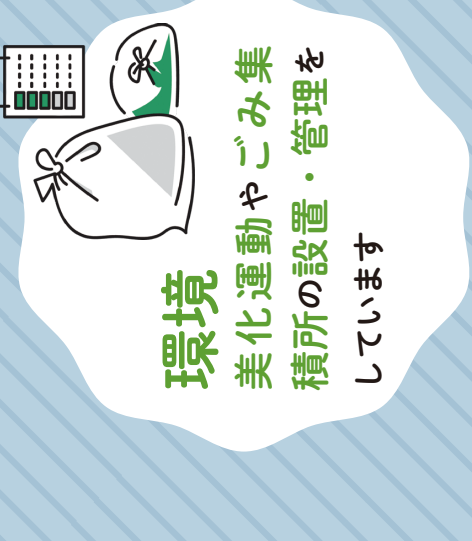
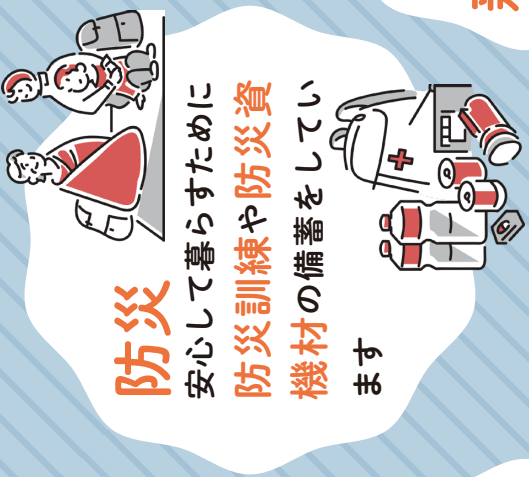


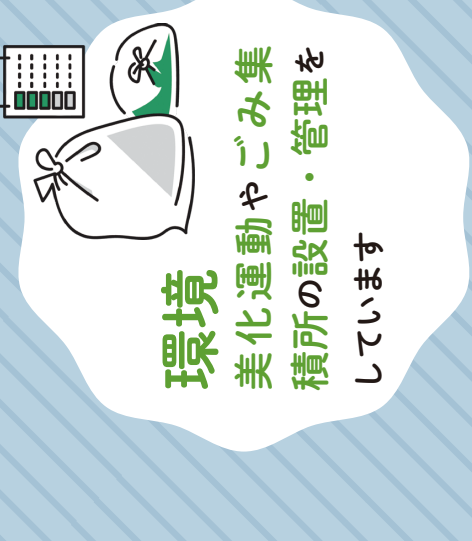
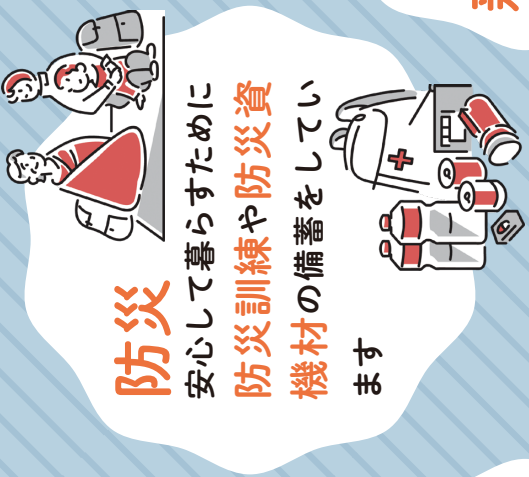
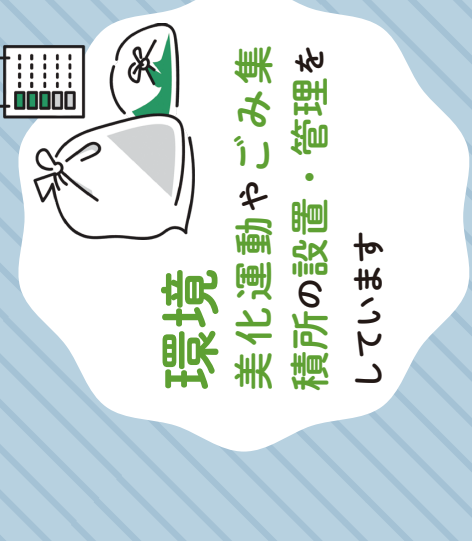
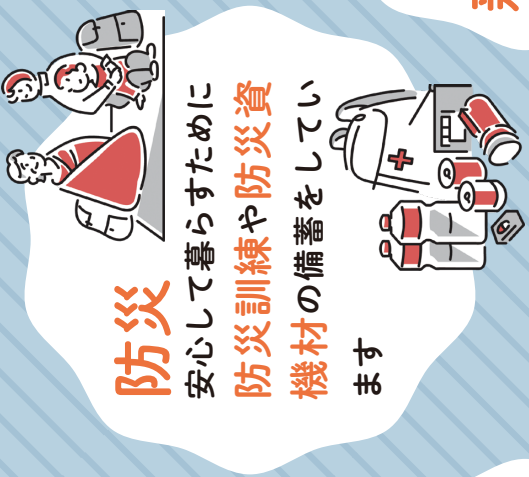
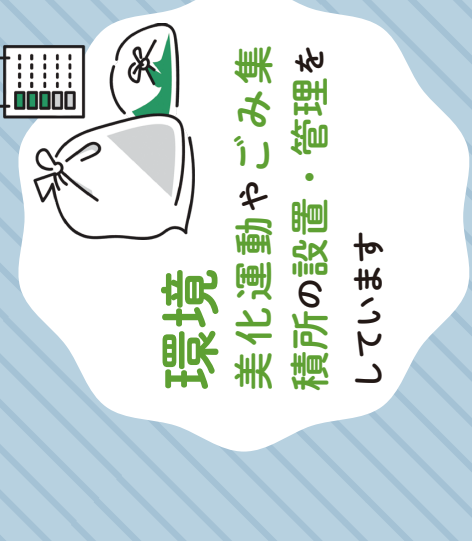
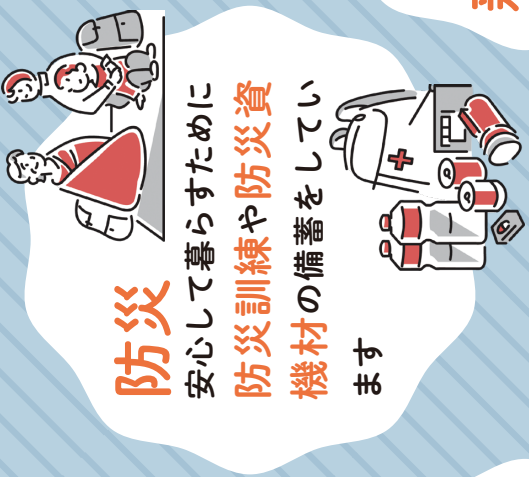


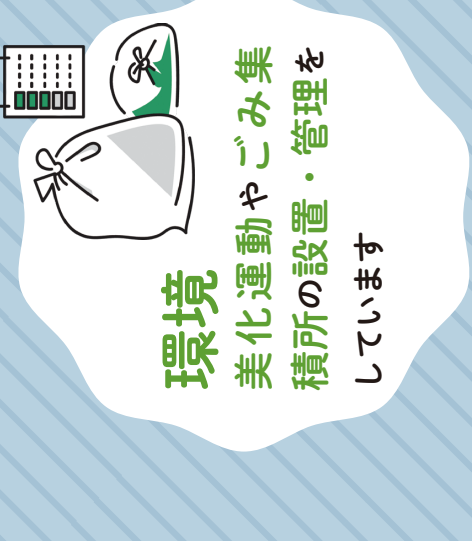
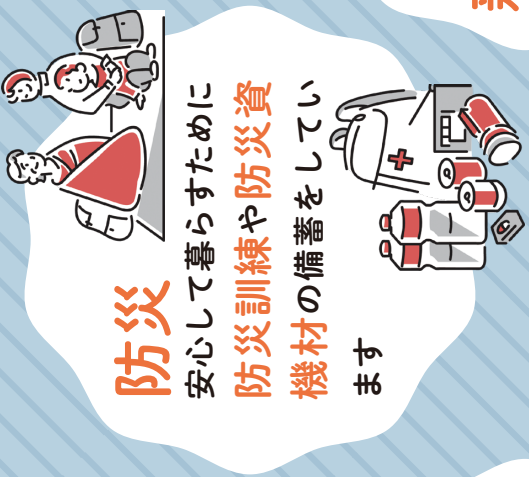
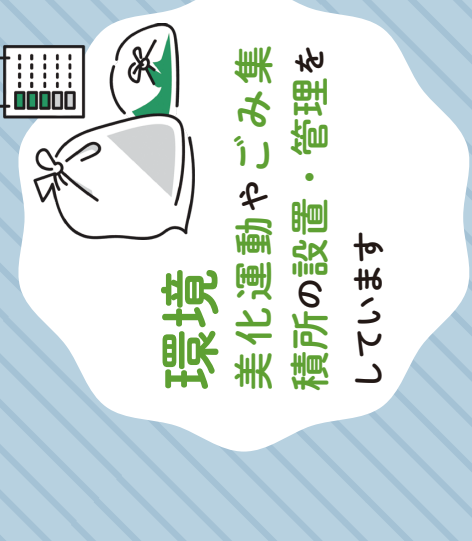
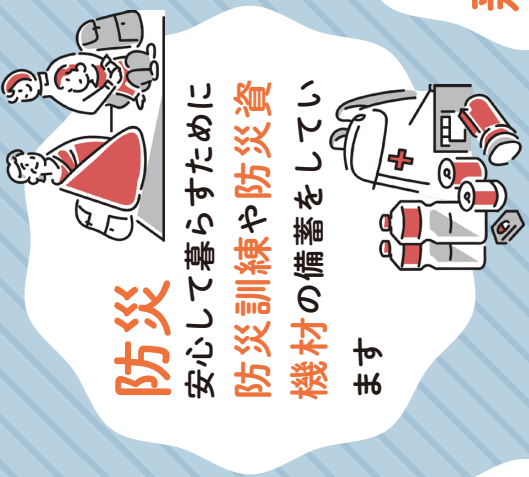
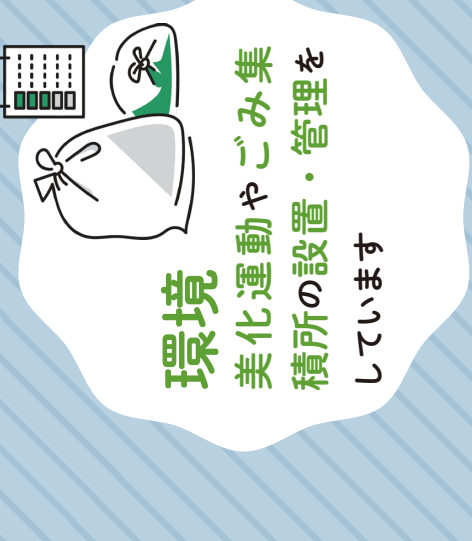
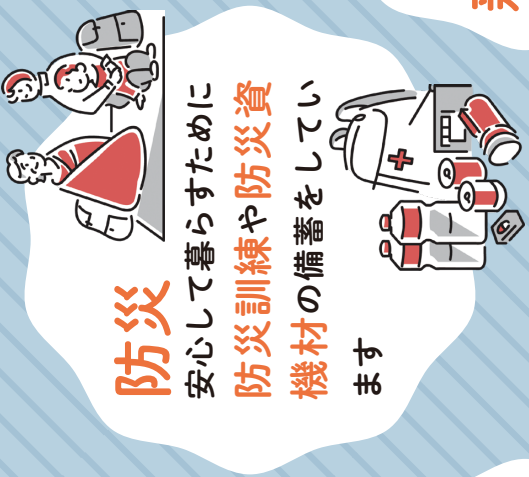


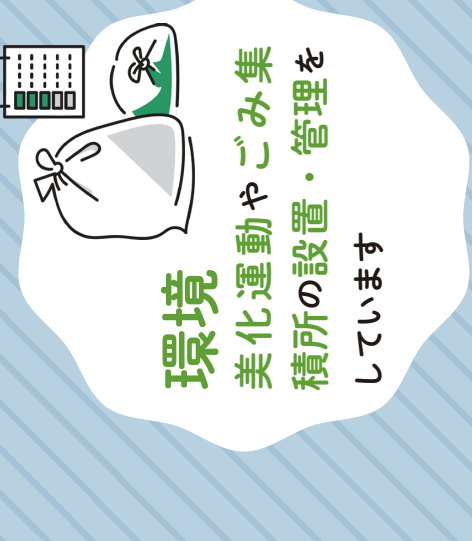
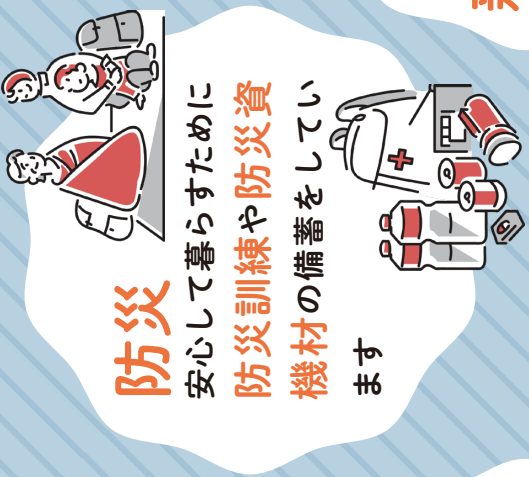
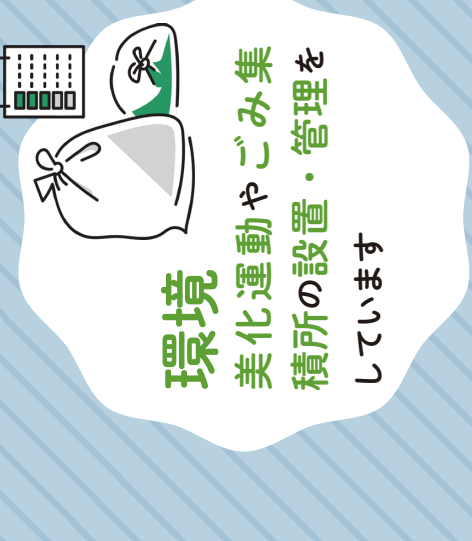
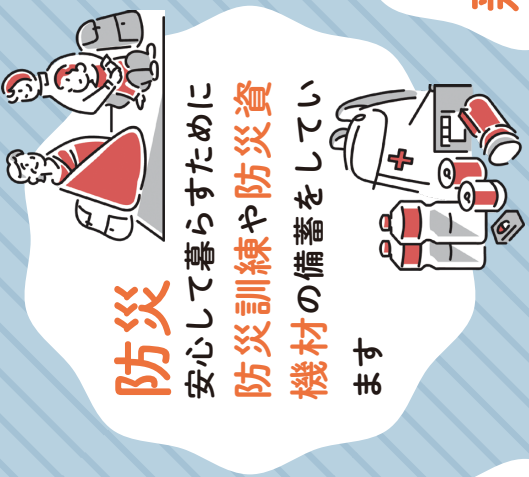
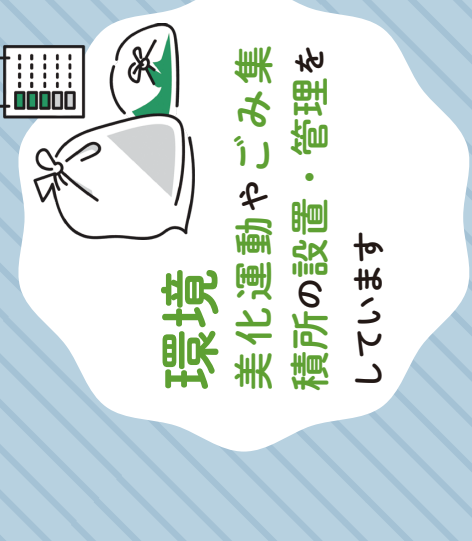
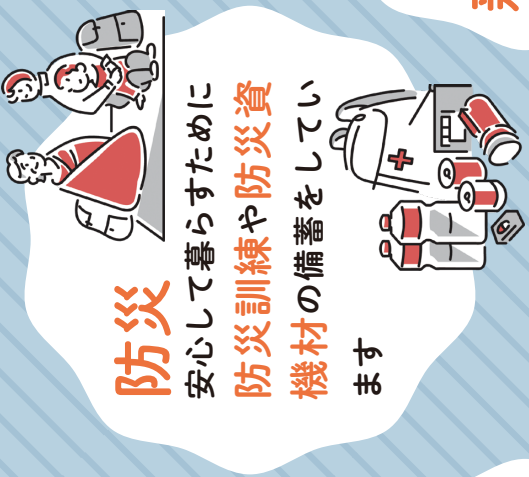












自治会員の声

「また来週！」をこれからも

平成26年6月に発足してから、毎週水曜日に集まっています。メンバーの一人が旗振り役となり、当時多くの人が経験したことがある「麻雀」を共通項に活動が始まりました。



今でもこの場所は貴重な交流の場であり、最後は「また来週！」で終わります。

自治会は地域活動を行う親睦団体のよう感じます。

自治会長には何でも相談でき、良い意味で全部を任せられます。自治会長は人望にとっても厚い人です。

健康麻雀クラブの皆さん (岡田・福祉)



浅倉 和男さん
(小動・福祉)

自治会の傘を支える

平成21年頃、地域のつながりを求め、なごみ会(老人会)に入会しました。高齢者の居場所づくりのため、家から一歩でも外に出る仕組み、サロンやサークル、自治会共催のイベントの実施をしています。

なごみ会は子ども会などと一緒に自治会を支えています。自治会からの支援も厚く受け、自治会がなければなごみ会の運営、高齢者の居場所づくりは出来ません。自治会は子どもから高齢者までの幅広い世代で構成されています。この世代間の交流を活発にしたいです。

「知る」ことでつながる

町役場近くで焼肉店を営む傍ら、田端消防分団長をしています。主には、災害に備えた実践的な訓練や月2回の点検等をしています。私は平成13年に青森県から越してきました。地域と早く密着できるよう、地域の力になれるのならば、興味があった消防分団へ入団しました。今では活動外でも相互補完的な関係が築けています。

能登半島地震の際、「家の下敷きになった息子を助けられず看取った」というニュースを見ました。防災に対する知識があれば身近にあるもので助けられたかもしれません。改めて防災に対する知識を蓄える必要があると感じました。

田端消防分団では、「入団への一歩を踏み出しづらい」という方を対象に【スマート入団】制度を設けています。体験期間を経て、消防分団を知ってもらえます。今後は、自治会・地元企業の力を借りし、地域全体の防災力を高め、救助体制を整えていきたいです。



吉岡 友美さん
(田端・防災)

「家族を守ること」は「地域を知ること」

自治会長になる前、活動に参加したことがなく、地域活動にも無関心でした。ある時、娘からの質問で地域のことを知らないことに気付かされ、自分が家にいないとき、家族の安全のためにも地域のつながりがほしいと思うようになりました。今では、会長となり積極的に活動に参加することで、顔を知り、いざという時に助け合える関係性になりました。

人それぞれで地域との関わり方が異なると思いますが、商店街のような人が集まる場所が少ない「筒井」だからこそ、世代問わず地域のつながりを持ってほしいです。

これから多くの方の協力をいただきながら、筒井独自の色がある自治会活動を進めます。



河合 秀倫さん
(筒井・情報交換)

子ども達の笑顔は万能薬

毎月第2土曜日の午前11時から、一之宮公園の管理棟にて子ども食堂を開いています。メニューはカレーと副菜です。カレーは毎回具材を変えて作っています！

「一之宮北子ども食堂 #ひろば」は、子育て中の親御さんに「たまには毎日の食事づくりを休み、みんなで楽しく、お子さんと一緒にカレーを食べしてほしい」との思いから始めました。子ども食堂をきっかけに、地域のつながりがもてるといいです。遠方の方や小学校を卒業した子がお友達を連れて来てくれた時は、とてもうれしく、未来への継続性を感じました。

提供できる食事は限定150食のため、午前11時に整理券の配布を行っています。お子さん100円(未就学児無料)、大人300円でお召し上がりいただけます。

これからも一之宮北自治会のご協力をいただきながら、子ども食堂という場所づくりを進めていきます。



金子 由利子さん
(一之宮・子育て)



インタビューの内容はこちら



寒川町における

自治会への加入促進に関する協定書

(※公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部も協定内容は同様)

寒川町不動産業協会（以下「甲」という。）と寒川町自治会長連絡協議会（以下「乙」という。）と寒川町（以下「丙」という。）は、相互に連携、協力し、次に掲げる目的を推進するために協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域がより安心して住みよい魅力あるまちづくりを目指すため、甲、乙及び丙が連携し、寒川町における自治会への加入促進に関して、相互に協力し、地域のつながりを強化することを目的とする。

（協定事項）

第2条 乙及び丙は、自治会への加入促進に向けた啓発物を作成し、甲に提供するものとする。

2 甲は、住宅の販売や賃貸住宅の管理、仲介等の業務の際、関係する世帯に前項の啓発物を配布する等の方法により、自治会への加入を勧めること。過去に住宅の販売や賃貸住宅の管理・仲介等を行った自治会未加入世帯に対しても、また同様とする。

3 前2項に掲げる事項のほか、甲、乙及び丙は、相互に連携、協力し、自治会への加入促進に必要と認められる事業を行うこと。

（協定の期間及び更新）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも改廃の申し出がないときは、満了の日の翌日から1年間ごとに更新するものとする。

(協議)

第4条 この協定書に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議し、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年12月27日

甲 寒川町大曲2丁目5番3号

寒川町不動産業協会

会長 椎谷敏行

乙 寒川町一之宮8丁目6番13号

寒川町自治会長連絡協議会

会長 斉藤正信

丙 寒川町宮山165番地

寒川町

町長 木村俊雄

令和 年 月 日

御中

寒川町自治会長連絡協議会 会長
寒川町長

自治会加入促進へのご協力のお願い

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

自治会は、町の行政情報の地域への伝達や地域内情報の連絡、防犯、交通安全、防災、高齢者支援、環境美化活動などを行い、地域住民や事業者とともに、協力して、安心して住むことができる地域にしていくことを目的にしています。

地域の課題が複雑化しているなかで、地域の安心・安全のためには自治会の組織力の維持・向上が一層不可欠なものとなっているため、寒川町自治会長連絡協議会（※）及び寒川町では、自治会への加入促進に取り組んでおります。

貴社におかれましても、地域を支え、見守り、住みやすくする、自治会の活動と存在意義にご理解をいただき、貴社に関係する賃貸アパート・マンション等への入居者に向けた自治会への加入促進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※寒川町自治会長連絡協議会は、寒川町内の各地域の自治会長で構成する協議会組織です。

問い合わせ先：寒川町 町民部 町民協働課 協働推進担当
電話：0467(74)1111（代表）内線 742

令和 年 月 日

御中

寒川町自治会長連絡協議会 会長
寒川町長

自治会への加入についてのお願い

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

自治会は、町の行政情報の地域への伝達や地域内情報の連絡、防犯、交通安全、防災、高齢者支援、環境美化活動などを行い、地域住民や事業者とともに、協力して、安心して住むことができる地域にしていくことを目的にしています。

地域の課題が複雑化しているなかで、地域の安心・安全のためには自治会の組織力の維持・向上が一層不可欠なものとなっているため、寒川町自治会長連絡協議会（※）及び寒川町では、自治会への加入促進に取り組んでおります。

貴社におかれましても、地域を支え、見守り、住みやすくする、自治会の活動と存在意義にご理解をいただき、自治会にご加入（会員又は賛助会員等）いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※寒川町自治会長連絡協議会は、寒川町内の22の自治会長から構成する協議会組織です。

問い合わせ先：寒川町 町民部 町民協働課 協働推進担当
電話：0467(74)1111（代表）内線 742

令和 年 月 日

様

寒川町自治会長連絡協議会 会長
寒川町長

自治会への加入についてのお願い

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

自治会は、町の行政情報の地域への伝達や地域内情報の連絡、防犯、交通安全、防災、高齢者支援、環境美化活動などを行い、地域住民や事業者とともに、協力して、安心して住むことができる地域にしていくことを目的にしています。

地域の課題が複雑化しているなかで、地域の安心・安全のためには自治会の組織力の維持・向上が一層不可欠なものとなっているため、寒川町自治会長連絡協議会（※）及び寒川町では、自治会への加入促進に取り組んでおります。

つきましては、地域を支え、見守り、住みやすくする、自治会の活動と存在意義にご理解をいただき、自治会にご加入いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※寒川町自治会長連絡協議会は、寒川町内の22の自治会長から構成する協議会組織です。

問い合わせ先：寒川町 町民部 町民協働課 協働推進担当
電話：0467(74)1111（代表）内線 742

13. 個人情報の取扱いに関する資料

個人情報保護法とは、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的としています。

「個人情報」は生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報のことを言います。単体の情報では個人を特定できなくとも、氏名と組み合わせることで特定できてしまう場合は「個人情報」に該当します。

自治会活動において、地域住民の「個人情報」を管理する場面が多くあるかと思います。会長及び役員の方々には、個人情報保護法の主旨を理解した上で、自治会活動に活かしてください。

自治会・同窓会等向け

会員名簿を作るときの注意事項



自治会のみなさん

目次

1. はじめに	1
2. 個人情報保護法とはどんな法律か	1
3. 用語の説明	2
(1) 個人情報とは	
(2) 要配慮個人情報とは	
(3) 「個人情報データベース等」、「個人データ」、「保有個人データ」とは	
(4) 「事業」とは	
4. 守るべき基本ルール	5
(1) ステップ① 個人情報を集める前	
【利用目的の特定】	
【利用目的による制限】	
(2) ステップ② 個人情報を集め、利用するとき	
(ア) 本人から取得する場合【利用目的の明示・適正な取得】	
(イ) 家族の情報を聞き取る場合【利用目的の通知公表・適正な取得】	
(ウ) 市町村等から取得する場合【自治会等に関する規律】【行政機関等に関する規律】	
(エ) 民生委員から取得する場合【自治会等に関する規律】【行政機関等に関する規律】	
(オ) 要配慮個人情報を取得する場合【本人の同意】	
(カ) 個人情報を利用するときの注意事項【不適正な利用の禁止】	
(3) ステップ③ 保管しているとき	
【データ内容の正確性の確保等】	
【安全管理措置】	
【従業員の監督】	
【委託先の監督】	
【保有個人データに関する事項の公表等】	
(4) 第三者に提供するとき	
【本人の同意】	
【第三者提供に係る記録の作成等】	
5. 個人情報保護委員会	12
(1) 個人情報保護委員会の監視・監督権限	
(2) 個人情報保護法相談ダイヤル等	
6. Q & A	13
7. 参考資料	17

1

はじめに

自治会・町内会や同窓会、PTA、マンション管理組合、NPO 法人、サークル等の団体（以下「自治会等」といいます。）では、会の運営や会員間の交流等のために名簿を作成し、利用しています。

その一方で、個人情報に対する人々の意識は高まっており、個人情報を取り扱う自治会等において、安心・安全や信頼を確保することが求められています。

個人情報の取扱いにあたり注意すべき点をまとめましたので、自治会等の名簿の作成や管理にお役立てください。

メモ
1

個人情報の流出にご注意ください！

犯罪者グループは、高齢者等の個人を狙った強盗や特殊詐欺において、不正に入手した名簿を使ってターゲットをしぼり、犯行に及んでいるものと考えられます。

犯罪者グループの手に名簿が渡らないよう、個人情報保護法に基づき適切に名簿を管理しましょう。



2

個人情報保護法とはどんな法律か

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）は、利用者や消費者が安心できるように、企業や団体、行政機関等※に個人情報をきちんと大切に扱ってもらった上で、有効に活用できるよう共通のルールを定めた法律です。

※ 国の行政機関、地方公共団体の機関（議会を除く）、独立行政法人等や地方独立行政法人を指します（個人情報保護法第2条第11項。以下「法〇条〇項〇号」と略します。）。



3

用語の説明

個人情報保護法に規定された用語について説明します。

(1) 個人情報とは

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

個人情報には、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。

メモ
2

世の中には、同姓同名の人が存在していますが、「氏名」のみであっても、社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられますので、「氏名」は氏名のみで個人情報になります。また、鮮明な顔画像もその情報単独で個人情報です。

例

氏名

個人 太郎

顔写真



その情報のみでは特定の個人を識別できない場合、その情報が個人情報にあたるかは、当該情報を管理している事業者ごとに判断します。

例えば、自治会が、会員の「氏名」と一緒に生年月日や連絡先等を名簿に載せている場合、生年月日や連絡先等は、当該自治会にとって個人情報になります。性別や入退会日、家族構成などの情報も、特定の会員を識別できる情報と結び付けば、個人情報になります。

例

生年月日 + 氏名

19●●年▲月▲日
個人 太郎

住所 + 氏名

東京都●●区▲▲町
個人 太郎

一般的に、取り扱う個人情報の量が増えると、漏えい等のリスクも高まりますので、自治会として、漏えい等を防止するために、リスクに応じた適切な措置を講じなければなりません。

利用目的を特定するとき、団体としての活動を達成するために、必要となる個人情報の内容を確認しておくことが必要です。

(2) 要配慮個人情報とは

要配慮個人情報とは、個人情報のうち、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、個人情報保護法・政令・規則に定められた情報です。

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等のほか、身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること等が該当します。

メモ
3

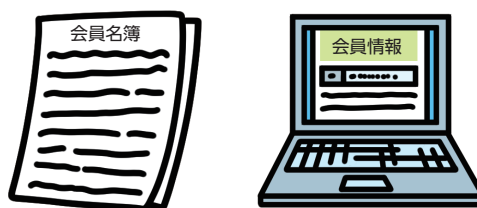
要配慮個人情報を聞き取ったり、名簿に載せる場合は、なんのためにその情報が必要で、どのように利用するのか検討し、利用目的を特定してください。

その上で、要配慮個人情報を取得する場合は、本人の同意を得る必要があります。

(3) 「個人情報データベース等」、「個人データ」、「保有個人データ」とは

- ・「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報を検索することができるよう体系的に構成された、個人情報を含む情報の集合物をいいます。

- 例**
- ・ 会員名簿
 - ・ データで管理されている会員情報



- ・ 「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいいます。

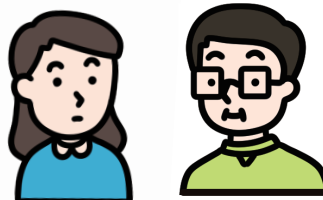
例えば、データで管理されている会員情報に、連絡先や生年月日、入退会日等を記録していれば、**その自治会にとって**、それらの情報は、「個人情報データベース等」を構成する個人情報、即ち、個人データに該当します。

- 例** 会員名簿に記載された氏名、住所、電話番号、メールアドレス、家族構成等々



- ・「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人からの請求により開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいいます。

自分の個人情報を
開示して欲しい



自治会会長

メモ
4

「個人情報」と「個人データ」

「個人情報取扱事業者」の守るべき義務には、「個人情報」そのものを対象にするものと、会員名簿等に記載された「個人情報」である「個人データ」のみを対象にするものがあります。

(4) 「事業」とは

個人情報保護法における「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問いません。

メモ
5

自治会は「個人情報取扱事業者」？

「個人情報データベース等」、つまり、会員名簿等をその事業に利用している者が「個人情報取扱事業者」であり、個人情報保護法の対象となります。

事業で名簿等を利用していれば、株式会社等の営利組織だけでなく、自治会・町内会、同窓会、PTA、マンション管理組合、NPO法人、サークル等の非営利の団体や、個人で活動している個人事業主も「個人情報取扱事業者」に該当します。



自治会も
個人情報保護法を
守らなくては
いけないんだな

自治会会長

4

守るべき基本ルール

(1) ステップ① 個人情報を集める前

ポイント

個人情報の利用目的をあらかじめ特定しましょう。

【利用目的の特定（法 17 条）】

(ア) 事業の内容に照らし、どのような情報を、なんのために、どのように利用するのか、利用目的を定めましょう。

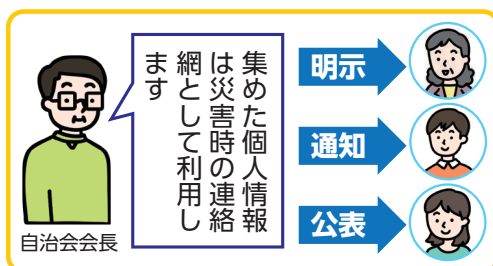
(イ) 事業のために、会員名簿を会員に配布したい場合は、「●●（総会等の通知、災害時の緊急連絡等）の目的で会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」というように、全員に配布する必要がある理由を含め、利用目的を具体的に特定しておきましょう。

※実際に配布するには、利用目的を特定することに加え、事前に本人の同意が必要です。

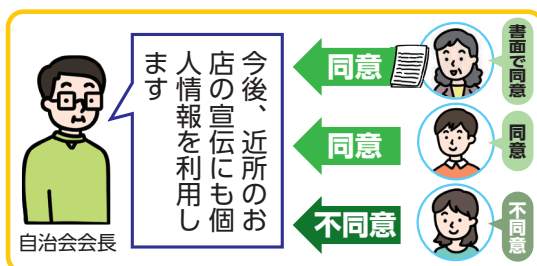
【利用目的による制限（法 18 条 1 項）】

あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってははいけません。

利用目的の範囲内



利用目的以外の目的



メモ
6

利用目的以外の目的で名簿を利用していると考えられる例

会の運営のために作成した名簿を、近所のお店のクーポンを配るためや、別の団体への勧誘のために利用する等

(2) ステップ② 個人情報を集め、利用するとき

ポイント

利用目的は、本人に明示や通知したり、回覧や掲示等してお知らせしましょう。

(ア) 本人から取得する場合

【利用目的の明示（法 21 条 2 項）・適正な取得（法 20 条 1 項）】

本人から、直接書面に記入してもらう、パソコンやスマホの画面上で入力してもらう等の方法により、個人情報を集める際には、そのときに、本人に対して、利用目的を明示しなくてはなりません。

例えば、本人に個人情報を記入してもらう場合は、記入用紙に利用目的を記載しておく、画面上に個人情報を入力して送信してもらう場合には、画面に利用目的を表示しておく等の方法があります。

個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得してはいけません。



(イ) 家族の情報を聞き取る場合

【利用目的の通知公表（法 21 条 1 項）・適正な取得（法 20 条 1 項）】

家族の情報は、会員本人とは別人の個人情報です。

例えば、Aさんから、Aさんの配偶者や子どもの氏名や年齢を教えてもらう場合、Aさんの配偶者や子どもにも、利用目的を知らせる必要があります。

また、小さな子どもから、親に内緒で収入事情等を聞き出す等不適正な個人情報の取得はしてはいけません。



(ウ) 市町村等から取得する場合

【提供を受ける自治会等に関する規律（法第4章）】

市町村等は、「行政機関等」であって「個人情報取扱事業者」ではありません（法16条2項、法2条11項）。

そのため、行政機関等から保有個人情報の提供を受ける場合は、第三者提供を受ける際の確認や記録の作成等の必要はありません（法30条、法29条1項かつこ書、法16条2項各号）。

なお、このとき、提供を受ける個人情報について、利用の目的や方法等の制限、又は取扱者の範囲の限定や取扱状況の報告等適切な管理のために必要な措置を求められた場合には、適正に対応する必要があります（法70条）。

【提供を行う行政機関等に関する規律（法第5章）】

行政機関等においては、法令の定める所掌事務や業務を遂行するために必要な場合において、特定した利用目的のために自治会等に保有個人情報を提供することがあります（法61条1項、法69条1項）。その他にも、法令に基づく場合（法69条1項）や利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合があります（法69条2項各号）が、実際に提供を行うことの適否については、各行政機関等において適切に判断される必要があるものです。

市町村等が保有個人情報の提供を行うケースとして、災害時において特に必要があると認めるときに、避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者名簿を自主防災組織等に対して提供する場合（災害対策基本法第49条の11第3項）等が考えられます。



(エ) 民生委員から取得する場合

【提供を受ける自治会等に関する規律（法第4章）】

民生委員・児童委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、法16条2項2号における「地方公共団体」の職員に当たることから、民生委員・児童委員として活動する範囲内では個人情報取扱事業者から除かれています。

その上で、行政機関等から保有個人情報の提供を受ける場合は、第三者提供を受ける際の確認や記録の作成等の必要はありません（法30条、法29条1項かつこ書、法16条2項各号）。

なお、このとき、提供を受ける個人情報について、利用の目的や方法等の制限、又は取扱者の範囲の限定や取扱状況の報告等適切な管理のために必要な措置を求められた場合には、適正に対応する必要があります（法70条）。

【提供を行う行政機関等に関する規律（法第5章）】

民生委員が自治会等の会員でもある場合等において、民生委員として活動するなかで得た個人情報を、自治会等の活動のために提供することは、個人情報保護法上の従事者の義務違反となるほか（法 67 条）、民生委員法上の守秘義務違反となる可能性がありますので、ご注意ください。

（オ）要配慮個人情報を取得する場合

【要配慮個人情報の取得の際の本人の同意（法 20 条 2 項）】

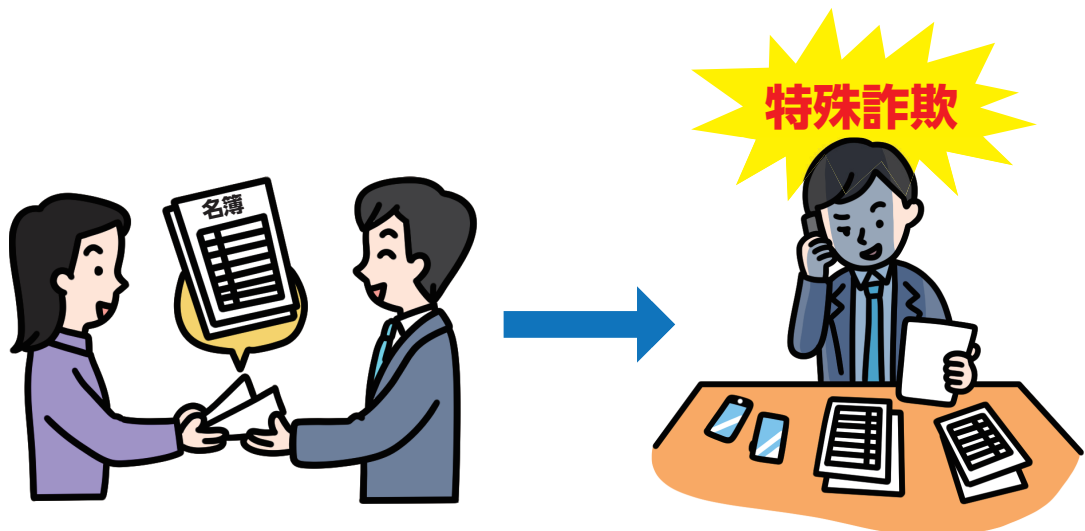
メモ③のとおり、心身の機能の障害の有無等の要配慮個人情報を聞き取ったり、名簿に載せる場合には、あらかじめ本人の同意が必要です。

なお、自治会等が、要配慮個人情報を書面又は口頭により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、自治会等が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解されます。

（カ）個人情報を利用するときの注意事項

【不適正な利用の禁止（法 19 条）】

強盗や特殊詐欺、違法な取り立てや不当な勧誘等に使うおそれがある相手に、名簿や個人情報を渡してはいけません。



(3) ステップ③ 保管しているとき

ポイント

個人情報の漏えい等が生じないように、**安全に管理**しましょう。

ポイント

委託業者に名簿を提供する場合は、**委託先をしっかりと選定・監督**しましょう。

【データ内容の正確性の確保等（法 22 条）】

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めましょう。

名簿の内容は定期的に確認・更新し、古い名簿等は、データを削除、回収してシュレッダーにかける等、適切に廃棄しましょう。



【安全管理措置（法 23 条）】

個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の名簿の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

手法の例

- ・個人データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的なルールを決める。
- ・紙で管理している場合は、鍵がかかる引き出しに保管する。
- ・パソコンで管理している場合は、セキュリティ対策ソフトウェアを導入する。

また、名簿の配布先の会員に対して、他人に渡したり、盗難や紛失等によって名簿が流出しないように注意を呼びかけることも重要です。



【従業員の監督（法 24 条）】

従業員に個人データを取り扱わせるにあたって、当該個人データの安全管理が図られるよう、従業員に必要かつ適切な監督を行わなくてはなりません。

自治会等の形態や管理の実態にもよりますが、団体の運営を担う役員等は、個人情報保護法における「従業員」に該当するものと考えられます。

【委託先の監督（法 25 条）】

個人データの取扱いを委託する場合は、委託された個人データの安全管理措置が講じられるよう、委託先に必要かつ適切な監督を行わなくてはなりません。

印刷業者や工事業者に名簿を提供する場合等は、委託先をしっかりと選定しましょう。

委託先への確認方法の例

個人データの持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す等が考えられます。

また、個人データが適切に取り扱われているか、委託先の状況を口頭等で確認することも大切です。

【保有個人データに関する事項の公表等（法 32 条）】

個人情報取扱事業者の代表者名や利用目的、安全管理措置の内容を本人が知り得る状態におかなくてはなりません。

自治会等でも、会員から名簿等の管理について聞かれたときに対応できるよう、体制を整えておく必要があります。

（４） 第三者に提供するとき（名簿を会員に配布するときを含む）

ポイント

あらかじめ**本人の同意**を得ましょう。

【本人の同意（法 27 条 1 項）】

本人以外の者に個人データを提供（第三者提供）する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。

会員に名簿を配ることは、名簿に記載されている本人以外の会員への個人データの提供にあたるので、原則として第三者提供に該当します。

したがって、会員名簿を会員に配布するためには「●●の目的で会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と団体の利用目的を特定するだけでなく、会員名簿の配布について、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。

第三者に個人データを渡す前に本人の同意が必要



ただし、例えば、以下のような場合は、同意を得なくても提供できます（法 27 条 1 項各号）。

1. 法令に基づく場合

- ・警察の捜査関係事項照会に対応する場合（刑事訴訟法第 197 条第 2 項）
- ・裁判所からの調査や文書送付の囑託への対応（民事訴訟法第 186 条、第 226 条）
- ・税務署の所得税等に関する調査に対応する場合（国税通則法第 74 条の 2 等）

2. 人の生命、身体、財産を守る場合

- ・大規模災害や事故等の緊急時に、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときに、家族、行政機関等に名簿を提供する場合

【第三者提供に係る記録の作成等（法 29 条 1 項）】

個人データを第三者に提供したときは、文書や電磁的記録又はマイクロフィルムに、「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したかを記録しなければなりません。

メモ
7

- ・名簿等を第三者に提供する時点より前に、本人の同意を得る必要があります。
- ・個人情報取得する段階で、利用目的を書面や画面に明示し、確認欄にチェックを入れてもらう等の方法で、同意を得るという方法もあります。
- ・同意は、必ずしも書面により取得する必要はありませんが、記録として残っていたほうがトラブル防止になります。
- ・第三者提供時の記録の作成と保存は、不正入手された名簿等がどういう経路を辿ってきたのか、追跡するための重要な手段となります。

本人の同意や提供に関する記録の作成が不要の場合（法 27 条 5 項）

以下のような場合は、「第三者」への提供ではないため、本人の同意や提供に関する記録の作成と保存は必要ありません。

- ・利用目的の達成に必要な範囲内において、当該個人データの取扱いを委託することに伴って当該個人データを提供する場合（法 27 条 5 項 1 号）
- ・共同利用する場合（法 27 条 5 項 3 号）

5

個人情報保護委員会

(1) 個人情報保護委員会の監視・監督権限

個人情報保護委員会は、個人情報等の適正な取扱いに向けた取り組みを行っており、個人情報保護法に違反する、又は違反するおそれがある場合に、必要な報告又は資料提出の要求、又は立入検査を実施し、指導・助言や勧告・命令をすることができます。

個人情報保護委員会の命令に従わない場合等には、罰則の適用もあり得ます。

(2) 個人情報保護法相談ダイヤル等

個人情報保護委員会では、個人情報保護法の解釈についての一般的な質問や、苦情あつせんのための個人情報保護法相談ダイヤルを設置しています。

個人情報保護法相談ダイヤル

☎ 03-6457-9849

受付時間：9:30 ～ 17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

個人情報保護委員会では、個人情報保護法等に関する質問に対して 24 時間回答できるよう、チャットボットサービスの提供をしています。

URL <https://2020chat.ppc.go.jp/>



Q. **利用目的の特定の手続**はどのように行えばいいのですか？

A. 団体の規約等に則って決めてください。

なお、特定した利用目的は、本人への明示や通知、掲示や回覧等への対応のため、文書化して管理することが望ましいです。

Q. 一度特定した**利用目的を変更**することはできますか？

A. 変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲であれば、改めて本人の同意を得なくても利用目的の変更が可能です。変更後の利用目的は、本人に通知、又は掲示・回覧等する必要があります。

ただし、例えば、「災害時の連絡のため」として取得した連絡先を「イベントの告知」に利用するという場合、関連性を有するとは認められないため、原則として、利用目的以外の目的のための利用として、本人の同意を得る必要があります。

Q. **本人の同意を得る**とはどういうことですか？

A. 「同意」とは、本人の個人情報、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示のことです。

そして、「本人の同意を得る」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいいます。

事業の性質や個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法で行ってください。



Q. 子どもや本人の判断能力が不十分な方からは、どのように同意を得ればよいですか？

A. 【子どもの場合】

法定代理人等から同意を得る必要がある子どもの具体的な年齢は、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきですが、一般的には12歳から15歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられます。

【判断能力が不十分な障害者等の場合】

本人に十分な判断能力がなく、成年後見人等の法定代理人が選任されている場合には、法定代理人から同意を得る必要があります。

成年後見人等の法定代理人が選任されていない場合で、例えば、自治会等で災害時の避難支援事業を行うために、必要な範囲で要配慮個人情報の提供を受けるときは、法20条2項2号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当すると解されるため、あらかじめ本人の同意を得ることなく、障害者等の親族等から要配慮個人情報を取得することができると考えられます。



Q. ある会員から第三者提供について同意を得られなかった場合、その会員の情報が載った名簿の利用や配布はどのようにすればいいのでしょうか？

A. 個人情報を取得する段階で、利用目的を説明し、使い方について理解を求めることが重要です。

会員に配布する場合は、同意が得られた項目はそのまま、同意が得られなかった項目はマスキング等の処理をしてから、配布すること等が考えられます。



Q. 本人の同意を得ずに第三者提供できる「オプトアウト」とはなんですか？

A. オプトアウト規定による個人データの第三者提供とは、法27条2項の規定に基づき、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データの第三者への提供を行うことです。

オプトアウト規定による提供をする場合、個人情報取扱事業者は、所定の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければなりません。また、個人情報保護委員会に届け出た事項については、公表しなければなりません。

個人情報保護委員会に届出された事項は個人情報保護委員会のウェブサイト上で公表されておりますので、オプトアウト規定による個人データの提供を受ける際に、提供元が適切な手続を経ているか確認できます。

オプトアウト規定を順守せずに、本人の同意を得ずに行う第三者提供は、法律違反となる可能性があります。

個人情報保護委員会ウェブサイト

オプトアウト届出の概要 等

URL <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/optout/>



Q. すでに配布した会員名簿はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

A. 会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何か行う必要はありません。いずれにしても、配布先において盗難・紛失等のないよう、適切に管理しましょう。

Q. 新たに会員名簿を作成・配布する場合、変更点のない会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになりますが、その場合どのように取り扱えばよいのでしょうか？

A. 以前に会員名簿を作成する際、その会員に対して、「利用目的」を伝え、「第三者提供」について同意を得ていると思われますので、その場合は改めて何か行う必要はありません。

Q. 個人情報には死者の情報は含まれないと聞きました。会報に訃報を掲載するときはどうすればいいですか？出生情報や入退会情報についてはどうでしょうか？

A. 死者に関する情報については、個人情報に該当しませんが、死者に関する情報が、同時に生存する遺族等に関する情報である場合には、その遺族等に関する個人情報となります。

個人データに該当する出生情報や入退会情報を会報に掲載することは、第三者提供に該当し、原則としてあらかじめ本人の同意が必要です。なお、一般的に、新生児の個人データを第三者提供するために必要な同意は、親権者から得る必要があります。

個人データについては、3 用語の説明 ③ページ (3)「個人情報データベース等」、「個人データ」、「保有個人データ」とは をご確認ください。

Q. イベントで撮影された写真を載せた会報を配布したいです。写真に写っている本人からあらかじめ同意を得る必要がありますか？

A. 一般的に、本人を判別可能な写真の画像は個人情報には該当しますが、個人データではないと解されるため、あらかじめ本人の同意を得ずに配布等を行っても、第三者提供するときのルールに違反するおそれはないと解されますが、利用目的を通知又は公表することは必要です（法21条1項）。

なお、プライバシーの権利や肖像権の侵害に当たる場合もあるため、不特定多数の者への提供に際しては自主的に本人の同意を得る等の取組が望ましいと考えられます。

個人情報保護法について、もっと詳しく知りたい方は

- ・ **個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン**

（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編、認定個人情報保護団体編）

- ・ **「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q & A**

- ・ **マンガで学ぶ個人情報保護法**

を個人情報保護委員会のウェブサイトに掲載していますので、ご参照ください。

URL <https://www.ppc.go.jp/>



個人情報保護法における基本的なルール

名簿を作成・保管するときのルール

ステップ① 個人情報を集める前

▶ 利用目的の特定と利用目的による制限

どのような情報を集め、なんのために、どのように利用するのか、**利用目的**を決めましょう。
会員名簿を会員に配布するのであれば、その旨を**利用目的として特定**する必要があります。
原則として、本人の同意なく、特定された**利用目的の達成に必要な範囲**を超えて、個人情報を取り扱ってははいけません。

ステップ② 個人情報を集め、利用するとき

▶ 利用目的の通知等

本人に直接書面等に記載・入力等してもらうときは、あらかじめ用紙等に利用目的を明示する必要があります。
それ以外の場合も、掲示・回覧等の方法により、速やかに利用目的を知らせる必要があります。
なお、本人以外の家族の情報を集める場合には、その家族にも利用目的を知らせる必要があります。

▶ 不適正な利用の禁止

強盗や特殊詐欺に使うおそれがある相手に、名簿を渡してはいけません。

ステップ③ 保管しているとき

▶ 安全管理措置

取扱規程や責任者を定める等、個人情報の漏えい等の防止のために適切な措置を講じる必要があります。
名簿の配布先の会員に対して、他人に渡したり、盗難や紛失等によって名簿が流出しないように注意を呼びかけることも重要です。

▶ 内容の正確性の確保等

名簿の内容を正確・最新に保ち、利用する必要がなくなった内容は、**遅滞なく適切に消去**しましょう。

名簿を第三者に提供するときのルール

▶【原則】本人の同意

本人以外の者に名簿や名簿に含まれる個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。
※個人情報を取得するときに、会員へ配布する等の利用目的を説明した上で同意を得る等の方法があります。

ただし、例えば、以下のような場合等、同意を得なくても提供できる場合があります。

（その１）法令に基づく場合

警察、裁判所、税務署からの照会等、法律や政令等に定めがある場合

（その２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で本人の同意を得ることが困難であるとき

災害発生時に、会員の安否確認のために警察・消防機関等に名簿を提供する場合

▶ 提供に関する記録の作成義務

名簿や名簿に含まれる個人情報を第三者に提供したときは、原則として、提供に関する記録を作成し、一定期間保管しなければなりません。

名簿の取扱いを委託するときのルール

▶ 委託先の監督

印刷業者や工事業者に名簿を提供する場合等、名簿や名簿に含まれる個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先をしっかりと選定し、委託先において名簿が安全に管理されるよう、適切に監督しなければなりません。

▶ 本人の同意や提供に関する記録の作成は不要

利用目的の達成に必要な範囲内において、名簿や名簿に含まれる個人情報の取扱いを委託する場合は、本人の同意や提供に関する記録の作成は不要です。

1 4 . 消防分団の取扱いに関する資料

令和3年3月19日

寒川町長 木村 俊雄 様

寒川町自治会長連絡協議会
会 長 千 葉 保 雄

消防分団助成金について

[経緯]

標記の件、寒川町の消防分団の成り立ちや今までの取り組みは、他市町村にない素晴らしい活動をして来ており、各自治会においては消防分団の活動を支えるべく多額の支援を行って参りました。

しかし、時代的背景の変化と共に地域への意識も著しく変化し、近年宅地造成が進み住宅開発が多く行われたことから、他市町村からの移住者も多く、町の人口減少に歯止めが掛かる良い面に繋がっており、今後もこの傾向は継続されていくものと思われます。

反面、他市町村での自治会活動や自治会費の取扱いとの比較や会費使用目的に関する意見等が強く出され、自治会としての対応が迫られる一方で、他市町村における消防団への助成金に関する取扱いでは、裁判等でも示されているように厳しい判例が出されています。

[まとめ]

町内の多くの自治会は、長年にわたり消防分団の活動に対する感謝と活動支援を兼ねて、活動協力金として一世帯300円から800円程度の多額な助成金を支給して参りましたが、コンプライアンス遵守の観点からも、従来の方策を続ける事は困難と判断し、当会3月度定例会において以下の事項を決定いたしました。

- 消防分団への助成金の廃止
- 地域防災等への消防分団の取り組みに対する謝礼に関するガイドラインの設定
- 妥当と認められる消防行事へのご祝儀や地域の事業協力への謝礼は従来通り

[留意点]

- ・町内の消防分団は、長年、自治会からの資金を財源に活動を行っております。町として消防分団の活動等を再度検証し、活動が円滑に出来るよう活動資金の支援をお願いいたします。
- ・近年災害は多発しており、いつ・どこで・何が発生してもおかしくない状況です。寒川町では相模川・目久尻川・小出川の三河川を有し、水防に関する取り組みも重要課題の一つであり、ますます消防分団の位置付けが重要になっています。

これらの対応によって、消防分団員の退会や分団の削減にならぬよう、町の管理による対応を強く要望いたします。

自治会から消防分団への分担金等の取扱いについて

自治会長連絡協議会役員会において、表題の件に係る取扱いについて協議をし、町(副町長)と数回に渡る話し合いを行ってまいりました。
その概要として以下のとおりまとめました。

1 課題整理

近年、複数の自治会において、消防分団金に対する意見や質問等が増加しています。
その要点の一部を紹介いたします。

※自治会費から消防分団活動資金を負担する事はおかしいのではないか。

各自治会では1世帯あたり300円～800円程度の負担をしている。

※消防分団組織は消防行政機関の組織であり、行政が活動助成金を交付すべきではないか。

※以前住んでいた地域では消防分団への負担金は違法性があることから廃止をしているのに、おかしいのではないか。

2 社会的背景(裁判等での判例)

平成22年3月24日の横浜地裁の判決にて、**消防団員に報酬が支払われるようになった平成20年の条例改正以降は、消防団が本来業務のほか、本来業務との関連が疑われる活動につき、市民等から慰労などの趣旨で直接寄附金を受領することは違法となる余地があるとの司法判断を示しました。**歴史的な地域の習慣であるかどうかはともかく、この判示の趣旨から、報酬が支払われる消防団は市の一機関であり、**消防団員自体も特別職の地方公務員という身分ですから、自治会からの直接の資金援助を受けることはできないと言われています**

なお、**同判例では「この寄附金の趣旨は、主として、地元のための活動をする団体である消防団に対する慰労を目的としたものであると認めるのが相当である。**

＜資料1参照＞

3 寒川町の対応

- ① 寒川町消防団の組織に関する規則、第10条に寄付金等の受領禁止事項
- ② 分団長会議等においても、常に上記①の内容は口頭で指導をしていたとのこと

行政は、自治会から支払われていることに対し、

- ① 数十年前より自治会が上記の行為を行っている事は知っている。
- ② 自治会長連絡協議会は10年以上に渡り、協働文化推進課による、各自治会の会計監査を行い、支払いを確認している。

4 自治会長連絡協議会役員会の見解

(1) 消防分団助成金について

- ① 自治会員からの意見に対する、対応が求められる。
- ② 自治会費の徴収目的は自治会及び自治会員の為の活動資金として位置付け。
 - 交付金や助成金等の対象となる支援団体は、自治会活動を通しての自治会組織内の団体のみを対象として位置付けなければならない。
 - 消防分団は消防行政機関であり、分団助成金は自治会活動負担には当たらない。
 - すでに、判例や地域の声が出ている事から、裁判等の訴訟が発生した時は、単位自治会での対応となり、自治会の運営上大きな課題と考えられる。
 - 自治会会費は公金であり、使用目的は違法として捉えられ、運用は行っていない。

(2) 消防分団の地域活動の協力に対し、妥当性があると判例が出されている内容は以下のとおり

- 分団出初式や記念事業等の謝礼・祝儀・寸志
- 自治会・町内会の各種イベントの事業協力要請に際し、主催者からの謝礼

(3) 消防広域行政に関わる、茅ヶ崎市の状況

- 1世帯10円から20円の活動支援としての協力の範囲

(寒川町では消防分団は行政管理下と位置付け、茅ヶ崎市は消防本部組織下として位置付けられている。消防分団の消防指令は消防本部が行い、組織は町の管理と異なっている。今後、広域行政による消防組織から見直しが必要である。)

(4) 行政対応への要望

- 行政管理下である消防分団に対し、違法として知りながら口頭だけでの指導でなく、正しく指導を行って頂く。
- 自治会からの分担金の廃止により、分団の活動上資金不足が発生し、活動の停滞や士気の低下から、分団員の減少、更には分団の解散などが想定されるためしっかりした対応を求める。

(5) 寒川町自治会長連絡協議会における分団費の取り扱い

- 運営活動支援に伴う、助成金・交付金等は廃止とする（県大会出場に際しての助成金を含む）
- 判例等で認められている範囲の、謝礼・祝儀・寸志等については従来の慣例等、地域性に合わせた対応を行う。
- 詳細については、資料2を参照ください。

事例・インターネットより抜粋 ご意見・ご提案

消防団協力費について質問です。

地域によって温度差がありますが…出初め式・夏季訓練など大きな行事時に地域住民に消防協力費のお願い(半強制?)があります。
自治会費と一緒に集められ一括にて渡すパターンと消防団員が各家に直接、協力費のお願いするパターンがあります。

この協力金は、消防団に対する地域の期待とねぎらいをあらわしたものであり、あくまでも自治会、地域住民の意思であると考えられ、その行為が慣習、慣例した結果だと思っております。

非常勤の消防団員は特別職の地方公務員とされています。

平成 20 年の条例改正により、階級の区分に応じ報酬が支払われるようになり消防団は名実ともに行政組織の一部であるといえます。また、消防団に要する費用は、当該市町村が負担しなければならないとされています。拘束される時間からすると少額ですが、唐津市から報酬頂いてる消防団員は準公務員の立場であります。公務員の立場でありながら寄付(消防協力費)を募ることは法律的に問題があるのではないのでしょうか? 疑問です。

半歩譲りまして…その協力費は地域住民からの善意のお金であります。その善意のお金がいくらになったのか、きちんと市の歳入として計上し地域住民の方々に対して報告すべきではないのでしょうか(各分団で費消せずに)。そして、消防団は市の一機関といえる立場であります。そのような立場なら、消防団が受け取った消防協力費(寄付金)は、唐津市が受けた寄附金としての歳入金収納が行われなければ違法とはならないのでしょうか? 唐津市の回答をお願いします。

参考として、平成 22 年 3 月 24 日の横浜地裁の判決にて、**消防団員に報酬が支払われるようになった平成 20 年の条例改正以降は、消防団が本来業務のほか、本来業務との関連が疑われる活動につき、市民等から慰労などの趣旨で直接寄附金を受領することは違法となる余地があるとの司法判断を示しました。**歴史的な地域の習慣であるかどうかはともかく、この判示の趣旨から、報酬が支払われる消防団は市の一機関であり、**消防団員自体も特別職の地方公務員という身分ですから、自治会からの直接の資金援助を受けることはできないと言われていました**

なお、**同判例では「この寄附金の趣旨は、主として、地元のための活動をする団体である消防団に対する慰労を目的としたものであると認めるのが相当である。**(中略) 上記のような寄附金の性質に照らすと、本件で問題となっている寄附金を〇〇市に対する寄附金として処理することが適正な会計処理ということとはできない(中略) そもそも寄附金の趣旨に照らすと、これが本来、〇〇市に帰属されるべきものとはいえない」との判示から、これまでに消防団が受領した消防協力費(寄付金)は、唐津市の歳入に計上すべきものとは考えず、計上しないことについての違法性もないと判断しています。

寒川町自治会長連絡協議会

(R3.3.19 時点)

消防分団金・謝礼・祝儀・寸志等の取り扱いガイドライン

消防団活動は地域性等によって異なっておりますが、寒川町の各消防分団は他市町村にない、活動を日頃より行い地域住民の安心安全の取り組みや、操法技術の向上等の取り組みを行っており、いざ災害時には消火を始め、消防署同様な取り組み等、行っております。

この様な背景から地域防災の支援として、各自治会は消防分団の活動支援を各世帯 300 円から 800 円程度の活動協力金・消防分団費とし、助成金の支払いを行ってき ておりました。

近年の裁判等において、司法判断は違法という位置づけがされ、寒川町自治会長連絡協議会での協議により、消防分団費・活動助成金の取り扱いを「禁止」といたします。

この事から、令和 3 年 3 月 19 日、寒川町自治会長連絡協議会での協議において、謝礼等を一定のガイドラインを設定し基準とします。

また、地域において、複数自治会の関わる所や地域性等により異なる場合は、関連自治会により協議のうえ判断頂くようお願いいたします。

1、自治会としての支援

1 世帯 30 円から 50 円程度をガイドラインとします。

設定根拠、寒川町の消防は、広域行政に伴い茅ヶ崎消防との広域となります。

茅ヶ崎市の自治会長連絡協議会（茅ヶ崎市まちぢから協議会）では各自治会への地域防災への取り組みとしての慰労や感謝を込めて謝礼として 1 世帯 10 円から 20 円程度が支払われています。

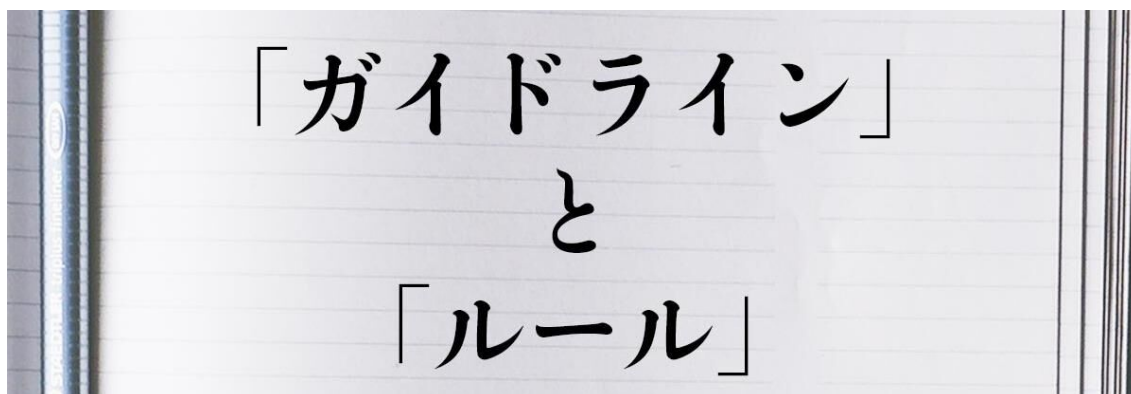
今後の消防広域化に伴う対応としての平準化を尊重する一方、寒川町の歴史的背景や慣習を尊重する事も勘案し、ガイドラインを設定します。

但し、次の 2 の項目については含まれません。

2、消防分団の地域活動の協力に対し、妥当性があると判例がだされている内容。

消防分団出初式や記念事業等のご祝儀・寸志は現行通りとします。

自治会・町内会の各種イベントの事業協力要請に際し、主催者からの謝礼については、従来の慣例や地域において、対応を行う事とします。



「ガイドライン」とは？

「ガイドライン」とは、「**指針になるもの**」という意味で使われている言葉です。これを示すことで、守ってもらおうという狙いになりますが、強制という訳ではなく、それに従わなかったことによる罰則などが存在するということもありません。

「ルール」とは？

「ルール」とは、守るべき「**規則**」のことです。

「ガイドライン」と「ルール」の違い

「ガイドライン」と「ルール」の違いを、分かりやすく解説します。
「ガイドライン」は、従ってもらいたい内容といった意味になる言葉で、あくまで「**指針**」という扱いになります。
その為、強制力はなく、自主性に任せる部分が大きくなります。
「ルール」とした時には、守らないといけない内容になり、社会におけるそれは、主に「**法令**」になります。

＜参考＞規約（会則）の参考事例

〇〇自治会規約（例）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本会は、会員相互の福祉向上と安全な環境づくりを行い、安心して生活できる住みよい地域社会の維持・形成及び発展に資することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- （1） 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2） 美化、清掃等区域内の環境の整備
- （3） 集会施設の維持管理
- （4） スポーツ大会やレクリエーション等への参加
- （5） 自治会員相互の懇親会
- （6） 行政からの連絡・依頼事項の地域内周知
- （7） 地域内問題の調整、自治会内の取りまとめ、要望等
- （8） 地域内環境向上のための活動
- （9） 地域活動団体の支援
- （10） その他目的を達成するために必要な活動

（名 称）

第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。

（区 域）

第3条 本会の区域は、寒川町（〇〇字）〇〇番地（の一部）の区域とする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、代表者の自宅に置く。

第2章 会 員

（会 員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する一般会員（個人）、特別会員、法人（事業所・店舗）会員、または、本会の主旨に賛同する区域外の賛助会員とする。

（会 費）

第6条 会員は、次に定める会費を納入する。

- （1） 一般会員 年 〇, 〇〇〇円
- （2） 特別会員 年 〇, 〇〇〇円
- （3） 法人会員 年 〇, 〇〇〇円
- （4） 賛助会員 年 〇, 〇〇〇円 （必要なものを選択する。）

(入 会)

第7条 本会に入会をしようとする場合は、会長に申し出を行う。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。ただし、賛助会員はこの限りでない。
- (2) 本人から退会する旨の申し出が、会長になされたとき。

第3章 役 員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 ○人
- (3) 会 計 ○人
- (4) 書 記 ○人
- (5) 監 事 ○人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 書記は、会務を記録し、会議等の準備をする。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び財産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長、会計担当及び書記担当の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 前号の報告をするため必要と認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員の報酬)

第13条 役員の報酬は、年度当初の総会において、予算で定めるものとする。

第4章 総会

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、総会を開催する場合、会議の目的たる事項及びその内容並びに開催日時及び、場所を示して、周知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、出席した会員の中からその都度選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第22条 会員は、総会において各々1票の表決権を有する。

(総会の書面表決)

第23条 止むを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、第20条、第21条の規定の適用については、その会員は出席したものと同みなす。

(代議員制)

第24条 第20条の規定にかかわらず、会員の中から一定の基準により選出された代議員の2分の1以上の出席をもって、総会を開会することが出来る。

(代議員による評決)

第25条 総会を代議員により評決する場合は、第21条、第22条、第39条において、「会員」とあるのを、「代議員」と読み替えるものとする。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第26条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第27条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項や委任された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第28条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から〇〇日以内に役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第30条 役員会には、第20条、第21条、第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第6章 委員会または部会

(委員会または部会)

第31条 専門的な処理や事業等を行うため、総会または役員会で了承の上、委員会または、部会を設けることができる。この場合、総会または、役員会に、活動状況を報告しなければならない。

第7章 財産及び会計

(財産等の構成)

第32条 本会の財産・運営費は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載のある財産
- (2) 会 費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 財産から生ずる果実
- (5) その他の収入
- (6) 運営費

(財産・運営費の管理)

第33条 本会の財産及び運営費は、会長が管理し、その方法は総会の議決によりこれを定める。

(財産の処分)

第34条 本会の財産のうち第32条第1号に掲げるものを処分し、または担保に供するときは、総会において総会の2分の1以上の承認を得なければならない。ただし、軽微なものは役員会で決定し、処分することが出来る。

(経費の支弁)

第35条 本会の経費は、財産または、運営費をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。また、補正予算を行う場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決を経ていないときは、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前会長の了承を得た上で、総会までの期間は、事業計画及び予算の案を持って、支出することができる。この場合は、すみやかに総会を開催し、事業計画及び予算の議決を行う。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第39条 この規約は、総会において会員の2分の1以上の承認を得なければ変更できない。

(解 散)

第40条 本会を解散する場合は、会員の4分の3の出席をもって行われる総会において、審議を行わなければならない。

2 総会の議決に基づいて本会を解散するときは、会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

第9章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第41条 本会の事務所には、規約、会員名簿、収支に関する帳簿、財産目録等財産の状況を示す他に必要な帳簿及び書類を5年間備えていなければならない。

(委 任)

第42条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定め

附 則

1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第38条の規定にかかわらず、設立のあった日から令和〇〇年3月31日までとする。

※備考1

この規約（会則）は、一般的な事例です。各自治会の実情に応じて、適宜修正の上利用して下さい。

※備考2

法人化を行う自治会の場合、この規約（会則）に、追加、変更する内容や項目があるため、その場合は、町の町民協働課に相談してください。

寒川町自治会運営マニュアル（令和 7 年度版）

令和 7 年 4 月発行

編集・発行者 寒川町自治会長連絡協議会

〔 町民部 町民協働課 協働推進担当 〕

住 所 神奈川県高座郡寒川町宮山 1 6 5 番地

電 話 0 4 6 7 - 7 4 - 1 1 1 1 （代表）
（内線） 7 4 2